

 明治学院大学
Do FOR OTHERS

点検・評価報告書 **2021**

目次

1	序章
2	第1章 理念・目的
8	第2章 内部質保証
17	第3章 教育研究組織
21	第4章 教育課程・学習成果
39	第5章 学生の受け入れ
47	第6章 教員・教員組織
56	第7章 学生支援
66	第8章 教育研究等環境
77	第9章 社会連携・社会貢献
85	第10章 大学運営・財務
99	終章

序章

本報告書は、公益財団法人大学基準協会が実施する2022年度の大学評価を受審するための調書として作成したものである。

本学は、2015年度に大学評価を受審し、大学基準に適合しているとの認定を受けた。その評価結果では、教育理念が教育研究機関やその活動に具現化していることについて高い評価を受けたが、「教員・教員組織」「教育内容・方法・成果」「学生の受入れ」の項目から8件を「努力課題」として提言された。その後、提言事項の改善に努め、2019年7月に『改善報告書』として大学基準協会に改善状況を報告している。この報告に対し、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」は「なし」とされたものの、「改善が不十分な事項については、更なる対応を求める」として5項目が挙げられていた。そのうち4項目については対応が完了している。残る一つの「大学院における収容定員の未充足」という項目については、2015年に、従来の研究科の壁を超えた新しい研究科『法と経営学研究科』を設置する新たな試みを行い、一定の成果は得たが、完全な解消には至らず、引き続き検討を重ねている。一方、高い評価を受けた事項については、そのレベルの維持と更なる発展に努めている。

前回の大学評価受審以降、本学では、内部質保証システムの構築を進め、さらに、その運用に取り組んできた。内部質保証に関する方針を新たに定め、「質保証統括委員会」「自己点検・評価委員会」「自己点検・評価小委員会」「ピアレビュー委員会」「質保証企画委員会」および「質保証外部評価委員会」を設置した。学長－執行部会を中心とした質保証を推進することができるように体制を整備し、機能させるよう試みてきた。こうした質保証の取り組みにより、いくつかの改善を見ることができた。特に、点検・評価の結果が、学長から各部局に対しての具体的な改善指示に結びつき、それを受けて各部局が改善を実施したことは、大きな一歩であった。しかし、内部質保証システムの推進という意味では、道半ばにある。まだ幾つもの課題が残されているが、本報告書をまとめる中でその輪郭がはっきりとしてきた。これが自己点検・評価の意義であり、大学の質の向上に向けた重要な機会となることを再認識している。詳細は本章に譲るが、これらの営みが、ひいては本学の理念・目的の実現に資するものと考えて、今後も絶えず内部質保証システムを機能させ、実質化を図っていきたい。

前回の大学評価から6年が経過した。ここで改めて本学の取り組みを御高覧いただき、成果に対する評価や今後の大学発展のためのご意見をいただくことをお願い申し上げます。

第1章 理念・目的

01 | 現状説明

点検・評価項目 1

大学の理念・目的を適切に設定しているか。

また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点

- ✓ 学部においては、学部、学科または課程ごとに、研究科においては、研究科または専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
- ✓ 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

明治学院大学は、幕末に来日したジェームス・ヘボン(J.C.Hepburn)とクララ夫人が1863年に横浜の居留地に開設したヘボン塾を歴史的淵源としている。Dr.ヘボンは、ヘボン式ローマ字の考案者として著名であるが、医者でありキリスト教の宣教師として、異国の地で医療活動や布教活動に取り組み、日本の近代化に多大な功績を残したことで知られている。また、自身が編纂したわが国最初の和英辞典『和英語林集成』と聖書の翻訳は、その後、西洋との架け橋にもなった。

それから160年近い歴史を刻む本学は、学校法人明治学院の設置する高等教育機関として、現在、6学部16学科、7研究科12専攻ならびにキリスト教研究所および国際平和研究所を擁し、「キリスト教による人格教育」を建学の精神とし、創設者ヘボンが生涯貫いた精神“Do for Others(他者への貢献)”を教育理念に掲げ、各界に有為な人材を輩出している。

大学の人材養成上の目的・教育目標

本学は「福音主義のキリスト教に基づいて教育事業を経営することを目的とする」ことを「学校法人明治学院寄附行為」(根拠資料1-1)の第3条において定め、本学の建学の精神である「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎としている。また、教育理念である“Do for Others(他者への貢献)”を実現するため、広く教養を培うとともに、各学部・学科において専門分野に関する知識・技能および知的応用能力を身につけた人間を育成することを目的とする。

この目的を達成するために、「明治学院大学学則」(根拠資料1-2)の第5条において、次の「5つの教育目標」を定めている。

1. 他者を理解する力を身につける。
2. 分析力と構想力を身につける。
3. コミュニケーション力を身につける。
4. キャリアをデザインする力を身につける。
5. 共生社会の担い手となる力を身につける。

また、大学全体の人材養成上の目的・教育目標については、毎年「執行部会」において点検・評価し、建学の精神に照らして、本学にふさわしいものであることを確認している(根拠資料1-3)。

各学部・学科(6学部16学科)の人材養成上の目的・教育目標

各学部では、大学の人材養成上の目的・教育目標を踏まえて、各々の特色を織り込んだ人材養成上の目的・教育目標を設定し、さらに各学部の人材養成上の目的・教育目標を踏まえて、各学科がそれぞれの個性を活かした人材養成上の目的・教育目標を「明治学院大学学則」(根拠資料1-2)の第5条の2に定めている。

例えば、大学の人材養成上の目的・教育目標に基づき、文学部では人材養成上の目的・教育目標を「文学部においては、さまざまな時代や状況においてなされた人間の創造行為や表現活動の諸相を学生に教授し、他者を理解するとともにまた自らを知る力を培う。そうして、新たな文化を構想する知的分析力や創造力をもった人材を養成してゆく。その過程において、問題を発見する力やそれを伝達する言語能力の涵養も重視し、将来自らが関わる社会のさまざまな局面において、柔軟かつ斬新な思考を展開できる人間を育てる。」と定めている。

また、フランス文学科では、大学および文学部の人材養成上の目的・教育目標に基づき、人材養成上の目的・教育目標を「フランス文学科は、フランスさらにはヨーロッパ全域へと視野を広げることで、ともすれば画一化されがちな日本社会に向けてユニークな発想を提言できるような、斬新な視点をもった創造性あふれる人材を養成することを目的とする。このような目的のもと、本学科では、フランスおよびフランス語圏の言語および文学・芸術・歴史・思想の研究を通じて、感性と知性を養うとともに、自らの着想を他の人々に確かに伝える表現力を鍛え、真に豊かな文明のありようを追求することを教育目標として定める。」と定めている。

他学部・学科においても同様に人材養成上の目的・教育目標を大学の人材養成上の目的・教育目標と連関するように定めている。

大学院の人材養成上の目的・教育目標

大学院は、建学の精神すなわち「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎とし、教育理念“Do for Others(他者への貢献)”を実現するため、深奥なる学術の理論および応用を研究教授し、さらに進んで研究指導能力を養い、また、高度で専門的な職業能力を有する深い学識および卓越した能力を培い、もって人類の文化の発展と福祉の増進に貢献する能力を身につけた人間を育成することを目的としている(根拠資料1-4〔第1条〕)。

このような目的のもと、大学院は学士課程において培った能力をさらに発展させ、研究倫理を有するとともに、高度の分析力と構想力を備え、自らのキャリアをデザインする力を有し、コミュニケーション力をもって他者を理解し、共に生きる力を身につけ、知的な素養を持つ人間、研究能力を持つ人間、高度で専門的な職業に従事する人間を育成することを教育の目標とし、これを「明治学院大学大学院学則」(根拠資料1-4)の第6条に定めている。

大学院の人材養成上の目的・教育目標に関しては、学部と同様に、毎年「執行部会」において点検・評価し、建学の精神に照らして、また、大学の人材養成上の目的・教育目標に連関していることを確認している。

各研究科・専攻(7研究科12専攻)の人材養成上の目的・教育目標

各研究科は、大学院全体の人材養成上の目的・教育目標を踏まえて、独自の人材養成上の目的・教育目標を、「明治学院大学大学院学則」(根拠資料1-4)の第6条の2に定めている。さらにそれを踏まえて各専攻独自の人材養成上の目的・教育目標を設定している。それぞれの学問・教育によ

第1章

る特徴を活かしつつ、大学院全体－研究科－専攻の人材養成上の目的・教育目標は連関している。

以上のように、大学－学部－学科の人材養成上の目的・教育目標、大学院－研究科－専攻の人材養成上の目的・教育目標については、学部－学科、研究科－専攻の特性と特徴を活かし、適切に連関し、設定しているといえる。

点検・評価項目 2

大学の理念・目的および学部・研究科の目的を学則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点

- ✓ 学部においては、学部、学科または課程ごとに、研究科においては、研究科または専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
- ✓ 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知および公表

建学の精神、教育理念および人材養成上の目的・教育目標は、前述のとおり明治学院大学学則および明治学院大学大学院学則に定めるほか、履修要項(根拠資料1-5【ウェブ】)および大学院要覧(根拠資料1-6)、大学ウェブサイト(根拠資料1-7【ウェブ】)、大学案内(根拠資料1-8【ウェブ】)および大学院案内(根拠資料1-9【ウェブ】)ならびに学生・教職員に配布する「MG DIARY(学生手帳)」(根拠資料1-10)においても掲載し、学生および教職員に周知するとともに広く社会に公表している。

点検・評価項目3

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点

- ✓ 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
- ✓ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

将来を見据えた中期の計画の諸施策の設定

本学は、理念・目的を実現するため、①グローバルマインド、②ボランティアスピリッツ、③キャリアデザインを重点的取組とした中期計画(10カ年計画)を2015年に初めて策定し、これをMG DECADE VISION 2015～2024と名付けた。さらに、中期計画を前半(2015～2019)と後半(2020～2024)に分け、その計画を実行し、進捗を管理した。

中期計画前半(2015～2019)

中期計画前半は、次の①から③を柱にして計画を実行した。

①グローバルマインド

国際センターが中心になって「国際化ビジョン2018」(根拠資料1-11)を策定し、海外の提携校数や留学生数等の数値目標を掲げ、計画を実行し、その達成に向けて順調に活動を進めた。

②ボランティアスピリッツ

本学では、阪神・淡路大震災を契機に設立したボランティアセンターが拠点となって、本学の特色ある取り組みの一つであるボランティア活動を行ってきた。ボランティアセンターの活動は多岐にわたるが、学生を中心に、活動の企画や実行支援を行う担当教員、センターの運営全般を担う職員が共同して、学生の自主性を重んじる活動を実施している。また、毎年、活動状況を振り返り、その内容を活動報告書としてまとめている(根拠資料1-12【ウェブ】)。

また、ボランティアセンターの活動を教育面でも活かし、関連の正課科目の単位を修得し、一定時間以上のボランティア実践を行った学生にサティフィケートを与える「ボランティア・サティフィケート・プログラム」を設けた(根拠資料1-13【ウェブ】)。

③キャリアデザイン

大学および大学院の人材養成上の目的・教育目標を実現するために、キャリアセンターを中心に「キャリアデザインに資する教育・支援プログラムの充実」「相談体制の充実」「学外機関等と連携した就職支援の充実」に取り組んだ(根拠資料1-14【ウェブ】)。

2020年6月にMG DECADE VISION 推進事務局会議において前半の5年間を点検・評価した。グローバルマインド、ボランティアスピリッツ、キャリアデザインに関する計画の進捗は順調であったものの、教学面の計画が不十分であったために「MG DECADE VISION」が大学全体に浸透しなかったと評価し、新たな中期計画にその経験を反映させた。

■ 中期計画後半(2020～2024)

2020年4月1日からの私立学校法の改正施行に伴い、学校法人に中期計画の策定が求められ、教学、人事、施設、財務についての記載が求められたこと、大学、高校の中期計画を統合した法人の中期計画が求められたことなどから、MG DECADE VISON 2015～2024は、学校法人明治学院中期計画に吸収・移行することになった。大学においては「MG DECADE VISON 2015～2024」のグローバルマインド、ボランティアスピリッツ、キャリアデザインを含めながら、学部横断的な教学計画を拡充した中期計画後半(2020～2024)を改めて策定し、学校法人明治学院の中期計画(2020～2024)に組み入れた(根拠資料1-15)。

さらに「中期計画(大学施策)の進捗管理に関する内規」(根拠資料1-16)により中期計画における管理体制を定め、現在はこれに基づき「中期計画進捗管理作業部会」において進捗を管理している。

中期計画後半(2020～2024)の内容は、大学の理念・目的と「卒業の認定・学位授与に関する方針(または課程修了の認定・学位授与に関する方針)」(以下、「ディプロマ・ポリシー」とする)、「教育課程の編成および実施に関する方針」(以下、「カリキュラム・ポリシー」とする)および「入学者の受入れに関する方針」(以下、「アドミッション・ポリシー」とする)の3つのポリシーを踏まえた9項目からなり、中期計画の前半で中心にしてきた3つの重点的取り組みを含み、教学を意識した9項目に改定した(根拠資料1-15)。

その中の具体的事例を紹介する。教学改革と教育改善の推進については、新学部設置についての構想および教養教育における「AI・データサイエンス」の設定についての検討を2021年度に開始した。

グローバル教育の充実として、新型コロナウイルス感染症の影響で留学ができない学生の語学上達のため、学外で受講した語学講座の授業料の一部や、学外で受験した語学試験の受験料の一部を大学が補助する制度(根拠資料1-17【ウェブ】)を設けた。さらに、留学希望の有無にかかわらず、本学の教育目標をより効果的に実現できる体制を整備することを目的とし、2021年4月に「国際化ビジョン2021」(根拠資料1-18【ウェブ】)を策定し、公表した。これにより、「国際化の土台の再構築」としてオンラインを含む多様な国際化を目指すという、大学としての方針を示した。

■ 大学の長期計画

本学では、学部新設やキャンパスの大規模な整備等、財政と大きく関わる事柄に限って長期的な計画を策定してきた。例えば、2019年度に大学の横浜キャンパスの移転に関する検討およびそれにかかわる学部新設を計画した際には、財政や学生数、教員数、キャンパス整備を含む、あらゆる面での長期的な計画を立案した。それを執行部会および教学改革推進本部会議において議論を重ね、各学部教授会にて議論した上で「連合教授会」(根拠資料1-19)に諮ったが、審議の結果は否決となり、キャンパス移転計画および学部新設計画は実現しなかった。

2021年度には、学長の発案による新学部設置案を執行部会および教学改革推進本部会議において検討の上、連合教授会に諮り、2022年1月に可決を見た。まだ長期計画の策定には至っていないが、新学部設置を含む長期計画の必要性を認識し、長期計画策定のための組織を設けることを検討している。

02 | 長所・特色

中期計画前半では、本学の教育理念である“Do for Others(他者への貢献)”に基づき、また、人材養成上の目的とも強く結びついた①グローバルマインド、②ボランティアスピリッツ、③キャリアデザインを軸にして、教職協働によって、学生活動を支援してきた。2020年からの中期計画後半では教学面を拡充した新たな計画を実行しているが、ここにおいても①グローバルマインド、②ボランティアスピリッツ、③キャリアデザインは、本学の理念・目的の実現に資する事項として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって計画の見直しを余儀なくされているものの、引き続き重点的に推進している。

03 | 問題点

「理念・目的」を実現するためには、長期計画を策定する必要があると認識している。2022年1月に新学部設置計画の全学的承認を見たことを機に、長期計画策定のための組織を設けることを検討している。

04 | 全体のまとめ

人文科学および社会科学を基盤とする学部学科からなる大学として、150年以上の歴史を有し、長きにわたって各界に有為な人材を輩出してきた本学は、建学の精神である「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎として、教育理念である“Do for Others(他者への貢献)”を実現するため、広く教養を培うとともに、各学部・学科において専門分野に関する知識・技能および知的応用能力を身につけた人間を育成することを目的としている。さらに、この目的を達成するために「5つの教育目標」を定め「明治学院らしい大学の形」を希求している。

また、「理念・目的」を実現するために、中期計画を策定・実行し、その点検・評価を行い、改善に努めている。

以上のとおり、本学の理念・目的は、概ね適切であると評価している。

第2章 内部質保証

01 | 現状説明

点検・評価項目 1

内部質保証のための全学的な方針および手続を明示しているか。

評価の視点

- ✓ 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針および手続の設定とその明示
 - 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
 - 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
 - 教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針(質保証サイクルの運用プロセスなど)

内部質保証方針の設定

本学では、内部質保証方針を次のように設定し、大学ウェブサイトにおいて公表している(根拠資料2-1【ウェブ】)。

基本的な考え方

1. 内部質保証システムの有効性に着目した評価、理念目的の実現に向けた取り組みを重視し、充実・向上を支援する評価、全学的な観点からの評価の3点に留意し、内部質保証を推進する。
2. 本学の理念・目的、教育目標および各種方針の実現に向けて、教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。
3. 本学の内部質保証は、学長の指示のもとに、検討、審議の上定められた、内部質保証の体制、仕組み、方針等の制度に基づき本学の内部質保証を行う。
4. 内部質保証の実効性を検証するため、外部評価者による客観的評価を行う。
5. 自己点検・評価結果、外部評価結果について、広く社会に公表する。
6. 内部質保証について、組織内の理解を促し定着をはかる。

組織体制

1. 全学における内部質保証の責任権者は学長とする。
2. 内部質保証の推進を負う組織は執行部会とする。また、執行部会のもとに、内部質保証に関する企画、立案および調整を行う組織として、質保証企画委員会を置く。
3. 全学的観点からの自己点検・評価を行うために、執行部会のもとに、質保証統括委員会を置く。
4. 質保証統括委員会のもとに自己点検・評価委員会を置く。さらに自己点検・評価委員会のもとに自己点検・評価小委員会を置き、両委員会のもとに各部局の自己点検・評価を行う。
5. 質保証統括委員会のもとに、ピアレビュー委員会を置く。ピアレビュー委員会は分野毎に部会を設け、自己点検・評価小委員会が行った各学部・学科、各研究科・専攻および研究所

の自己点検・評価結果について、担当部会が全学的観点から、教育活動に関する客観的評価を行う。

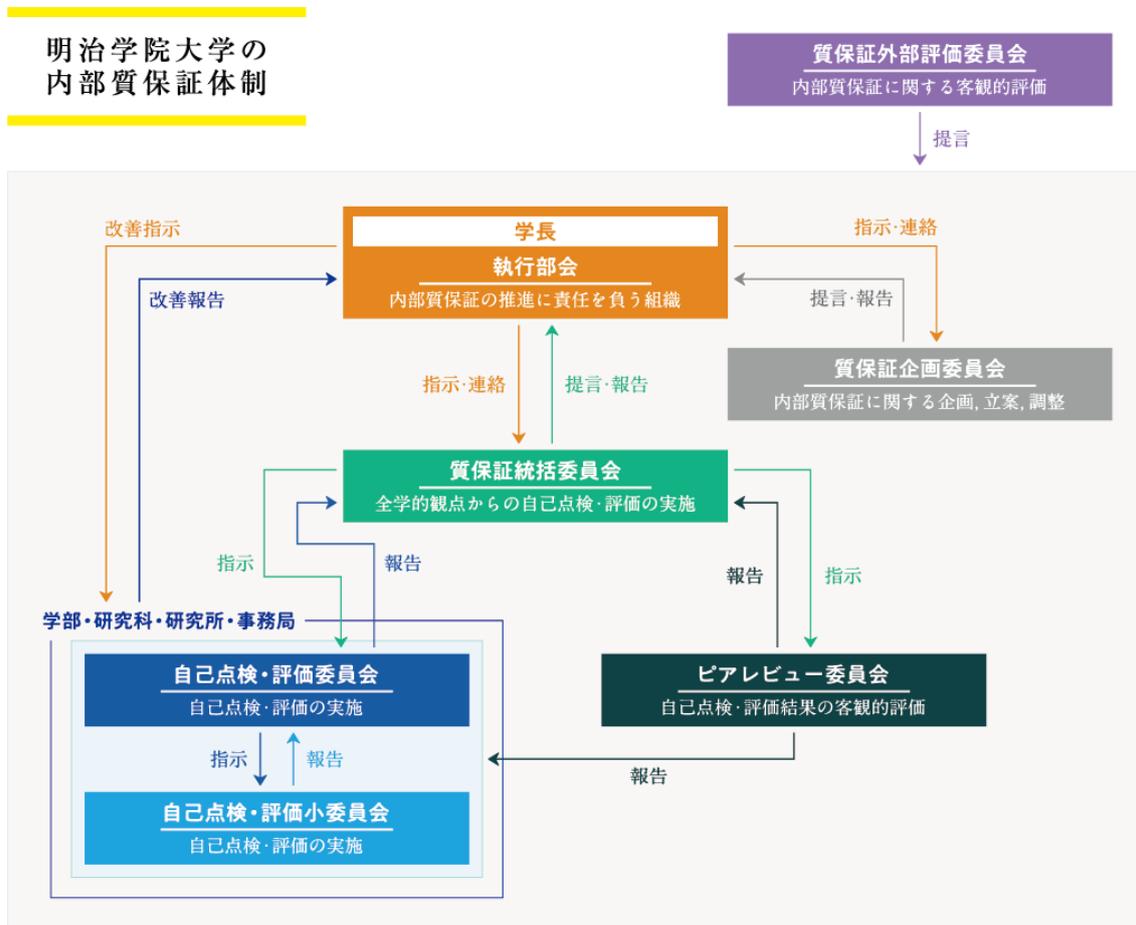
6. 質保証統括委員会は、ピアレビュー委員会からの報告を受け、各部局の自己点検・評価結果をさらに全学的観点から点検・評価し、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性の検証を行い、その結果を提言として執行部会に上程する。
7. 執行部会は、質保証統括委員会からの、全学の自己点検・評価結果および課題を提言として受け、改善が必要と思われる事項について検討する。それを受けて学長は、各部局の長に改善を指示する。
8. 各部局の長は、改善指示を受け、当該事項に関する改善計画および改善結果を学長に報告する。
9. 内部質保証に関して、外部からの客観的評価を受けるため、質保証外部評価委員会を置く。質保証外部評価委員会は、内部質保証に関連する仕組み、組織、計画や大学運営の在り方を客観的かつ包括的な視点で検証・評価し、その結果を提言として執行部会に上程する。
10. 内部質保証体制における事務局として、自己点検推進室を置く。

教学に関する質保証の施策

1. 本学の学士課程・修士課程・博士課程における教学改革・改善・実践・検証は、ディプロマポリシーに掲げた能力の教育成果を学生アンケート及び授業評価アンケートによって測定し、その分析・検証に基づいて恒常的に行われるものとする。
2. また測定した教育成果は、学生個人にもフィードバックし、学習の振り返りや学びの発展に活用せしめる。
3. 学生の生活実態を把握し、改善に活用する。
4. 教学マネジメントの観点から、学部・研究科・研究所等の教学部門だけではなく、事務局も教学に対し積極的な関与に努める。教職協働による、教育の質の向上を目指し、SDに努める。

下の図は、内部質保証の組織体制を抽象化したものである。

図 内部質保証体制図



内部質保証方針の適切性

本学は、内部質保証について、考え方や関係する組織の役割、教育の改善・向上のための施策をその方針として明らかにしている。

また、内部質保証方針を大学ウェブサイトにおいて公表することで、学内での共有を図るとともに内部質保証についての考え方を学外にも広く周知している。

以上のとおり、本学は、内部質保証方針を適切に定め、明示していると評価している。

なお、この方針を策定したことで、質保証にかかる手続きが明確となったことはもとより、質保証に対する意識の醸成にもつながっている。

点検・評価項目2

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点

- ✓ 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
- ✓ 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証体制の構築・整備

本学では、第2期大学評価受審後、質保証のための従来の規程や体制を点検・評価した上で、2019年度までに内部質保証体制を整備した。これにより体制の基礎となる形を整備することはできたが、より実質的な体制を構築すべく、2019年度の運用開始以降、常時、体制を点検・評価し、改善を加えている。

内部質保証推進組織と内部質保証体制の構築・整備状況の適切性

本学の質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、執行部会である(根拠資料2-2)。また、質保証を推進するための組織として、質保証統括委員会(根拠資料2-3)、自己点検・評価委員会および自己点検・評価小委員会(根拠資料2-4)、ピアレビュー委員会(根拠資料2-5)ならびに質保証企画委員会(根拠資料2-6)を設けている。なお、それぞれの会議体の関係や役割分担、連携、内部質保証プロセスは、先に載せた内部質保証体制図のとおりである。

以上のとおり、本学は、内部質保証方針に基づいた内部質保証推進組織を規程に基づいて設置し、運営していることから、質保証を推進するための全学的な体制を適切に整備していると評価している。

点検・評価項目3

方針および手続きに基づき、
内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点

- ✓ 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- ✓ 方針および手続きに従った内部質保証活動の実施
- ✓ 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の質保証サイクルを機能させる取り組み
- ✓ 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- ✓ 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- ✓ 認証評価機関からの指摘事項に対する適切な対応
- ✓ 点検・評価における客観性、妥当性の確保

3つの方針の策定・見直し

本学では、学士課程および修士・博士課程それぞれに教育理念“Do for Others(他者への貢献)”を踏まえた「人材養成上の目的・教育目標」を定めており(根拠資料1-2・1-4)、これがディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーという3つのポリシーを策定する上での基本的な考え方となっている。

また、各学部・学科にあつては学士課程の、各研究科・専攻にあつては修士・博士課程の「人材養成上の目的・教育目標」と3つの方針を踏まえ、各学部・学科および各研究科・専攻において、人材養成上の目的・教育目標と3つの方針をそれぞれ策定している(根拠資料2-7)。

さらに、3つの方針の策定・見直しにあつては、毎年度、質保証の推進に責任を負う組織である執行部会が各学部・学科および各研究科・専攻に対して、3つの方針の改正の有無を確認するよう指示し、改正がある場合は、執行部会が学部・学科にあつては学士課程の、研究科・専攻にあつては修士・博士課程の3つの方針との連関を確認している(根拠資料1-3)。

教育の質保証サイクルを機能させる取り組み

本学では、上述のとおり、教学に関する質保証の施策を内部質保証方針に定めており、これが教育の質保証サイクルの中心となる。具体的には、教育の成果を検証するため、「授業評価アンケート」「学習成果調査」および「学生アンケート」を実施している。

授業評価アンケートは2007年以降、学士課程および修士・博士課程のすべてにおいて毎年実施し、その結果を各学科・専攻の主任が講評し、報告書にまとめて公表している(根拠資料2-8【ウェブ】)。これに加えて、各教員には、担当科目の授業評価の結果をフィードバックしている。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により実施することとなったオンライン授業に関する点検・評価として、2020年度および2021年度の授業評価アンケートに、授業形態と授業内容、学生の授業への取り組み姿勢、理解度に関連する設問を設けた。2020年度春学期はオンライン授業への切り替えが急だったこともあり、授業ごとの授業評価を実施することができなかったが、2020年度秋学期はウェブ上にて授業毎に授業評価を行った。アンケートの結果が、各項目に

において対面授業であった2019年度と同様または高い値であったことから、オンライン授業のメリット等を勘案しつつ、効果的な授業の実施方法を今後、検討していくこととなっている。

学習成果調査は、明治学院共通科目と各学科科目において設定した「身につく能力」に対して、学生自身が、能力が身についたか否かを数値で回答するものであり、この分析結果を授業改善に活かしている。

学生アンケートは学生の生活実態を把握し、改善に活用する目的で実施している。2019年度には、IR担当者が学生アンケート調査結果とGPAとの関連性について分析した報告書を作成し、FDに位置づけた報告会を実施し、多くの教職員が参加した。この結論の一つに、学業不振と経済的困難との関連が指摘された。これは、直接的に大学の計画に影響を及ぼしたわけではないが、その後の学生支援としての奨学金の拡充、最近では新型コロナウイルス感染症感染拡大下の奨学金の支給に、間接的に影響している。

これらを実施することにより、課題を適切に把握し、改善・向上から次の計画、実行につながる教育の質保証を図っている。

■ 各部局における点検・評価の実施とその結果に基づく改善・向上の計画的な実施

各部局レベルの点検・評価として、大学基準に基づいて各部局において点検・評価を実施した(根拠資料2-9)。これにより、各部局の各種活動が大学基準に照らしてどのような状況であるかということ各部局自身が把握するとともに、その情報を集約し、質保証統括委員会において全学的な状況の把握を図った。

さらに、質保証統括委員会は、全学的な状況を把握した上で、改善すべき事項をまとめ、執行部会に提言した。執行部会は、質保証統括委員会からの提言を受けて、具体的な改善内容および改善期日を取りまとめ、学長から各部局に改善を指示した(根拠資料2-10)。

各部局は、改善指示を受けて、改善状況や改善計画を執行部会に報告している。これにより、執行部会は改善の進捗状況を把握し、改善が確実に進んでいることを確認している。

■ 認証評価機関からの指摘事項に対する対応

本学は、第2期大学評価受審において、8項目が「努力課題」として提言された。受審後、関係部局において検討を重ねて改善報告書を取りまとめ、2019年7月に大学基準協会に提出した(根拠資料2-11)。

その結果、大学基準協会からは「今後の改善経過について再度報告を求める事項」としては「なし」とされたものの「改善が不十分な事項については、更なる対応を求める」として、5項目が挙げられた。そのうち4項目については対応が完了したものの、大学院における収容定員の未充足という課題は未だ完全に解消できる見込みが立っていない。

■ 点検・評価における客観性および妥当性の確保

本学では、点検・評価における客観性および妥当性を確保するために、質保証外部評価委員会を設置している(根拠資料2-12)。なお、2019年度はピアレビュー委員会(大学運営部会)という学内の委員会に外部評価者として加わる形をとっていたが、その運用方法についての点検・評価の結果、2020年度には質保証外部評価委員会として独立させる形に改めた。

2019年度に開催したピアレビュー委員会(大学運営部会)の外部評価者からは、客観的な評価と建設的な提言を受けることができているが(根拠資料2-13・2-14)、いくつかの項目は改善につなげることができていない。

内部質保証システムの有効性・適切性

本学では、内部質保証方針に基づいて実施した質保証のための取り組みの結果、いくつかの改善をみることができたため、内部質保証システムは概ね有効に機能していると評価している。また、外部評価者から建設的な提言を受けていることも外部評価が十全に機能していることの証左であると言えるが、その提言を改善につなげることができていない項目があるため、改善計画を策定し、実現させる必要がある。

点検・評価項目4

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点

- ✓ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- ✓ 公表する情報の適切な更新

本学は、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、教育力向上の観点から、教育研究活動等の状況についての情報を公表している。その媒体は、主として大学ウェブサイトである。大学ウェブサイト上に情報公表ページを設け(根拠資料2-15【ウェブ】)、主要な情報をこのページに集約することで、情報の得やすさに配慮している。なお、自己点検・評価や機関別認証評価の結果は、このページからアクセスできる。

このほかの教育研究活動の情報として、FDの取り組み状況(根拠資料2-16【ウェブ】)、授業評価アンケートの結果(根拠資料2-8【ウェブ】)や研究者情報(根拠資料2-17【ウェブ】)を大学ウェブサイト上にて公表しているほか、財務情報については、学校法人明治学院のウェブサイト(根拠資料2-18【ウェブ】)にて公表している。

以上のとおり、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると評価している。

点検・評価項目5

内部質保証システムの適切性について

定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ✓ 全学的な質保証サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
- ✓ 点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用
- ✓ 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、内部質保証システムの構築、運用を開始してから2021年度で3年目となる。この間、自己点検・評価の結果、明確な課題を把握したため、執行部会において審議し、改善を図った。

なお、これまで執行部会において審議し、改善したこととして、外部評価者をピアレビュー委員会の構成員としていたが、外部評価者からの提言を受けて外部評価者を独立させ、新たに質保証外部評価委員会を設置した。また、質保証企画委員会の役割や位置づけを変更したり、各部局による点検・評価の方法を変更したり、ピアレビュー委員会によるピアレビューの対象を変更したりした。

以上のとおり、現状は、質保証の推進に責任を負う全学的な組織である執行部会が、内部質保証システムを点検・評価し、改善を講じている状況にある。

02 | 長所・特色

本学の内部質保証システムの特色は、ピアレビュー委員会の存在である。これは、評価する側と評価される側が大学全体の教育の質保証を向上させるという意識をもって、他学部の評価を行う／受けるとともに、その向上・改善のためのアドバイスをする。その経験が、自ら所属する学部の諸活動を反省的に評価する機会にもなっている。

03 | 問題点

本学の質保証の取り組みは、効率的で実効性のある点検・評価の方法や体制を模索している段階にある。具体的な内容としては、外部評価委員からの提言等を改善に結び付けること、また、「授業評価アンケート」「学習成果調査」「学生アンケート」の調査・分析結果を有効に活用し、内部質保証システムの改善・向上を図っていくことなどがある。学内構成員それぞれが質保証を担う一員であるという自覚を持ち、点検・評価結果から改善・向上に繋げる取り組みを進める必要がある。

04 | 全体のまとめ

本学では、2019年度までに内部質保証の方針および体制を整え、関連諸規程を策定・修正し、内部質保証システムが機能するよう努めてきた。

この内部質保証方針に基づいて実施した取り組みの結果、いくつかの改善をみることができたため、内部質保証システムは概ね有効に機能していると評価している。

しかし、有効に機能しているとはいえ、現在のシステムが十全であるとは認識していない。今後も効率的で実効性のある点検・評価の方法や体制を模索し、引き続き内部質保証システムの改善・向上を図っていく必要がある。また、同時に、学内構成員に質保証への理解を促すことが重要である。質保証の取り組みによる改善・向上の実感を積み重ねることで質保証への理解を深め、学内構成員それぞれが質保証を担う一員であるという自覚を持てるシステムの構築に取り組んでいく。

第3章 教育研究組織

01 | 現状説明

点検・評価項目 1

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点

- ✓ 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成および研究科(研究科または専攻)構成との適合性
- ✓ 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
- ✓ 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

教育研究組織の構成

本学の理念・目的を達成するための教育研究組織は、学士課程が6学部16学科1課程および教養教育センターから、修士・博士課程は、7研究科12専攻からなる(大学基礎データ表1)。本学は、学部・学科を基盤とする教育研究組織を構築しており、その教育研究を進展させる形で研究科・専攻を設置しているため、多くの教員は学部・学科との兼担である。

これらの組織を横断する教育組織として、教養教育については明治学院共通科目教育機構を、教職教育については教職センター(根拠資料3-1【ウェブ】)を配置している。具体的には、教養教育については、明治学院共通科目として明治学院共通科目教育機構が管轄し、機構での審議・決定に従って、教養教育センター(根拠資料3-2【ウェブ】)が教育活動の中核を担っている。また、教職センターのもと、中学校・高等学校等の開放制教員養成を担当する文学部教職課程、小学校等を担当する心理学部教育発達学科、事務局の教務部とキャリアセンターが一体となり、教職支援を行っている。

その他、本学の理念・目的を基盤として高度な研究を行い、その成果を学生・教職員のみならず、広く社会に開いている大学の附属研究機関として、キリスト教研究所(根拠資料3-3【ウェブ】)および国際平和研究所(根拠資料3-4【ウェブ】)がある。加えて、学部付属の6研究所、教養教育センター付属の1研究所および研究科付属の1研究所を設置している。

また、本学の理念・目的に基づいた特長的な課外教育を支援する部局として、宗教部やボランティアセンター等を設置している。

教育研究組織構成の適切性

教育研究組織の構成は、建学の精神「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎とし、教育理念である“Do for Others(他者への貢献)”を実現するために、広く教養を培うとともに、人文・社会科学を中心とする各学部・学科および各研究科・専攻において専門分野に関する知識・技能および知的応用能力を身につけた人間を育成することを目的としている。そのため、大学の理念・目的と学部・学科および研究科・専攻の構成は適合しているといえる。

特に、本学の特徴を表すのは、大学附置のキリスト教研究所と国際平和研究所の2つの研究所である。

キリスト教研究所は、本学の建学の精神であるキリスト教および広くキリスト教文化の学問研究を行い、本学やわが国のキリスト教学、キリスト教主義教育の発展に寄与することを目的とした研究機関である。また、国際平和研究所は、国際平和を研究する日本では数少ない大学附置研究所であり、世界の平和の諸条件を学問的に解明し、学内外における平和研究および平和教育の振興に寄与することを目的として設立された。暴力の少ない、万人が安心して誇りをもって生きることができる世界を目指すための平和・人権・貧困等、幅広い課題の研究を行っている。このとおり、どちらの研究所も、本学の教育理念“Do for Others(他者への貢献)”に適っていると見える。

また、学問の動向、社会的要請や大学を取り巻く国際的環境等への配慮としては、基本的には既存の各学科や各専攻のカリキュラム改正により対応しているが、点検・評価の結果、カリキュラム改正では十分に対応できないと判断された場合には、学科等の改組を行っている。近年では、経済学部国際経営学科を、法学部にグローバル法学科を、国際学部国際キャリア学科を、心理学部に教育発達学科を改組により設置し、法と経営学研究科を新たに開設した。これらは、いずれも本学の理念・目的の実現に必要な学科、研究科であり、社会の要請に応える人材を育成することが急務とされる学問領域である。

以上のように、本学の建学の精神「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎とし、教育理念である“Do for Others(他者への貢献)”を実現するという大学の理念・目的に照らして、本学の教育研究組織の設置状況は適切であると評価している。

点検・評価項目 2

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ✓ 適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
- ✓ 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織構成の点検・評価

教育研究組織の構成については、各部局が自己点検・評価活動において当該組織の構成を点検・評価し、その結果を「質保証統括委員会」に報告している。質保証統括委員会では各部局からの報告を踏まえ、全学の組織構成について点検・評価し、その結果を「執行部会」に報告している。

執行部会では、質保証統括委員会からの報告を踏まえ、入試の受験者数の推移、一般入試の入学手続き率等もその基礎資料としながら、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に鑑み、本学の理念・目的を実現しうる教育研究組織の在り方について議論している。

改善・向上の実例

本学で直前に教育研究組織構成の変更があったのは、法学部にグローバル法学科を設置した2018年だが、この当時は現在の質保証体制が構築されていなかったため、上述のプロセスを経

た上で改組したわけではない。

しかし、現在進行している新学部の設置に向けた議論は、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に鑑み、本学の理念・目的を実現しうる教育研究組織の在り方を踏まえて進めている。

以上のように、本学は教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、改善・向上に向けた取り組みを行っているが、点検・評価結果をもとにした取り組みとは言い難く、点検・評価から改善・向上につながるサイクルの必要性を認識している。

02 | 長所・特色

本学は、建学の精神に則って教育理念および人材養成上の目的を定め、人文・社会科学系を中心とした教育研究組織として、大学に対する時代の様々な要請に応えながら着実に発展してきた。また、各組織は、そのそれぞれの視点から“Do for Others(他者への貢献)”を意識した教育活動、地域連携および国際的活動を実践してきた。なかでも、大学附置研究所のキリスト教研究所および国際平和研究所の活動は、その独自性という点においても国際的な連携という点においても、特筆に値するものと評価している。

03 | 問題点

本学における組織構成の点検・評価は、各学部・研究科の自主性を重んじる校風から、各学部・研究科に委ねてきたため、それぞれの学部・研究科の改善・向上にはつながったが、学部の枠を超える新学部構想や既存の学部組織の見直し、教養教育センターの組織の検討等に関わる教学改革にはつながり難い状況にあった。

教養教育については、その中核を担う教養教育センターの外国語教育部門を担う教員の代表および諸領域教育部門を担う教員の代表ならびに各学科を代表する学科主任をもって構成する明治学院共通科目教育機構会議を定期的に開催しているが、教養教育センターと学部学科の連携には改善の余地がある。現在、各学部・学科が教養教育に期待する内容や学部の専門教育と教養教育を接合する場として明治学院共通科目教育機構を位置づけるよう、検討している。

また、現在検討している新学部の設置については、本学の教育研究組織の構成を踏まえた議論はしているが、計画段階から実行後の点検・評価の指標を考慮し、質保証サイクルに組み込むことが今後の課題である。

04 | 全体のまとめ

本学は、その理念・目的を達成するために、学士課程は6学部16学科1課程および教養教育センター、修士・博士課程は7研究科12専攻からなる。その他に、本学の理念・目的を基盤にした「キリスト教」と「国際平和」の研究所と各学部の特色を活かした学部付属研究所を設置している。研究所の成果は、学生・教職員のみならず、広く社会に開いている。

第3章

2000年度以降に新設した学部・学科および研究科・専攻、いずれも本学の理念・目的の実現に必要であり、社会の要請に応える人材を育成することが急務とされる学問領域であった。

以上のとおり、本学の教育研究組織の構成は、本学の建学の精神「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎とし、教育理念である“Do for Others(他者への貢献)”を実現するという大学の理念・目的に照らして適切であると評価している。

なお、本学の教育研究組織の構成が理念・目的に照らして適切であるとはいえ、今後に向けては、教育研究組織の新設・改廃につながる質保証サイクルを改めて構築するという課題が残されている。

第4章 教育課程・学習成果

01 | 現状説明

点検・評価項目1

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- ✓ 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定(授与する学位ごと)および公表

学士課程および修士・博士課程の方針

学士課程のディプロマ・ポリシーについては、学則第5条の3(根拠資料1-2)に定めており、教育理念である“Do for Others(他者への貢献)”を実現すべく、学修成果として4つの能力「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」を明確に示している。

また、この4つの能力は5つの教育目標と連関させて設定しており、次のように対応している。

5つの教育目標	ディプロマ・ポリシー	
1. 他者を理解する力を身につける	知識・理解	他者への洞察力を養い人間の多様性を理解するため、幅広い教養および専門分野に関する基本的知識を体系的に理解する力を身につけている
2. 分析力と構想力を身につける	汎用的技能	知識を獲得し、これを活用することにより人間を取り巻く諸現象を分析し、よりよい社会を構想する力を身につけている
3. コミュニケーション力を身につける	汎用的技能	知識を獲得した上で、自らの考えを他者に伝えることができるコミュニケーション力などの技能・応用能力を身につけている
4. キャリアをデザインする力を身につける	態度・志向性 統合的な学習経験と 創造的思考力	大学での学びを通じて、主体的に自らの将来を切り拓き、他者と共に生きる力を身につけている
5. 共生社会の担い手となる力を身につける	態度・志向性 統合的な学習経験と 創造的思考力	社会に生起する問題に積極的に取り組む責任感、倫理観、協働性など他者と共に生きる力を身につけている

修士・博士課程についても、教育理念である“Do for Others(他者への貢献)”を実現すべく、上記の5つの教育目標を引き継いだうえで、さらに研究指導能力、高度で専門的な職業能力の養成、社会貢献力と研究倫理を加えた人材養成上の目的・教育目標(以下、「教育目標」とする。)を定め、修士課程、博士前期課程・後期課程の課程ごとにディプロマ・ポリシーを大学院学則(根拠資料1-4)の第6条の3において定め、3つの修得すべき能力目標を明確にしている。

第4章

また、修得すべき能力(知識・技能、職業能力、研究倫理)については5つの教育目標と関連させて設定し、次のように対応している。なお、研究倫理は1、2、3、5にかかわるが、表では5のみに記載している。

5つの教育目標	ディプロマ・ポリシー	
	修士課程・博士前期課程	博士後期課程
1. 他者を理解する力を身につける	広い視野と深い学識および専門分野における高度な知識・技能を身につけている	修士課程または博士前期課程において修得した知的基盤の上に、さらに深い学識と専門分野における高度な知識・技能を身につけている
2. 分析力と構想力を身につける		
3. コミュニケーション力を身につける	専門分野における高度な研究能力や卓越した職業能力を身につけている	専門分野における自立した研究能力や卓越した職業能力を身につけている
4. キャリアをデザインする力を身につける		
5. 共生社会の担い手となる力を身につける	学術研究の信頼性と公平性を確保するため、研究倫理を身につけている	学術研究の信頼性と公平性を確保するため、研究倫理を身につけている

各学部・学科/研究科・専攻の方針

学士課程のディプロマ・ポリシーや修士・博士前期課程、博士後期課程のディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学部・学科および各研究科・専攻では、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを「明治学院大学の教育研究に関する基準」(根拠資料2-7)において定めている。

例えば、文学部では、教育理念“Do for Others(他者への貢献)”を踏まえ、「新たな文化を構想する知的分析力や創造力をもった人材養成」を教育目標とし、また、学士課程のディプロマ・ポリシーで定めている以下の4つの能力を身につけることを卒業の認定と学位(学士(文学))授与の要件としている。

1. 人類の歴史・文化・社会および自然・健康に関する基礎的な教養を身につけている。
2. 言語や文化・歴史、あるいはさまざまな表現ジャンルの芸術に関する体系的な知識を有している。
3. 個別専門的な領域における新たな問題提起と、その解決を提案する分析力および構想力を有し、またそれを明快に伝達する表現能力を備えている。
4. さまざまな時代・環境における他者の営みを理解し、その認識をより良い社会の構築に結びつける志向をもっている。

さらに、文学部のディプロマ・ポリシーで定めている「身につけるべき4つの能力」に基づき、英文学科では、以下の4つの能力を身につけることを卒業の認定と学位授与(学士(文学))の要件としている。

1. 英語による文学、英語圏の文化に関する基礎的知識、幅広い教養を身につけている。
2. 英語という言語に関しての科学的基礎知識、応用知識を身につけている。
3. グローバル化社会で使える英語の4技能(読む、書く、話す、聴く)を身につけている。

4. 異文化社会に対する深い理解と分析力をもち、グローバル化社会の情報や現実に対応できる能力を身につけている。

このように、全学的なディプロマ・ポリシーと各学部・研究科におけるディプロマ・ポリシー、さらに各学科・専攻におけるディプロマ・ポリシーは連関しており、大学としての一貫性を担保していると言える。

また、大学ウェブサイトにおいて、各学部・学科および各研究科・専攻のディプロマ・ポリシーを公表(根拠資料1-7【ウェブ】)しているほか、学部生に対しては、各学部の履修要項(根拠資料4-1)に掲載し、その内容を履修ガイダンスにおいて説明しており、それらを理解したうえで履修計画が行えるよう流れを作り、周知を図っている(根拠資料1-5【ウェブ】)。大学院生に対しては、各研究科・専攻のディプロマ・ポリシーを記した「明治学院大学の教育に関する基準」を大学院要覧に掲載し(根拠資料1-6 [pp.112-127])、それを基にした履修ガイダンスを行って周知を図っている。

点検・評価項目 2

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- ✓ 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)および公表
 - 教育課程の体系、教育内容
 - 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態
- ✓ 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

学士課程および修士・博士課程の方針

カリキュラム・ポリシーについては、「明治学院大学の教育に関する基準」(根拠資料2-7)に定めており、次年度カリキュラムの検討を始める前までに、ディプロマ・ポリシー同様、執行部会において見直し(根拠資料1-3)、それらを基に各学部・学科、各研究科・専攻に対し、「3つのポリシー」の確認を指示している(根拠資料4-2・4-3)。また、2017年度に実施した「外部評価委員会」において、カリキュラム・ポリシーに大学全体の具体的なカリキュラムの掲載がないとの指摘を受け、2018年度中に検討を重ね、大学全体のカリキュラム・ポリシーを策定した(根拠資料4-4)。カリキュラム・ポリシーには、ディプロマ・ポリシーに定める「身につけるべき能力」を養成するための教育課程の編成および実施の内容を定めている。

学士課程においては、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識および能力を修得させるために「明治学院共通科目」と専攻する学問分野に応じた「学科科目」を開設し、双方を関連づけて履修する機会を提供している。初年次導入教育から学年進行にしたがって体系性、順次性に配慮した教育課程の編成、授業科目に応じた授業形態の採用、効果的な教育方法をもって展開し、あらかじめ定めた評価方法および評価基準による学修成果の評価を行うとしている。修士・博士課程においては、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識および能力を修得させるために必要とする高度な教育課程の体系的な編成と、講義、演習、実習、研究指導等の適切な展開を定め、また、学修成果の評価にあたっては、あらかじめ定めた成績評価基準により適切にこれを行うとしている。

各学部・学科/各研究科・専攻の方針

各学部・学科のカリキュラム・ポリシーについては、例年、6月の「教務部委員会」において、次年度開講科目の準備を各学科に依頼する際に、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとシラバスの連動について確認(根拠資料4-5 [p.4])したうえで、カリキュラム・ポリシーに基づくカリキュラム編成を指示している(根拠資料4-6)。

この指示に基づく各学科の確認方法として、例えば国際経営学科では、経済学部のディプロマ・ポリシーに示している「幅広い教養とともに経済学・経営学分野の基礎的知識を獲得し、それを体系的に理解し、これを活用するための情報収集力・分析力や他者とのコミュニケーション能力を身につけ、現代社会に生起する諸問題に積極的に取り組む力を身につけた『良識のある経済人』」を養成するために、国際経営学科のディプロマ・ポリシーにおいて4つの「身につく能力」を示している。そのうちの1つである「本学の教育理念である“Do for Others(他者への貢献)”のもと、他者とのコミュニケーション能力をもって、対人関係を円滑に構築できる能力」を身につけさせるために、国際経営学科のカリキュラム・ポリシーにおいて、「コミュニケーション能力を高めるのに不可欠な専門外国語群、およびBusiness Communication & Research 群、国際的なコミュニケーション能力を高めるStudy Abroad Program 科目群から編成されるカリキュラムとすること」と示している。例えば、「Study Abroad Program 科目群」の留学準備用科目である「Preparation for Study 1~3」は、「コミュニケーション能力と対人関係を構築する能力」が身につく科目として開設し、それをディプロマ・ポリシーに基づく「身につく能力」を科目ごとに一覧化した『能力要件表』において明示している(根拠資料4-7)。

各研究科・専攻については、各学部・学科と同様に、修士・博士課程の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとシラバスの連動について確認したうえで、カリキュラム・ポリシーに基づくカリキュラム編成を「大学院委員会」が指示している(根拠資料4-3)。

各専攻の確認方法として、例えば、国際学専攻博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーにおいて3つの能力を定めているが、そのうちの1つである「1.国際的視野に立った、複数の学術分野に横断的な深い学識と応用力」を身につけさせるために、カリキュラム・ポリシーにおいて、「基礎部門である『国際学研究』を設けるほか、グローバルな問題に対しての果敢な知的挑戦ができるよう『日本・アジア研究』『平和研究』『グローバル社会研究』の3つの専門領域を設定する。専門分野には合計30の講義科目を設置し、学術分野横断的な学びを実現する」と定めている。

このように、本学におけるカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと適切に関連しているといえる。

また、大学ウェブサイトにおいて、ディプロマ・ポリシー同様に、各学部・学科および各研究科・専攻のカリキュラム・ポリシーを公表している(根拠資料1-7【ウェブ】)ほか、教員に対しては、次年度開講科目のシラバス執筆依頼の際に配布している「シラバス執筆ガイド」(根拠資料4-5)に教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびシラバスの連動について記載し、それらの有機的な連関をもった授業内容の編成、実施を依頼している。また、学部生に対しては、各学部の履修要項、学科の巻頭ページに学部－学科の「3つのポリシー」を掲載し、それらの内容を理解したうえで履修計画を行えるよう流れを作り、周知を図っている。大学院生に対しては、各研究科・専攻の「3つのポリシー」を記載した「明治学院大学の教育研究に関する基準」を大学院要覧に掲載(根拠資料1-6 [pp.112-127])し、周知を図っている。

点検・評価項目3

教育課程の編成・実施方針に基づき、
各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、
教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点

- ✓ 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
- ✓ 学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

本学は、各学部・学科および各研究科・専攻のカリキュラム・ポリシーに基づき、開設する授業科目や履修方法を学則および大学院学則に定めている。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定

大学学暦および大学院学暦を定め、大学設置基準第22条および第23条で規定された1年間の授業期間および各授業科目の授業時間を確保している(根拠資料4-8【ウェブ】)。1年間で春学期と秋学期に二分し、学期ごとに単位を修得させる Semester 制を導入しており(根拠資料1-2〔第6条の2〕・1-4〔第24条〕)、授業科目の開講形態は科目の性質や教育効果の点から、「春学期開講科目」「秋学期開講科目」「通年開講科目(年度を通して授業を行う)」「集中講座科目(夏季・春季の一定期間に授業を行う)」などを置いている。

本学の各授業科目の単位数は、大学設置基準第21条の規定に準拠しており、学部においては学則第10条および第42条第3項(根拠資料1-2)、大学院においては大学院学則第9条および第11条の2第2項(根拠資料1-4)に定めている。1 Semester 15週にわたって授業を実施するとともに、シラバスに記載した各回の授業に伴う授業時間外学修を学生に示し、単位制度の趣旨に基づいて単位を授与している(根拠資料4-5・4-9【ウェブ】)。

教育課程の編成にあたっての順次性および体系性への配慮

1998年度に導入した国際学科を初めとして、2021年度現在では全ての学科において教育課程の順次性を示すため、ナンバリングを取り入れている。各学部の履修要項において、各学部・学科が当該年度に開講する科目の一覧に配当年次を明記しており、ナンバリングとともに学生の履修計画に活用されている。また、履修要項には、ディプロマ・ポリシーに基づく「身につく能力」を科目ごとに一覧化した『能力要件表』(根拠資料4-10)を明示し、大学院については、『*「身につく能力」について』(根拠資料1-6〔pp.36-92〕)を大学院要覧に掲載している。学科・専攻によるが、カリキュラムツリーや履修モデルを掲載することで教育課程の順次性や体系性を示し、教育目標やカリキュラムに対する学生の理解を促している(根拠資料4-11・4-12)。

学士課程に相応しい教育課程内容の設定

本学では、本学の目的として学則第1条に規定している「キリスト教による人格教育」と「幅広い教養教育」のため、全ての学部生を対象に「明治学院共通科目」を提供しており、入学時から卒業までの4年間を通じて学び続けることができる。

「明治学院共通科目」は、コア科目、言語系科目群、人文科学系科目群、社会科学系科目群、自然科学系科目群、情報処理系科目群、健康・スポーツ科学系科目群および総合教育系科目群からなる。特に本学の建学の精神を理解し、他者への貢献を実現するためのコア科目「キリスト教の基礎」は、全学共通の初年次の必修科目としている。それ以外の科目については、各学部・学科の特性に応じて必修科目、選択科目、留学生関連科目、単位認定用科目などに区分し、多種の科目群を区分し配置する体系的な教育課程編成としている(根拠資料4-13)。また、各学部・学科の卒業要件に基づき、24単位(ただし、国際キャリア学科は12単位以上、教育発達学科は14単位)以上を明治学院共通科目から修得することを義務付けている。卒業要件に含まれる上限単位数についても各学部・学科で異なるが、最大で24～62単位までを明治学院共通科目から自由に選択できるように定めている。

なお、明治学院共通科目は、教養教育センターの教員が担当する科目群を中核として、その他、さまざまな分野を専門とする教員が担当する科目から構成されている。全学的な視点から明治学院共通科目のあり方を検討し、かつ学科専門科目との連携を協議するために明治学院共通科目教育機構を置いている。

各学科のカリキュラム編成においては、専門教育における入門・基礎科目を1～2年次に配置し、3～4年次には高度な専門教育を配置することで、順次的・体系的なカリキュラムを編成している。専門教育である「学科科目」については、学則第5条により各学部・学科の人材養成上の目的・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、それぞれの専門教育の特性について明確に定めている。また、学士課程のカリキュラム・ポリシーに基づき、各授業科目の教育内容や目標に応じて、講義、演習、実験、実習、実技およびそれらの併用等、様々な授業形態を展開しており、各学位課程に相応しい教育内容によるカリキュラムを編成している。

●初年次教育

初年次教育については、論理的な文章を書けるようにするための「アカデミック・ライティングの基礎」「アカデミック・ライティング演習」の授業を、本学教養教育センター教員編集による独自テキストを用いて行っているほか、希望者がマンツーマンでレポート執筆のサポートを受けることができる「ライティング支援カウンター」を設置し(根拠資料4-14【ウェブ】)、外国語学習や留学の相談を受け付ける「ランゲージラウンジ」も設置している(根拠資料4-15【ウェブ】)。また、社会学科では、「アカデミック・リテラシー」を専門教育における初年次の必修科目とし、文献講読の基礎的な技法、口頭および文書で他者に報告するプレゼンテーションの初歩を学ぶこととしている(根拠資料4-16【ウェブ】)。

●高大接続

高大接続への取り組みとしては、学校法人明治学院の系列高校に対して定期的に模擬授業等を実施し、大学の学びへの理解を促している。系列校のひとつの東村山高校からの要望により大学と協議して開始した「教養原論」(根拠資料4-17 [p.33])は、全学部の教員がオムニバス形式で高校の教室で大学の授業を行っている。さらに明治学院高校では「大学入門講座」(根拠資料4-17 [p.25])を開講しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を勘案のうえ、2020年度はオンラインで実施した。2021年度は、対面授業を予定していたが、状況に応じてオンラインでの実施となった。系列校以外の高校に対しては、大学の授業を体験するWeekday Campus Visit や模擬授業を毎年実施していたが、2020年度、2021年度共に実施を見送った(根拠資料4-18)。

入学前教育としては、推薦入学試験で合格した受験生を対象に各学部・学科(芸術学科を除く)により様々な取り組みを行っている。英語と国語の読解力や論述力の向上を目的とする内容が多く、提出された課題へのフィードバックを行うなど、入学後の学びに役立つようなプログラムを提供している(根拠資料4-19)。

修士課程・博士前期課程／博士後期課程に相応しい教育課程内容の設定

大学院学則第1条において、「明治学院大学大学院は、「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基盤として、深奥なる学術の理論および応用を研究教授し、さらに進んで研究指導能力を養い、また、高度で専門的な職業能力を有する深い学識および卓越した能力を培い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。」とその使命・目標を謳うとともに、修士課程・博士前期課程は、同2条第2項により、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的」とし、博士後期課程では、同2条第3項により「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、または各種機関などで実践的に活躍できる高度に専門的な業務に従事するのに必要の高度の研究能力、応用能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」ことを謳っている。

各研究科・専攻はこれを受け、個々の学問的特徴を反映した各研究科・専攻の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲げ、大学院要覧、大学ウェブサイトで公開している。また、カリキュラム・ポリシーに基づき体系的にカリキュラムを構築、授業科目を開設している(根拠資料1-6〔pp.36-92〕)。

修士・博士前期課程では「高度の研究能力や卓越した職業能力を獲得する」ための、博士後期課程では「修士課程または博士前期課程における知識基盤のうえに」さらに「高度の研究能力や卓越した職業能力を獲得する」ための各学位課程に相応しいカリキュラムを編成している。

また、2020年度の執行部会による改善指示により、全ての研究科および課程において、研究論文の作成指導に偏ることなく、授業と研究指導(さらに、専攻によっては実習)のバランスを考慮した教育課程を目指し、コースワークとリサーチワークの適切なバランスに配慮したカリキュラム編成の改善への取り組みが行われ、2022年度から適用する(根拠資料4-20)。

教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

全学内部質保証推進組織(本学においては「執行部会」が該当)の教育課程の編成への関わりとしては、内部質保証サイクルの行程の中で作成する『ピアレビュー委員会による所見報告書』(根拠資料4-21)において他学部の教員による客観的な助言を得ており、その後、全組織の点検・評価結果と『ピアレビュー委員会による所見報告書』に基づき、「質保証統括委員会」で執行部会への提言を行っている(根拠資料2-10)。その提言に基づき、学長(執行部)は年度末の自己点検・評価委員会において各部局に改善指示を出し、改善指示を受けた部局は、所定の期日までに改善結果または改善状況を報告している(根拠資料4-22)。前述のコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮は、このサイクルに基づく改善例となる。

学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、教育目標の1つとして、「キャリアをデザインできる人間の育成」を掲げている。自己理解・社会理解を重視した教育・支援プログラムの充実やキャリアに関する相談体制の充実により、学生の社会的および職業的自立を図るとともに、キャリアをデザインできる力を育成するため、学生のキャリアデザインに資する授業科目を設け、初年次から順次該当科目を学ぶことができる

ようにしている。初年次には、自己理解と母校への定着をテーマとする「ライフデザイン1」、2年次には、社会理解・職業理解をテーマとする「ライフデザイン2」「キャリアデザイン1」、3年次には、各学部においてインターンシップ科目や、より専門性の高い実務科目を開講し(根拠資料4-23)、これ以外にも、各学部・学科が独自にキャリア関連科目を開講しており、大学が承認した科目については、外部講師・非常勤講師を招聘する際の給与・講師謝金を助成している(根拠資料4-24)。

点検・評価項目4

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための
様々な措置を講じているか。

評価の視点

✓ 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置

単位の実質化を図る観点から大学設置基準および大学院設置基準の趣旨を踏まえ、授業外学修時間を確保するために、年間履修上限単位数を各学部・学科で設定し、各学部・学科の履修要項において学生に明示している(根拠資料4-25)。年間履修上限単位数は、各学部・学科のカリキュラムごとに設定しているため、学生が履修登録を行う際に、履修要項やシラバス等を活用し、予習および復習時間を意識した履修が計画できるようにしている。また、学修効果を高めるため、履修要項には『能力要件表』や科目ナンバリングなどを用いて学修体系の順次性を示しており、授業内容の関連性などにも配慮しつつ、履修計画ができる仕組みとなっている。なお、学生が履修登録を行う際、履修上限単位数を超えた登録や履修条件に合致しない登録、または卒業要件(単位数)不足などの場合、システム上でエラー判定を表示する仕組みとなっており、学生の履修計画に役立てている。

シラバスの内容および授業評価アンケートによる整合性の確認の実施

教育内容を充実させるとともに、学生に対して科目を選択するための情報提供として、本学のシラバスでは「身につく能力」「授業概要」「到達目標」「授業言語」「アクティブラーニング対応」「授業計画(予習内容・復習内容)」「授業に関する注意事項」「教科書」「参考文献」「成績評価の基準」「関連URL」「備考」を明示している。また、各学期15回の授業期間を確保し、シラバスには各回の授業計画(授業内容、予習・復習内容)を記載することとしている。シラバス作成時における留意点については、授業担当者が確定した後、シラバス執筆依頼の際に「シラバス執筆ガイド」(根拠資料4-5)「シラバス入力マニュアル」(根拠資料4-26)を担当者全員に送付し、全学的に周知している。作成したシラバスについては、開講している全ての科目を大学ウェブサイトにおいて、学生、教職員のみならず広く一般にも公開している(根拠資料4-9【ウェブ】)。

また、授業内容とシラバス内容の整合性を確保するために、毎学期実施している授業評価アンケート(根拠資料2-8【ウェブ】)に「(設問B:No.5)講義内容は、講義概要(シラバス)の記述と対応していましたか」という設問を設けている。この設問に対する評価は、2016年度は5段階評価の

うち4.0未満であったが、2017年度秋学期より4.02と上昇し、その後は微増しながら全体平均で4.0以上を維持している。2020年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により対面授業の実施が困難であったことから、急遽、オンライン授業へと変更した科目が多かった。シラバス記載内容の修正が多数生じることとなったため、春学期は例年と同様の設問でのアンケート収集ができず、秋学期のみの結果となるが、全体平均は4.2と非常に高い評価を得ている(根拠資料4-27 [p.27]・4-28 [p.27])。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法

本学では初年次から少人数による基礎教育を行っており、プレゼンテーションやディベートを通じて、コミュニケーション能力や主体的に学ぶ力が身につくようなカリキュラムを編成している。2年次以降も、各学科の教育内容の特性に応じて、フィールドワーク、海外留学、演習、実習など、高度な専門教育において少人数での授業を行っている(根拠資料4-29)。各授業においては、全学的に積極的なアクティブラーニングの実施を推奨(根拠資料4-30)し、同時にアクティブラーニング対応教室を増やした成果により、現在、全体の7割を超える科目でアクティブラーニングを実施している(根拠資料4-31)。

また、これまで利用していた授業支援システム「It's class」に代わり、2020年4月から学習管理システム「manaba」を導入した。授業教材や予習、復習の課題を提示したり、小テストやレポートを提出できたりすることは従来通りだが、その結果を学生各自のポートフォリオに連結できるようになった。今後、一層の利用を促進する予定である。manabaの導入と同時に、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりオンライン授業のニーズが高まったことから、授業においても利用を推奨した。現在も様々な機能(教材の閲覧、レポート提出、小テスト・アンケート回答、掲示板による教員からの通知等)を用いたmanabaの利用を進めている(根拠資料4-32 [p.22])。あわせて、manabaを有効に活用できるように、毎年度、情報センターがmanaba講習会初級・中級をそれぞれ希望する教員(専任・非常勤共)に繰り返し開催している(根拠資料4-33)。

修士・博士課程においては、ほとんどの科目で少人数での授業を行っており、双方向の学生参加型授業が実施できている。

なお、オンライン授業に対応するためにソフトウェア(Teams、Zoom等、音声付パワーポイント等で授業動画を作成し、Panopto、Stream他でアップロードする)およびハードウェア(メディアポート、会議用集音マイク等)を整備、使用に関するマニュアルを独自に作成し、大学ウェブサイト上に掲載した。加えて、それに関連する機器やソフト等の使用マニュアルの作成、および教室における機器の利用時(特にハイブリッド配信)のサポートスタッフを配置した。それまでは、学生が学外から外部データベースへアクセスするためには、事前に「MGU-VPN登録」を行う必要があったが、登録を行わずに全ての学生が利用できる運用とした。

また、オンライン授業で利用する教材資料の複製、送信等のガイドラインを策定し、オンライン授業実施の利便性を図った(根拠資料4-34)。

修士・博士課程では、前述の対応に加え、各種発表会(デザイン発表、修士論文中間発表など)をZoomで実施したり、院生室の席数を増やしたり、パーティションを増設したりするなどの対応を行った。

適切な履修指導の実施

履修指導については、入学年次生向けの学科ガイダンス(卒業に必要な単位や授業の履修登録、カリキュラム体系等の説明)や学籍に関する内容(単位僅少、留学、休学、退学等)についての学

科主任によるもの、少人数クラス、演習や実習、資格取得科目等の履修に関する各学科または各授業科目担当者によるものや履修手続き等に関する教務部の学部担当者によるものがある。入学時または編入学時には、全ての学科でガイダンスを行い、教育理念、教育目標、各学部・学科の3つのポリシーとカリキュラムの連動および身につく能力について説明し、それらを踏まえて履修するよう指導している。また、毎年度末の成績において一定の基準を下回っている学生(単位僅少者)に対しては、新年度の履修登録前に学科主任が面談し、適切な履修登録が行えるよう指導している(根拠資料4-35)。それ以外にも、専任教員のオフィスアワーを設定しており、様々な観点からの学生の履修相談に応じている(根拠資料4-36)。

授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

授業で使用する教室は、事前に教務部で各授業科目担当者に希望する使用教室の規模や情報機器などのアンケートを行い、適切な教室を割り当てている(根拠資料4-37)。授業内容によっては事前に履修制限を行い、履修人数を調整している。なお、入学定員が大幅に超過した場合は、非常勤講師を臨時に雇用するなどしてクラス数を増やし、適切な履修者数規模を維持し、教育効果に影響が出ないよう配慮している。

2020年度の春学期は全ての授業をオンラインで行い、秋学期からは3割の授業科目を目標に、少人数科目を対面授業とするなどして対応した。2021年度は、対面授業を基本としたが、許可した学生にはオンラインでの受講も可能とした(根拠資料4-38)。しかし、2021年度の緊急事態宣言期間には、本来、対面での実施を予定していた授業をオンラインに変更し、少人数かつ対面による授業が必要な実習・実験・一部の演習は、さらに厳重な予防措置を取りながらの対面(オンライン同時配信・ハイブリッド)での実施となった。その期間中は、対面授業をオンラインで受講することを希望する学生には、大学からのオンライン受講許可はなくともオンラインで受講できるようにした。

対面授業を実施する場合、2021年度春学期までは、2019年度以前の教室利用定員の3分の1(3席に1人)で実施し、2021年度秋学期からは2分の1で実施している。従来は、履修学生数にあわせて教室を割り当てていたが、2020、2021年度は、履修学生数に見合う教室利用定員の教室を割り当て、さらに、使用できる机・座席を指定することによって、密集・密接することを避けた。ただし、適切な規模の教室が割り当てられない場合には、オンライン授業とした。時間割上、オンライン授業と対面授業が続いた場合を考え、学内にオンライン授業の受講スペースを確保し、学生に提供している。また、全ての教室の出入り口への消毒液の設置が難しかったことから、共有スペースに体温測定器や手指消毒液を設置する、または一部の飲用冷水器を手洗い使用へ変更するなどして対応している。

研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施

研究指導計画とその内容については、各授業のシラバスや大学院要覧掲載の『学修の手引き』(根拠資料1-6(pp.6-33))に掲載しているが、専攻各自で開催するガイダンスやオリエンテーション等で詳細な内容を明示したり(根拠資料4-39)、在籍学生数が少ない専攻においては指導教員が個別に対応したりしている。例えば、国際学研究科では、大学ウェブサイト「院生の方へ」というページを設け、そこに論文提出までのロードマップとしてスケジュールを明示しており、その内容に基づいて、年度始めに研究指導体制を構築したうえで指導している(根拠資料4-40【ウェブ】)。

他専攻においても、学暦で示した期日までに指導教員による履修指導を受け、「科目履修届」に指導教員の承認印を得て大学院事務室に提出することで、履修登録を行っている。

各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

2015年度から「教学改革推進会議」を設け、各学部・学科には教学改革推進会議を通じて、各研究科・専攻には大学院委員会を通じて、執行部会から改善を指示していた。例えば、アクティブラーニングの導入は教学改革推進会議での議を経て、執行部会に報告後、学長から各学部・学科のFDのテーマとして扱うよう指示し、教員全体に対しての情報共有を図った(根拠資料4-30)。また、授業評価アンケートの集計結果において、各学科主任および専攻主任にフィードバックした課題がある場合には、その内容に関するFDを実施するよう「FD・教員評価検討委員会」において促していた。2017年度には、授業評価アンケート結果に基づき、“もっと使えるシラバス”をテーマに「シラバスに関するFDワークショップ」を実施した(根拠資料4-41)。

2019年度からは質保証体制を整備し、各部局の点検・評価結果を基にピアレビューを実施し、点検・評価結果とピアレビュー委員会の所見報告書を基に、質保証統括委員会で教育活動の適切性について検証している。第2章で述べたように、質保証統括委員会からの提言を基にした全学内部質保証推進組織である執行部会の議を経て、必要な改善の指示を該当部局に対して行っている。2020年度は、カリキュラムの体系性の明示に課題があるとの質保証統括委員会からの提言により、学長(執行部会)より各学部・学科に対してカリキュラムの体系性の適切な明示についての検討を指示した。現在、カリキュラムツリーの策定や学部ウェブサイトの充実、履修要項への履修モデルの掲載など、各学部、学科において検討、または改善に着手している。

点検・評価項目 5

成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。

評価の視点

- ✓ 成績評価および単位認定を適切に行うための措置
- ✓ 学位授与を適切に行うための措置

成績評価および単位認定を適切に行うための措置

単位制度の趣旨に基づく単位認定

各科目の単位については、大学設置基準第21条の規定に準拠しており、学部においては、学則第10条および第42条、大学院においては、大学院学則第9条および第11条の2に定めている。単位制度の趣旨に基づく単位認定を行うため、シラバスの「授業計画(予習内容・復習内容)」欄に授業外学修について示したうえで、明示した成績評価基準に基づき単位認定を行っている(根拠資料4-9【ウェブ】)。

既修得単位の適切な認定

既修得単位については、学則第42条の2および第43条第3項ならびに大学院学則第10条の4および第11条の3に定めている。また、編入学による単位認定は、大学学則第31条の4および「編入生単位認定規程」で定めており、認定単位数は、学生の所属する学科の1年次と2年次の各年間履修制限単位を合計した単位数の90%を超えないものと定めている。例えば、経済学科の年間履修制限単位は1年次、2年次ともに48単位である。従って、86単位を超えない範囲で単位を認定

することが可能である。なお、該当学生の所属学科主任または専攻主任が、授業内容について該当学生と面談のうえ、単位を認定している。

成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置

成績評価は、学則第42条に定めているように「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して」、以下の基準により計算している。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、(1)および(2)に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文(含む卒業研究)については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

また、本学では、GPA制度を導入している。学士課程、修士課程および博士課程のGPAは、上記規定により、以下の表のとおり定めている。

成績評価一覧(学士課程、修士・博士前期課程、博士後期課程共通)

種別	評価	評点 (100点満点)	可否	成績評価基準
成績評価の 段階を定め る科目	S	100~90	合格	到達目標を十分に達成し、極めて優秀である。
	A	89~80		到達目標を十分に達成している。
	B	79~70		到達目標を概ね達成している。
	C	69~60		到達目標を最低限達成している。
	D	59以下	不合格	到達目標を達成していない。
	N	評価不能		試験未受験・出席不良等、当該科目の成績評価の前提条件を満たしていない。

学士課程については、学則第42条の2第3項に基づき、特定の授業科目について到達目標を達成していれば合格「P」、到達目標を達成していなければ不合格「F」で評価している。また、「明治学院大学学生国際交流規程」に基づく認定留学により、他大学で得た単位の認定が本学の授業科目に相当するものとして認定した単位は「I」、「本学入学前に修得した単位の認定に関する規程」および「編入生単位認定規程」により、本学の授業科目に相当するものとして認定した単位は「R」として評価している(根拠資料4-42「成績」[p.26])。

修士課程および博士課程については、大学院学則第10条の2第5項、第11条の3に基づき、留学先で修得し、本学の授業科目に相当するものとして認定した単位を「I」、他大学の大学院等で修得した単位および本大学院入学前に他大学の大学院等で修得し、本学の授業科目に相当するものとして認定した単位を「R」と評価している(根拠資料1-4)。

成績評価に異議がある場合には、成績評価確認制度による確認が可能である。在学生については成績発表日後の指定日、卒業年次生については卒業生発表日当日に限り、成績評価確認の申請を受け付けている。申請方法や結果確認については、大学ポータルサイト(Port Hepburn)を通じ

て、学生に明示している(根拠資料4-43)。また、法学部では、主要科目のみではあるが、成績発表後に定期試験を講評し、その内容を法学部ウェブサイト上、または e-learning で期間を限定して開示している(根拠資料4-44【ウェブ】)。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大時においては、成績評価についても大学ポータルサイト(Port Hepburn)を利用した成績評価確認申請を許可し、オンラインで対応している。

修士・博士課程における成績評価確認制度については、2020年度の点検・評価結果を基に行われた質保証統括委員会からの提言により、執行部会での検討を経て、大学院委員会議長である学長に制度の導入の要否を検討するよう指示し、導入の準備を進めている。

卒業・修了要件の明示

学則第5条および「明治学院大学の教育研究に関する基準」で定めている各学部・学科のディプロマ・ポリシーに基づき、学則第43条に学士課程の卒業要件を定めている。また、履修要項「学修の手引き」に掲載している「卒業と学位」において、全ての学部・学科に共通する「卒業の要件と手続」および「卒業時に授与される学位」を明示し、各学科の「履修の方法」において、卒業に必要な単位数の一覧を掲載している(根拠資料4-45)。この内容については、入学時のオリエンテーションにおいて各学科で履修要項を参照しながら説明するとともに、教務部からも履修登録前に掲示等で周知を図っている。

修士・博士課程については、大学院学則第6条の3および「明治学院大学の教育研究に関する基準」で定めている各研究科・専攻のディプロマ・ポリシーに基づき、大学院学則第12条の2において修士・博士前期課程の修了要件を、大学院学則第12条の3において博士後期課程の修了要件を定めている。また、大学院要覧の「学修の手引」に「修了の要件と手続」および「学位論文」を明示し、「履修方法・授業科目・担当指導教員」において各専攻・課程ごとに必要な単位数、履修条件等を記載している(根拠資料1-6〔pp.36-92〕)。学部生同様、大学院生に対しても、入学時のオリエンテーションにおいて、修了要件について大学院要覧を参照しながら研究科・専攻ごとに説明している。

なお、履修要項および大学院要覧のいずれも大学ウェブサイト上に掲載し、公表している(根拠資料1-5【ウェブ】・4-46【ウェブ】)。

学位授与を適切に行うための措置

学位論文審査基準の明示

学士の学位授与にあたり、本学では文学部フランス文学科のみ卒業論文を必修としている。その卒業論文審査は、主査と副査の2名体制で行い、履修要項に示した評価基準に基づいて審査している(根拠資料4-47〔pp.104-105〕)。

修士および博士の学位授与にあたっては、大学院要覧の「学修の手引」に学位論文の頁を設け、提出資格、提出スケジュールおよび論文作成にあたっての手続きならびに各研究科・専攻の学位論文審査基準を掲載している(根拠資料1-6〔pp.11-28〕)。2020年度の点検・評価結果から、この審査基準の掲載方法が研究科・専攻によって様々であることが判明した。大学院委員会において、審査基準の整理および「学修の手引」への掲載内容を検討し、2022年度大学院要覧「学修の手引」には、ほぼ統一された形式で内容を掲載することとした(根拠資料4-48)。

学位審査および修了認定の客観性および厳格性を確保するための措置

各学位授与については、各学部・学科および各研究科・専攻のディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則第43条、大学院学則第14条～17条および「明治学院大学学位規程」(根拠資料4-49)に明示し、そこに定める要件・手続きに基づいて行っている。

学位授与に係る責任体制および手続の明示、適切な学位授与

学士の授与にあたっては、教務部が作成する卒業判定資料に基づき、各学部教授会の議を経て卒業を認めている(根拠資料4-42「卒業と学位」[p.29])。また、修士および博士の授与にあたっては、大学院学則第17条で「学位論文、最終試験および学位授与規程に関する細則は、別に定める」とし、各専攻における修士・博士前期課程、博士後期課程ごとに論文審査に関する内規と学位授与基準を設け、各専攻で行った審査結果を受けて、各研究科委員会で課程修了の認定について審議している。これらの内容は大学院要覧「学修の手引」に掲載し、周知を図っている(根拠資料1-6 [pp.6-33])。また、修士および博士の学位授与の合否判定については、各研究科委員会における審議結果を学長に報告し、学長は、学位を授与できると認めた者に対し、学位を授与している。

点検・評価項目6

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

評価の視点

- ✓ 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)
- ✓ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握および評価するための方法の開発
- ✓ 学習成果の把握および評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

各学科・専攻の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標としては、語学に関する各種検定(TOEFL-IT、GTEC、フランス語能力判定試験)のほか、法律学科法曹コースの3年次において知識定着確認テストを3科目(憲法、民法、刑法)で実施している。また、社会福祉学科では、社会福祉士と精神保健福祉士の国家試験受験資格取得の条件となる実習科目の履修を希望する学生に対し、社会福祉士・精神保健福祉士の実習履修前に必要とされる基礎知識がどの程度備わっているかを確認するための「統一試験」を実施している。点数により不合格にすることはないが、基礎ができていない学生には実習の授業が始まる前に課題を課すなど、基礎知識が備わるよう指導している。

学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握および評価するための方法の開発

従来から実施してきた「授業評価アンケート」と「学生アンケート」に加えて、さらに、学生の学習成果を把握するための「学習成果調査」を2019年度と2020年度に、各学部・学科の学生に実

施した(根拠資料4-50)。

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づく「身につく能力」を科目ごとに一覧化した「能力要件表」を各学科の履修要項に記載し、さらにシラバスにも授業ごとに「身につく能力」を記載して、学生がシラバスを参照する際に、どの能力が身につくのかを意識して履修できるようにしている。そこで、学習成果調査では、明治学院共通科目と各学科科目において設定した「身につく能力」に対して、学生が自身に各能力が身についたか否かを数値で回答する設計にした。

大学院生についても学習成果調査を実施しているが、履修規模が小さすぎるため、調査方法を含め、評価やその結果を改善、向上に結び付けることが難しく、今後の課題である。

学習成果の把握および評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

2018年度から学長の指示のもと、IR分析担当者(学長の命を受けた教員)を置き、大学全体で実施している授業評価アンケート、学生アンケートおよび学習成果調査の3つについての集計結果を分析している。分析結果は、各学部・学科および各研究科・専攻にフィードバックし、各学部・学科の研修会やFD、さらには新たなカリキュラム編成に向けた参考データとする仕組みにしている。

授業評価結果については、各科目担当教員にも個別にフィードバックし、授業評価結果に対する教員からのレポートを任意で提出できるようにしている。これによって、各教員による授業の振り返りを促し、授業改善に繋げるようにしている。また、これらの結果を同時に執行部に報告し、内容によっては教学改革推進会議やFD・教員評価検討委員会、自己点検・評価委員会等での議事とすることで改善を図っている。この一連の流れは、質保証体制に基づいた検証と次の計画へと繋げていくものである。

IRの成果としては、具体的には、2019年度のアンケート結果を基にIR分析担当者が各自のテーマを持って、学生アンケート調査結果とGPAとの関連性について分析し、学内報告会を行った。GPAとコンピテンシーとの関連性や成績不振者の特徴分析、入学試験制度別を要因としたGPA分析、奨学金受給学生の生活実態に関する分析、大学満足度とGPAの関連性など、多岐にわたった分析であり、学内報告会は大変好評であった。

学生の経済的な状況と成績の関係(経済的にゆとりのない学生は成績不振の傾向にある)についての指摘は、間接的にはあるが、新型コロナウイルス感染症感染拡大時における迅速な奨学金支給を決定する拠り所となった。この例は、質保証サイクルに位置づけて分析したものではなかったため、2020年度以降は質保証サイクルに位置付けて改善に活用することを期待していたが、それまで3月、4月に記述式で実施していた学生アンケートは、2020年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により実施することができなかった。また、授業評価についても、2020年度春学期は全てオンライン授業での実施となったことから、アンケートの内容を変更した。

2021年3月には学生アンケートおよび学習成果調査をそれぞれオンラインで実施した。学習成果調査の結果は、学科ごとに集計して学年比較や年次比較などをIR担当者が分析、分析結果から見える課題を指摘し、それに対して、各学科の対応策を尋ねるコメントを付して各学科にフィードバックした(根拠資料4-51)。各学科は、この結果を見てFDや次年度以降の教育内容や教育方法の参考にするなど検討し、それを質保証統括委員会に報告した。

なお、その内容については、2021年度中にピアレビューを行い、検討を進めている。

点検・評価項目7

教育課程およびその内容、方法の適切性について

定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ✓ 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- ✓ 点検・評価結果に基づく改善・向上

適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

各学部・学科、教職課程、教養教育センターおよび各研究科・専攻における教育課程ならびにその内容および方法については、各部局に設置しているカリキュラム委員会やそれに該当するワーキンググループ等(組織によって名称は異なる)において定期的に見直している。実際の運用上の課題はもちろんのこと、前述の授業評価アンケート、学生アンケート、学習成果調査といった学生の主観的な評価による調査およびその分析により、学習成果の把握や改善を行う一方、GPA値を成績発表と同時に学生へ開示することで、自身の習熟度を客観的に捉えられるようにしている。また、修士・博士課程では修士論文、博士論文の作成も効果を測る基準となっている。

加えて、本学では、毎年度、各部局において点検・評価を実施している(根拠資料2-9)。第2章で述べたとおり、それらの結果を基に、教学部門のみ、教育課程およびその内容・方法の適切性に特化してピアレビューを実施している。各部局の点検・評価結果とピアレビュー委員会による所見報告書を基に、質保証統括委員会で課題について審議し、その結果について執行部会に提言し、提言内容について執行部会で審議したうえで、必要に応じて該当する部局(各学部・学科、各研究科・専攻、教務部委員会、教職センター、FD・教員評価検討委員会、大学院委員会など)に対し、改善を指示している。

点検・評価結果に基づく改善・向上

2015年度大学評価受審の際に「シラバス執筆基準を大学全体として定めているが、教員によってシラバスの記載内容に精粗が見られる。学生の自己学習に活用できるよう、改善が望まれる。」との指摘を受けた。そこで、FD・教員評価検討委員会において検討を重ね、自己学習に活用できるようなシラバスの執筆について、教員の理解を深めるため、2017年度に専任教職員を対象としたワークショップ型シラバス研修を、白金校舎および横浜校舎で各1回開催した(根拠資料4-52)。2018年度には、教務システムの一部であるシラバス管理システムの改修に伴いシラバスの仕様を見直した。また、「明治学院大学シラバス執筆ガイド」を制作し、2019年度から授業担当者全員(専任・非常勤)に配布した(根拠資料4-5)。項目ごとに記載すべき事項をわかりやすく整理し、「シラバス記載内容の精粗」の改善に努めた結果、「点検・評価項目4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。(pp.28-29)」で述べたように、「授業内容がシラバスと合致しているか」という授業評価アンケート(5段階評価)の項目では、「合致している」(5段階中5)、「ほぼ合致している」(5段階中4)と回答した学生の全学科平均値は、4.0を超えた2017年度秋以降徐々に上がり、2020年度秋は4.2まで上昇した。

修士・博士課程についても、2015年度大学評価受審において、「学位論文審査基準が明文化されていないこと、また、国際学研究科博士後期課程における学位論文審査基準が学生にあらかじめ明示されていないこと」に対し、指摘を受けた。各研究科において検討を重ね、研究科委員会および大学院委員会の承認を得て、2019年度には全ての研究科において「論文審査内規」「学位授与基準」に該当する内容を大学院要覧に掲載したが、「点検・評価項目5 成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。(p.33)」で述べたように、2020年度の点検・評価結果から、内規・基準の記載内容の整理を必要とし、大学院委員会議長である学長宛に改善を指示した(根拠資料2-10)。そのため、大学院事務室が各研究科と調整し、2022年度の大学院要覧には整理した内容を掲載することとした。

なお、2020年度、2021年度の授業形態に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況が常に変化し、終息の兆しが見えない中で、対面授業実施の決定には様々な意見を集約するなど検討には時間を要したが、執行部会において慎重かつ迅速に決断し、決定内容について大学ウェブサイトおよび大学ポータルサイト(Port Hepburn)において速やかに公表および通知することができた(根拠資料4-53【ウェブ】)。

02 | 長所・特色

本学では、2019年度から各学部履修要項の各学科掲載巻頭頁に「3つのポリシー」について掲載しているが、さらに、各授業で身につく「能力要件表」を掲載している(根拠資料4-10)。各授業をそれぞれ履修すると、ディプロマ・ポリシーの「身につく能力」のうち、どの能力が身につくのか、「知識・理解」「汎用技能」「態度・指向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」といった学士力にどのように対応しているかがわかるような一覧表となっている。

この一覧表を、本学のカリキュラムマップに相当する内容として、学習成果測定において有効な利用が期待できる。

03 | 問題点

本学では、教育の質保証に関する改善・向上に対する取り組みを数多く行っているが、その行動が、大学全体の質保証サイクルを意識したものになっていないことが多かった。例えば、教養教育センターによる「アカデミック・ライティング・ハンドブック」(根拠資料4-54)の学生への配布や2018年度に明治学院共通科目のカリキュラム改革を行う等の工夫の結果、「アカデミック・ライティングの基礎」「アカデミック・ライティング演習1」の履修者数は、年々増加している。これは、教養教育の改善・向上の取り組みとして評価できるが、質保証サイクルという意識をもたずに実施してきたことが、点検・評価を通じて明らかになった。そういった無意識の改善行動を、いかに大学全体の質保証サイクルに位置づけ、恒常的な改善・向上につなげるかが、今後の大きな課題である。

もう1つの重要な課題は「教育効果測定とその結果の適切な活用」である。本学では、大学全体の学習成果測定として、「授業評価アンケート」「学生アンケート」および「学習成果調査」に取り組んできたが、これらの分析結果を有効に活用できていなかった。これらのデータの分析を

基に共通理解を深め、大学全体で課題を共有し、改善に取り組む試みを始めているが、まだ不十分である。また、大学院教育においては、履修規模が小さいため、データに基づいた評価やその結果を改善・向上に結び付けることが難しく、調査、分析方法の検討が課題である。

語学や国家資格関連を除き、本学で取り組んでいる効果測定のがほとんどが間接評価であり、直接評価についてはGPA以外に全体を測る指標がない。今後はIRの拡充を含め、効果測定に関する取り組みについて議論を進めていく必要がある。

04 | 全体のまとめ

本学では、授与する学位ごとに「3つのポリシー」を定め、大学ウェブサイト上で公表している。また、カリキュラム・ポリシーおよび『能力要件表』に基づいた教育課程を体系的に編成し、各学位課程にふさわしい授業科目を開設している。さらに、学生の学習を活性化するために、シラバス内容の充実と実際の授業内容との整合性を図る、または、アクティブラーニング導入の推奨や多様な形態での履修指導など、効果的な教育を行うための様々な措置を講じている。

成績評価、単位認定および学位授与の適切性については、履修要項に明示した「成績評価基準」に基づく厳格な単位認定とそれに対する成績評価確認制度を導入している。また、卒業論文、修士論文および博士論文の基準を明示した上で、適切な手続きを経て学位を授与している。

ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果の適切な把握および評価に関しては、2020年度のデータ結果についてIR分析担当者が分析し、その結果を各学科にフィードバックした。各学科は、その内容をどのような形で2022年度以降の教育課程に反映させるのかを検討し、報告をまとめている。また、その内容については、2021年度中にピアレビューを行った。

以上のとおり、本学の教育課程およびその内容、方法については、概ね適切であると評価しているが、今後はさらに、大学全体の質保証サイクルにおける教育の質保証の位置づけを明確にし、大学全体で取り組んでいく必要がある。また、学習成果測定結果に関する分析を深め、各学科・専攻の教育課程の適切な編成の支援が可能な構造を定着させていきたい。

第5章 学生の受け入れ

01 | 現状説明

点検・評価項目 1

学生の受入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- ✓ 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受入れ方針の適切な設定および公表
- ✓ 下記内容を踏まえた学生の受入れ方針の設定
 - 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
 - 入学希望者に求める水準等の判定方法

学生の受入れ方針の適切な設定および公表

本学では、「人材養成上の目的・教育目標」に掲げる知識および能力を身につけた人間を育成するため、大学全体のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえ、アドミッション・ポリシーを、大学学則(根拠資料1-2)第5条の3に定め、大学ウェブサイト(根拠資料1-7【ウェブ】)において公表している。

また、各学部・学科では、大学全体のアドミッション・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシーを「明治学院大学の教育研究に関する基準」(根拠資料2-7)にて定め、大学ウェブサイト(根拠資料1-7【ウェブ】)において公表し、「求める人材像」を入学試験要項(根拠資料5-1)にて示している。さらに、受験生向け冊子「Gateway to Meiji Gakuin University 2022 明学のアドミッション・ポリシー」(根拠資料5-2)を作成し、教育理念および教育目標をはじめ、各学科の人材養成上の目的・教育目標や「求める人材像」を、受験生が理解しやすい表現を用いて伝えている。また、その冊子において、各学科の専門分野に関する推薦図書も併せて紹介するなど、学びへの意欲や理解を促している。

大学院についても、アドミッション・ポリシーを大学院学則(根拠資料1-4)第6条の3において定めており、各研究科・専攻においては、大学院全体のアドミッション・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシーを、学部・学科と同様に「明治学院大学の教育研究に関する基準」にて定め、大学ウェブサイト(根拠資料1-7【ウェブ】)や大学院入学試験要項(根拠資料5-3)において公表している。

求める人材像および入学希望者に求める水準等の判定方法の設定

各学部・学科および各研究科・専攻のアドミッション・ポリシーにおいては、それぞれ「求める人材像」「入学者選抜の基本方針」および「入学者選抜の種類と評価方法」を示している。

「求める人材像」では各学部・専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」に照らして、ディプロマ・ポリシーに沿った人材を育成し、カリキュラム・ポリシーに沿った教育を行うために、入学者に求める能力と意欲について述べている。

「入学者選抜の基本方針」では「求める人材像」に掲げた基礎的な能力、志および意欲等をもつ

ているか否かを評価すると明記し、さらに「入学者選抜の種類と評価方法」において、各学科・専攻の具体的な入学試験の種類と、どのような点を評価するかを記載することで、受験生が理解しやすいよう工夫している。

アドミッション・ポリシーの適切性

アドミッション・ポリシーは、各学位課程のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーと関連している。また、大学のアドミッション・ポリシーと各学部・学科のアドミッション・ポリシーおよび大学院全体のアドミッション・ポリシーと各研究科・専攻のアドミッション・ポリシーは関連している。

例えば、国際学部国際キャリア学科では、ディプロマ・ポリシーにある「英語およびそれ以外の言語(日本語を含む)の複数言語で自由にコミュニケーションを図る能力を身につけて世界の人々と共同で作業を行う能力」を修得できるよう、カリキュラム・ポリシーにおいて「授業は原則として全て英語で実施し、多言語でのコミュニケーション能力を涵養する」と明記した。そしてアドミッション・ポリシーの「求める人材像」では「十分な英語の基礎能力」を定め、さらに同じく「入学者選抜の種類と評価方法」において、「筆記試験」や「英語による面接によって基礎学力、知的好奇心、学習意欲をみるもの」などを設定しており、3つのポリシーは適切に連動が図られているといえる。

以上のとおり、本学は適切にアドミッション・ポリシーを定め、公表していると評価している。

点検・評価項目2

学生の受入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点

- ✓ 学生の受入れ方針に基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定
- ✓ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- ✓ 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- ✓ 公正な入学者選抜の実施
- ✓ 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学生の受入れ方針に基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定

本学では、大学全体のアドミッション・ポリシーの「求める人材像」に定めた“知識・技能、思考力・判断力・表現力等の基礎的な能力”、“人間や社会に関心と探究心を持ち、真摯に勉学に励む意欲”、“課題に対して主体的に解決し、社会に貢献しようとする意欲”を評価する方法として、「一般入学試験」「大学入学共通テスト利用入学試験」「自己推薦AO入学試験」「指定校推薦入学試験」「系列校特別推薦入学試験」「編入学試験」「社会人入学試験」および「私費外国人留学生入学試験」等の入学試験制度を設けており、さらに各学科、各専攻のアドミッション・ポリシーにおいて定めた「入学者選抜の種類と評価方法」に基づいた選考方法を、入学試験制度ごとの入学試験要項に明記している。

例えば、社会学部社会福祉学科はそのアドミッション・ポリシーにおいて、「高等学校等で修得すべき基礎的な能力」「社会福祉学の理論と実践への主体的な学びを通して、共生社会の担い手となる意欲」および「物事を多面的かつ論理的に考察」する能力などを求めている。そこで一般入学試験「全学部日程」および「A日程」では筆記試験を課すことで基礎的な能力を持つ学生を、一般入学試験「B日程」では英語とともに論文試験を課すことで、また、「自己推薦AO入学試験」「編入学試験」「社会人入学試験」および「A私費外国人留学生入学試験」では小論文試験、論文試験や面接試験を課すことで、それぞれアドミッション・ポリシーにおいて定める論理的に考察する能力や、意欲および資質を持つ学生を選抜している。

さらに、出願資格、試験内容等の具体的な選抜方法、募集人員を学部および大学院の入学試験要項や大学ウェブサイト(根拠資料5-4【ウェブ】・5-5【ウェブ】)を通じて公表している。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

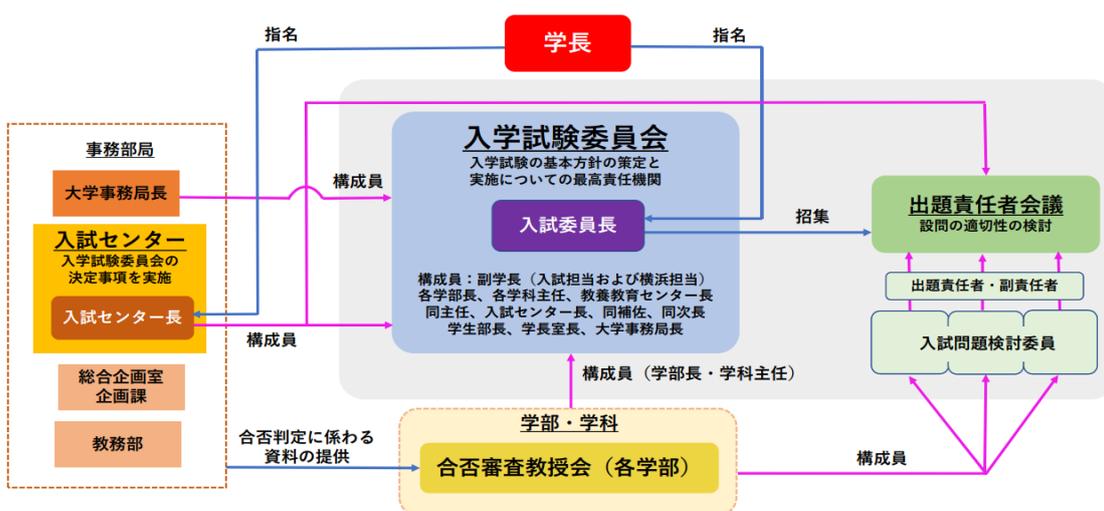
入学にあたり必要な費用について、授業料をはじめとするその他経費項目ごとの納入額を入学試験要項において明示している。また、提携の教育ローンや国の教育ローンも併せて紹介し、支援が必要な受験生に情報を提供している。なお、大学ウェブサイトにおいて、各種奨学金情報を掲載しており、入学前に奨学金の情報を提供している(根拠資料5-6【ウェブ】)。

入学者選抜実施のための体制の適切な整備および公正な入学選抜の実施

本学では、入学試験の公正性および適切性を確保するため、入学試験に係わる基本方針の策定と入学試験実施について最高の責任を負う機関として、入学試験委員会(以下、入試委員会とする)(根拠資料5-7)を設置しており、入試委員会のもと、文部科学省入学者選抜実施要項に従って入学試験を実施している。入試委員会は、学生募集の方針や試験実施方法等、公正かつ適切に学生募集と入学試験を行うために必要な事項について審議している。

下の図は、入学試験実施における学内組織体制を図示したものである。

図 入学試験実施における学内組織体制図



入試委員会とは別に、一般入学試験においては入試委員長が招集する各試験科目の出題責任者、副責任者、入試センター長からなる出題責任者会議を原則として年2回開催している。4月

の出題責任者会議では、入学試験問題の原稿作成・校正・採点に関する事項を確認し、機密を保持しながら、同時に公平性を確保すべく審議している。翌年3月の出題責任者会議では、各科目における得点分布状況を振り返り、また、各科目の出題責任者・副責任者からの提言や要望等を検討し、将来の適切な入学試験問題の作成に努めている。

実際の入試問題作成にあたっては、各科目の出題責任者を筆頭とする入試問題検討委員による検討会を定期的で開催し、慎重に出題内容を検討している。また、一般入学試験における地歴公民科目に関しては、外部機関による設問の適切性の評価を入学試験終了後、すみやかに実施し、合格発表前までに完了させている。これにより、出題内容の公平性を保つとともに、採点の誤りを防ぎ、合否につながる不利益を生じさせない仕組みを構築している。

合格者の決定は、公正な入学試験を実施するため、入試センターで作成した入学試験の合否判定に関する資料に基づき、各学部において、合否審査教授会を開催し、厳正に審査している。

筆記試験による場合は、合否審査教授会において、公平性に十分配慮して、受験番号、氏名、性別、年齢や居住地等の個人に関する属性を記していない資料を用い、合否を判定している。

面接試験においては、複数の面接担当教員を配置しているほか、思想、信条、宗教や出身等の人物評価を行ううえで不必要かつ不適切な内容に触れないよう、面接担当教員に対して面接試験前に周知している。面接試験を実施している入学試験制度の合否審査教授会においては、入試センターが作成した受験番号と面接試験の得点に、筆記試験等の得点のみを記した資料を用いて厳正に審査している。

また、入学試験の結果、不合格者に対しては、請求によって成績を開示する制度を設け、入学試験および合否審査の公正性を高めている。

大学院入学試験については、合否審査にあたり、学部と同様に、大学院事務室で作成する合否審査資料を基に、各研究科・専攻が開催する合否審査教授会において合格者を決定する。さらに、大学院学則に基づき、学長を議長とする大学院委員会において、入学者を報告している。

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

疾病および身体機能の障がいのため受験や就学に配慮を必要とする者に対し、出願前に相談するよう入学試験要項に明記しており、願い出に基づき、必要な措置を講じたうえで入学試験を実施している。配慮を必要とする受験生には、その状況により、試験時間の延長、文字拡大、入学試験の点字による実施、別室会場の用意や付添介助者の試験室内への入室許可等、多様な措置を講じて、公平な受験機会の確保に努めている(根拠資料5-8)。

また、大学院入学試験においても、受験や就学に配慮を必要とする者に対しては、学部と同様の措置を講じている。

学生募集および入学者選抜の適切性

本学は、入試委員会を設けており、アドミッション・ポリシーに則って公正かつ適切に学生募集と入学試験を行うために必要な事項について審議している。出題および採点については、機密を保持したうえで各科目出題責任者のもと担当者が担っており、合否については、各学部・研究科における合否審査教授会において厳正に審査している。

以上のとおり、本学は、アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集および入学試験の制度や運営体制を適切に整備し、入学試験を公正に実施していると評価している。

2021年度入学試験における新型コロナウイルス感染症感染拡大への対応

2021年度入学試験では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、例年通りの入学試験を実施することが困難となった。そこで本学では、次のような対応を行うことで、全ての受験生に対して受験の機会が奪われないよう配慮した。

一般入学試験(全学部日程・A日程)においては、大学入学共通テストの成績を利用した追試験を実施し、大学入学共通テスト利用入学試験において、本入試制度を導入していない学科(グローバル法学科および国際キャリア学科)を希望していた場合は、別学科への振替出願を認めることとした(根拠資料5-9)。また、指定校推薦入学試験においては、試験方法が面接試験のみ(一部、小論文試験を課す学科あり)であるため、これらを書類選考(課題レポートを含む)に変更した。

さらに、自己推薦AO入学試験では、競技会やコンクール等の大会・発表会等のイベントの中止により、各学科で求めている出願資格を証明する書類を提出できない受験生のために、その事情を記載した文書を本学に提出することで、受験資格を満たしているとみなすこととした(根拠資料5-10)。

B私費外国人留学生入学試験(4月入学)においては、2020年6月実施予定の日本留学試験の受験を出願資格の一つとしていたが、実施されなかったため、独立行政法人日本学生支援機構発行の出願証明書の提出をもって出願を認めた。

なお、当然ではあるが、全ての対面試験においてマスク着用を義務付け、試験室入退室時における手指消毒や分散帰宅誘導等を含め、密集・密接しない定員や十分な換気といった受験環境を整えた。

このように、出願資格の証明に対して柔軟に対応、さらに受験時の対策を講じ、入学試験要項や文書で受験生に迅速かつ正確に伝えることで、受験生に不利益が生じないように、適切に配慮した。

点検・評価項目3

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、
在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点

- ✓ 入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理
 - 入学定員に対する入学者数比率
 - 収容定員に対する在籍学生数比率
 - 収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応

入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

本学では、人材養成上の目的・教育目標を達成するという観点から各学部・学科の収容定員および入学定員を定めている。また、学士課程において、入学定員充足率は過去5年間の平均で0.99、収容定員充足率は過去5年間の平均で1.05であり、適正に定員を管理できているといえる(大学基礎データ表2・3)。

前回、大学評価を受審した2015年度以降では、2017年度に大学全体の収容定員および入学定員を見直した(根拠資料5-11)。また、翌年の2018年度に法学部においてグローバル法学科を新

設した際にも定員を見直した(根拠資料5-12)。さらに、2022年度には社会学部において学科定員を変更するなど、随時適切な定員となるよう見直している。

各学部・学科は、アドミッション・ポリシーを踏まえ、入学試験制度ごとに募集人員を設定している。その際、文部科学省の大学入学者選抜実施要項に示されている「大学における学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。」という点は、特に留意している。こうした募集人員は各入学試験要項に明示しており、入学定員の5割を超える学科が生じた場合には、定期的に推薦入試に関する見直しを行い、募集人員を適切に設定している。

入学者の選抜と定員管理については、学長の責任および監督のもとに行っているが、合格者の決定の段階では、各学部にて裁量を委ねている。そこで入試センターおよび総合企画室企画課は、適切に定員を管理するため、一般入学試験において入学者数の予測に必要な資料として、過去の受験・入学実績に基づき、高校別入学率や併願状況等を加味して分析した結果を、各学科の合否審査教授会に提供している(根拠資料5-13)。

これに加えて、教務部は、補欠者の繰り上げ合格状況や仮入学手続者の手続状況などのデータも提供している。また、大学入学共通テスト利用入学試験では、大学入学共通テストの概況や外部機関による前年度の入試結果分析も参照して各学科は合格者を決定している。

特別入学試験の手続者が確定した段階で、学部に対し学部長会を通じて定員管理について注意喚起し、一般入学試験による合格者数の決定方針を確認している。最終的に入学者が確定するまで、入試委員長を含む執行部会が大学全体として状況を把握し、適宜定員管理を徹底するよう学部へ働きかけている。また、入試委員会においても入学定員・収容定員充足率に関する資料を提示し、大学全体で情報を共有して定員管理に関する方針を確認している。

2021年5月1日基準での収容定員に対する在籍者数も、定員に対して概ね適正であり、合否審査時における過去の入学試験および入学状況の分析結果が活用され、定員管理方法が定着していると言える。また、各学科の入学定員・収容定員に対し、適切な教員数を配置し、最大限の教育効果を得られるように配慮している。

■ 大学院における入学者数および在籍学生数管理

大学院については、すべての研究科で入学定員および収容定員を満たしていない。この点は、前回の認証評価の際にも在籍学生比率の改善を図るよう指摘され、それ以降、各専攻会議および研究科委員会で問題を認識し、改善の方策を検討し、定員の見直しや入試広報の強化など大学院生募集についての様々な取り組みを行っている。

例えば、大学院事務室は本学学部生に向けた大学院進学に関するキャリアガイダンス(根拠資料5-14)や、対象を学外にも広げたオンラインによる大学院進学説明会を開催している(根拠資料5-15)。また、オンラインによる「研究計画書の書き方」セミナーを実施し、学外者にも広く参加を促すことで志願者を増やす一助とした(根拠資料5-16)。さらに、経済学研究科では、外国人留学生の志願者を増やすことを目的として、2019年度に对外経済貿易大学外国語学院との入学試験協定を結んだ(根拠資料5-17)。

現在のところ、これらの取り組みは大幅な志願者増にはつながっていないが、学部生はもちろんのこと、外国人留学生や社会人に対象を広げ、本学大学院の認知度を上げ、さらに志願者を増やす施策として長期的観点から有効と考え、このような施策を今後も検討していく。

入学者数および在籍学生数管理の適切性

本学では、人材養成上の目的・教育目標を達成するという観点から収容定員および入学定員を定めている。また、その定員に対して適切な教員数を配置している。現状は、入学定員の1.0倍の入学者数となるよう努めており、上述のとおり、入学定員に則した入学者数および収容定員に則した在籍学生数を実現している。

以上のことから、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると評価している。

点検・評価項目 4

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ✓ 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- ✓ 点検・評価結果に基づく改善・向上

適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

毎年度実施している点検・評価において、各学部・学科、各研究科・専攻、入試センターおよび大学院事務室において各チェック項目を点検・評価している。また、入試委員会においても、前年度の入学試験における結果を踏まえ、全学的な課題を審議し、次年度に向けた入学試験の実施方法や募集人員について検討するよう各学科に指示している。2020年度の入試委員会では、次年度の指定校推薦制度を見直すよう執行部会が指示した。

入学試験に関する点検・評価を学科別に行っている例として、フランス文学科においては、1年次生を対象に学年末に行う学力判定試験(クラス分け試験)の結果を、入学試験制度別に分析し、入学試験から1年後の学生の学修成果を点検している。このほかの事例として、国際学科においては、私費外国人留学生入学試験に関して、入学試験時の成績と入学後のGPAの相関関係を示したデータを基に、出願書類として求めている日本留学試験の成績の可否審査時の取り扱いについて検討を行った。

このように、大学全体については入試委員会で、各学部・学科については教授会や学科会議等において、入学試験制度に基づいた適切な学生募集が行われているか点検している。

点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組み

上述の例のとおり、各学科は、点検・評価から改善・向上に繋がるプロセスを適切に実行している。質保証統括委員会および執行部会では、それらの状況を点検・評価し、全学的に適切に改善・向上を図っていると評価している。一方、各研究科・専攻においては、入学定員および収容定員を充足していないことから、執行部会は、質保証統括委員会から点検・評価結果の報告を受け、2021年3月に学長から全ての研究科委員長に対して、定員充足率の改善に取り組むよう指示している(根拠資料2-10)。指示を受けた部局は、その事項に対して、現在、改善策を検討している。

02 | 長所・特色

各学部・学科の入学定員充足率は適切に推移しており、大学全体では過去5年間平均は0.99である。各学科が合否審査を行うにあたり、各学科における分析に加え、適切な入学者数を予測するための資料として、過去の統計資料に基づく分析結果を提供している。この取り組みは、本学が持つ過去のデータを分析し、予測に取り入れたという点において独自性があり、本学の長所といえる。

また、配慮を必要とする受験生の受け入れについては、入学試験時の配慮に始まり、実際の入学後の学修・学修支援にも力を注いでおり、入学者の多様性確保に努め、アドミッション・ポリシーで定めた受け入れ体制を整えている点で評価できる。

03 | 問題点

大学院においては、入学定員、収容定員とも下回る状態が続いており、定員の充足に向けた取り組みを継続している。しかし、すべての研究科で充足できておらず、改善に努めているが、結果に結び付く効果がなかなか得られない状況である。この問題に対して、大学院委員会でも議論を重ね、2019年度末に学長から理事長へ「大学院の活性化に向けて 最終報告」として提案した。また、2020年度末の、学長から全ての研究科委員長に向けた改善指示に基づき、各研究科は定員未充足の解消に向けてさらなる取り組みを検討している。

04 | 全体のまとめ

本学では、教育理念、教育目標のもとに策定された大学および各学部・学科、各研究科・専攻のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、「求める人材像」に掲げる学生を受け入れられるよう、適切な入学試験を実施している。

入学試験の実施体制についても、各学部・各研究科とも規程に基づき、公平性・透明性を確保したうえで実施し、責任ある運営体制を確立している。

学部生の受け入れについては、厳密かつ適切に入学者数および在籍学生数を管理している。

各学部・学科、各研究科・専攻ならびに担当事務局である入試センターおよび大学院事務室において、毎年度、点検・評価を実施しており、その結果について、大学全体の点検・評価として質保証統括委員会および執行部会において、適切性を確認している。このようにして浮かび上がった学生の受け入れに関する成果や課題については、各部局や大学全体の委員会等の議題として共有し、次年度以降の方針、制度や体制の改善を図るというサイクルを確立している。

以上のとおり、学生の受け入れについては、概ね適切であると評価しているが、大学院の定員未充足という課題については、引き続き解消に向けて検討している。

第6章 教員・教員組織

01 | 現状説明

点検・評価項目 1

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点

- ✓ 大学として求める教員像の設定
- ✓ 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

求める教員像と教員組織の編制方針

本学では、大学として求める教員像の設定および教員組織の編制に関する方針を設定し、大学ウェブサイトにおいて公表している(根拠資料6-1【ウェブ】)。

本学は、既述のとおり、「キリスト教による人格教育」を建学の精神とし、教育理念“Do for Others(他者への貢献)”を実現するための人材養成を目的としており、この目的の実現が本学の存在意義であるため、その実現に意欲のある教員を求めている。このことは、公募の際の募集要項にも「本学はキリスト教主義を建学の精神とする大学です。この建学の精神を理解していただくことを希望します。」という形で明示している。また、教員組織の編制については、これまで本学でこの目的の実現のために運用されてきた方針を「教員組織の編制方針」として策定、明文化し、学内に共有した。さらに各学部および各研究科における目的を達成するために、全学の教員組織の編制方針を踏まえた各学部および各研究科における教員組織の編制方針を策定した(根拠資料6-2)。

求める教員像と教員組織の編制方針の適切性

本学の求める教員像および教員組織の編制方針については、教育理念や人材養成上の目的を踏まえて定めており、そこでは教員に求める資質と役割を明らかにしている。さらに、各学部および各研究科における教員組織の編制方針では、教員の分野構成、効果的な教育を行うための配置や連携体制等を明らかにしている。

また、求める教員像と教員組織の編制方針を大学ウェブサイトにおいて公表することで、学内での共有を図るとともに本学の教員組織の編制についての考え方を学外にも広く周知している。

以上のとおり、本学は、求める教員像および教員組織の編制方針を適切に定め、明示していると評価している。

点検・評価項目2

教員組織の編制に関する方針に基づき、
教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点

- ✓ 大学全体および学部・研究科等ごとの専任教員数
- ✓ 適切な教員組織編制のための措置
- ✓ 教養教育の運営体制

教員組織編制の実態

大学全体の教員数ならびに各学部および各研究科の教員数は、大学設置基準および大学院設置基準を満たしている(大学基礎データ表1)。

教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置

必修科目と選択必修科目を合わせた専兼比率は、多くの学科において6割から7割(根拠資料6-3)であり、教育上主要な授業科目については、概ね専任教員が担当している。英文学科、フランス文学科や社会学科は他学科と比べ専兼比率が低くなっているが、これは必修科目・選択必修科目の特性のほかに、個別特殊な課題を扱う授業を多く開講することや少人数科目の開講というカリキュラム・ポリシーの実現によるものであり、教育上主要な授業科目については、適正に専任教員が配置されていると評価している。

研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

大学院担当教員の基本的な資格については、「明治学院大学大学院教員資格規程」(根拠資料6-4)に定めている。加えて、各研究科において「授業科目担当資格に関する内規」を定め、さらに必要な研究科では、「申し合わせ」等を策定することにより、各研究科の特性に合わせた資格を定めている。

例えば、法学研究科博士後期課程の担当教員資格については、「明治学院大学大学院教員資格規程」および「明治学院大学大学院法学研究科授業科目担当資格に関する内規」により定めており、心理学研究科博士後期課程の担当教員資格については、「明治学院大学大学院教員資格規程」「明治学院大学大学院心理学研究科授業科目担当資格に関する内規」「心理学研究科教員資格審査に関する申し合わせ」および「心理学研究科研究指導および講義等の担当教員に関する了解事項」により、定めている(根拠資料6-4)。

これらの規程および内規等に基づき、各研究科委員会において有資格者を慎重に審査した上で、各課程の研究指導教員および講義担当教員を配置している。

教員役職者の授業担当負担への配慮

教員の授業担当コマ数については、「学校法人明治学院給与規程」において、次のとおり規定している。

役職名等	責任コマ数 (年間)
学長	0
副学長, 学長室長	4
学部長, 教養教育センター長	6
学科主任, 明治学院共通科目教育機構部会長, 教養教育センター主任, 教職課程主任, 大学院研究科委員長, 大学院研究科主任, 学長補佐, 総合企画室長, 研究所長, 宗教部長, 学生部長, 教務部長, キャリアセンター長, 図書館長, 入試センター長, 国際センター長, 情報センター長, 総合支援室長, ボランティアセンター長, 歴史資料館長, ハラスメント相談支援センター長, 大学院指導教員*注	8
上記以外の教員役職者および一般教員	10

*注：正規在籍期間の院生を指導する大学院指導教員は、役職による責任コマ数から各学期1コマを減ずる。

以上のとおり、役職毎に大学運営上の負担に応じて責任担当コマ数を減じている。なお、責任担当コマ数を超えて授業を担当する場合には、超過講座手当を支給している。このような形で、教員間の授業担当および大学運営にかかる負担の分散化・平準化に配慮している。

年齢構成

本学の教員選考において、年齢を選考の条件とすることはなく、専門分野、教育研究経歴およびその業績が大きな審査材料となる。学部の将来人事構想を踏まえて、准教授や専任講師としての採用を条件とし、その結果として比較的若い教員の採用に至ることもあるが、その結果、全体として年齢構成に偏りは見られない(大学基礎データ表5)。また、各学科の個別の状況を見ても著しく偏った学科はない。

性別構成

女性教員比率は、36.4%(根拠資料6-5)であり、全国平均の25.9%(令和2年度学校基本調査(女性教員数49,138人/大学教員数189,599人)による)を上回っている。性別を選考の条件とすることはなく、専門分野、教育研究経歴およびその業績が大きな審査材料となるため、大学として男女比率に目指すべき目標値を定めているわけではないが、全国平均を10ポイント程度上回っていることから、比較的公正・公平な採用を実現できていると考えている。

また、各学科の個別の状況を見ると、全国平均を若干下回っている学科もあるが、著しく下回っている状況にはないため、概ね性別構成に配慮されていると評価している。

国際性

国際性として、外国人教員比率は、11.2%(根拠資料6-6)であり、全国平均の4.8%(令和2年度学校基本調査(外国人教員数9,187人/大学教員数189,599人)による)を大きく上回っており、教員組織の編制方針を実現できている。しかし、各学科の個別の状況を見ると、その学科の特性や教育内容によるところが大きく、英語で授業を行う国際キャリア学科(70.0%)、外国語教育を担う教員が多い教養教育センター(22.5%)、国際学を教育する国際学科(17.9%)等では、外国人教員比率が全国平均を大きく上回る一方、外国人教員が1人も所属していない学科もある。この場合でも、最終学位を海外の大学において取得したり、海外の教育機関・研究機関での教育や研究の経歴を3年以上有する教員が所属したりしており(根拠資料6-7)、概ね国際性に配慮されていると評価している。

教養教育の運営体制

本学の教養教育は、明治学院共通科目教育機構がその運営を担っており、学長が教育機構長を務めている。明治学院共通科目教育機構は、外国語教育部会および諸領域教育部会からなる。

また、明治学院共通科目教育機構は、次の構成員によって組織され、明治学院共通科目の新設・改廃、年度カリキュラム、人事および担当コマ数等、明治学院共通科目の実施にかかわる基本事項について審議している。

- (1) 教育機構長 1名
- (2) 各教育部会長 各1名(計2名)
- (3) 各教育部会運営委員より代表委員 各2名(計4名)
- (4) 教養教育センター各部門主任 各1名(計2名)
- (5) 各学科主任および教職課程主任

明治学院共通科目を担う教員は、学科に所属して明治学院共通科目と学科科目を担うものと、教養教育センターに所属するものに分かれているが、所属に関わらず、明治学院共通科目を担う教員は、いずれかの教育部会の構成員となる。

この体制のもと、明治学院共通科目と学科教育の接続・連携を図り、学科のディプロマ・ポリシーの実現を目指している。

教員組織編制の適切性

上述のとおり、各学位課程の目的に則した教員を配置しており、教員組織の編制方針に則った教員組織を編制していると評価している。

点検・評価項目3

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点

- ✓ 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準および手続きの設定と規程の整備
- ✓ 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の採用・昇任の手続と運用

採用・昇任の基準

教員の採用・昇任にあたっては、「明治学院大学教員選考基準」(根拠資料6-8)に職位毎に必要な要件を定めており、さらに各学部ではその教育研究内容の特性を踏まえた基準を規定している(根拠資料6-9)。

募集・採用の手続き

教員の採用は、次のプロセスを経て決定している。

- (1) 教員の募集開始については、学部長会において当該学部長が学長へ上申し、学長がその必要性を確認した上で決定する。

- (2) 公募する場合、当該学部の審査委員会等において募集要項を策定し、当該学部の人事教授会において了承を得る。なお、予め候補者が存在する場合には、公募ではないため、(2)および(3)を経ず、(4)の人事教授会の審議に移る。
- (3) 募集要項を本学ウェブサイトおよびJREC-IN Portal等に掲載する。
- (4) 当該学部の審査委員会等において、書類による一次審査、面接(適宜、模擬授業を含む)による二次審査を実施した上で、採用候補者を決定し、当該学部の人事教授会において採用の可否を審議する。
- (5) 当該学部の人事教授会が採用を承認した場合には、大学評議会において採用の可否を審議する。准教授、専任講師および助教は、大学評議会における承認をもって採用が決定する。
- (6) 教授の採用にあたっては、さらに理事会において採用の可否を審議し、理事会の承認をもって採用が決定する。

昇任の手続き

教員の昇任は、次のプロセスを経て決定している。

- (1) 「明治学院大学教員選考基準」および各学部における昇任基準を満たした者は、昇任審査にかかる資料を当該学部の人事教授会または審査委員会等に提出する。
- (2) 当該学部の審査委員会等において教育研究業績および大学での役割の遂行状況等を審査の上、昇任の可否を決定し、当該学部の人事教授会に報告する。
- (3) 当該学部の人事教授会は、審査委員会等の報告に基づき、昇任の可否を審議する。
- (4) 当該学部の人事教授会が昇任を認めた場合には、大学評議会において昇任の可否を審議する。准教授への昇任は、大学評議会における承認をもって決定する。
- (5) 教授への昇任にあたっては、さらに理事会において昇任の可否を審議し、理事会の承認をもって昇任が決定する。

教員の採用・昇任の適切性

本学の教員の採用および昇任については、「明治学院大学教員選考基準」のほか、各学部における採用・昇任基準に基づいて実施している。また、学則により当該学部の教授会だけではなく、学長が議長となり、学部(含む教養教育センター)長と各学部(含む教養教育センター)教授会より選出の教授各2名が大学評議会員として出席する大学評議会の審議事項としており、教授の場合はさらに理事会において採用・昇任の可否を審議することで人事の公正性・透明性を確保している。

以上のとおり、本学は、教員の採用・昇任を適切に行っていると評価している。

点検・評価項目4

ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点

- ✓ ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施
- ✓ 教員の教育活動および研究活動等の評価とその結果の活用

教員の教育能力の向上や教育課程、授業方法の開発・改善のための活動実態

本学では、教育目標に則した授業内容や教育方法を評価・改善し、教育の質の向上を図ることを目的として、FD・教員評価検討委員会を設置している(根拠資料6-10)。FD・教員評価検討委員会では、日本私立大学連盟、大学コンソーシアム京都および京都大学高等教育研究開発推進センター等が実施する学外における研修機会の提供、学内FD講演会および学生による授業評価アンケートを企画・実施している。また、私立大学情報教育協会が配信している教育方法や教材開発に関する講演・発表のVTRやスライドのデジタルアーカイブも利用している。

また、各学部・学科および各研究科・専攻における固有のFDはそれぞれが独自に実施している(根拠資料6-11)。2021年度には、各部局におけるFDを活性化するため、学部毎に15万円の補助金を設けた。導入初年度ということもあり、用途や使用できる期間を限定していたため、補助金を使用した部局は限られていたが、部局によるFDの選択肢が広がったことが確認できたため、引き続きFDを充実させる方策を検討する。

研究活動の活性化を図る取り組み

教員の研究活動の活性化を図る取り組みについては、制度面から研究活動の活性化を促している。

科研費については、応募を検討している研究者に対し、採択された研究計画調書の閲覧サービスを2018年度に開始した。また、2018年度に申請奨励費制度を設け(2019年度から運用開始)、科研費の審査結果がA評価での不採択となった場合に、大学に申請すれば、翌年度の科研費申請の準備研究をするための奨励費が支給される。この制度によって、2019年度には7名に申請奨励費を支給し、うち1名が2020年度に新たに科研費に採択され、2020年度には8名に申請奨励費を支給し、うち6名が2021年度に新たに科研費に採択された。他にも、科研費をはじめとする外部研究資金に応募し、採択された教員に対しては、採択翌年度の個人研究費を20%増額(若手専任教員(採択年度の5月1日現在で42歳以下)に対しては25%増額)している。

このような取り組みの結果として、2018年度には科研費の新規採択率が全国で12位、私立大学で全国3位になり、2019年度には全国で2位、私立大学では全国1位、2020年度には全国で4位、私立大学では全国1位となった(根拠資料6-12)。

また、制度面からという点では、2020年度に改正したサバティカル制度も活性化の一助となることを期待している。従来の本学のサバティカル制度は、在外研究員制度と特別研究制度の2つの制度で運用していたが、運用が非常に複雑であったため、整理し、多様化する教員のキャリアに適応することも念頭に置き、1つの制度に統合した。

主な変更点は、①1学期(半期)単位での取得を可能としたこと、②年度をまたぐ2学期(秋学期

開始時から翌年度春学期終了時までの1年間)の取得を可能としたこと、③学部ごとの適用人数枠を教員数の10%であったものから15%に増やしたことである。①と②により、在外研究の選択肢が広がり、③により、遅滞なく取得できる人数が増加した。

■ 資質向上を図る取り組み

教員の資質向上を図る取り組みとして、全学および各学部・学科によるFDのほか、毎年度、系列の中学校・高等学校の教職員も含め、学院全体の勤務員を対象とした「勤務員キリスト教学校教育セミナー」を開催し、建学の精神の理解と浸透を図っている(根拠資料6-13)。しかし、参加者数が限られているため、参加者の拡大を図りたい。

■ 教育活動および研究活動等の評価とその結果の活用実態

教員の教育活動および研究活動等の情報は、教員各自が「研究業績データベース」を随時更新することにより、「明治学院大学研究者情報」として大学ウェブサイトにて学内外に広く公表している。また、「研究業績データベース」はresearchmapとも連携しているため、学外に向けての効率的な情報公表が可能となっている。

教員の教育活動および研究活動等の評価は、昇任に際して用いており、「明治学院大学教員選考基準」および各学部における選考内規等に基づいて、総合的に評価し、審査している。

■ FD活動による教員の各種活動の活性化と向上

上述のとおり、本学のFD活動は、各学部・学科および各研究科・専攻における固有のFD活動の占める割合が大きいいため、FD・教員評価検討委員会において学科のFDの取り組みを報告し、共有を図っている。

しかし、各学科において取り組み自体は行われているものの、全学的に俯瞰してみると、それぞれが”点”で行われており、有機的であるとは言い難い。各種データの分析を進め、それをFDによって改善し、その結果をさらに分析する、というIR機能と質保証サイクルを確立し、その改善・分析状況を全学的に共有することで、FDの成果を高められる余地がある。

一方、特に研究活動の活性化を図る取り組みにおいては、科研費の新規採択率が2019年度と2020年度には私立大学で1位となり、目に見える結果となって表れた。

点検・評価項目5

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ✓ 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- ✓ 点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価を行う組織と点検・評価の観点

教員組織の適切性については、各学部・学科および各研究科・専攻において、大学基準協会が示す大学基準および点検・評価項目を基に、年齢および性別に著しい偏りはないか、当該組織の教育研究上の特性に鑑みて国際性に配慮されているか、適切なプロセスを基にした人事がなされているか等という観点から点検・評価を行っている。

大学執行部によるマネジメント

執行部会では、各学部・学科および各研究科・専攻における点検・評価結果を客観的に点検・評価し、「求める教員像および教員組織の編制方針」に則った教員組織を編制できているかを確認するとともに、方針の適切性についても併せて確認している。

改善・向上を図るプロセス

執行部会による客観評価を踏まえ、学長から各部局の長へ改善指示書をもって改善を指示している(根拠資料2-10)。各部局の長は、期日までに改善し、学長へ報告することにより、改善を確実のものとしている。

改善・向上の実例

2020年度に実施した点検・評価の結果、

- 全学的な教員組織の編制方針については策定していたが、各学部・研究科における方針については策定していなかったため、2021年度に各学部・研究科においても策定した。
- 採用・昇任に関する規程の整備が不十分な学部は、2021年度に整備が完了した。
- 修士課程・博士課程または各研究科における固有のFDの取り組みが一部の研究科にとどまっていたため、すべての研究科において実施することを確認し、2021年度にすべての研究科・専攻において取り組みを開始した。

02 | 長所・特色

教員の研究活動の活性化を図る取り組みが奏功し、2018年度には科研費の新規採択率が全国で12位、私立大学で全国3位になり、2019年度には全国で2位、私立大学では全国1位、2020年度には全国で4位、私立大学では全国1位となった。

03 | 問題点

教員の教育能力の向上や教育課程、授業方法の開発・改善のためのFDについて、各学科において取り組み自体は行われているものの、全学的に俯瞰してみると、それぞれが“点”で行われており、有機的であるとは言い難い。改善を試みている最中だが、さらに課題の抽出から企画・実施までを組織的・体系的に行うことで成果を高める必要がある。

04 | 全体のまとめ

本学では、教育理念および人材養成上の目的に基づき、大学として求める教員像および教員組織の編制方針を適切に設定し、大学ウェブサイトにおいて公表している。さらに各学部および各研究科においても、大学の教員組織の編制方針に基づいた方針を策定し、公表している。

大学全体の教員数ならびに各学部および各研究科の教員数は、大学設置基準および大学院設置基準を満たしている。また、教員組織については、教育上主要な授業科目における専任教員の適正な配置、研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置、授業担当負担への配慮、年齢構成、性別構成、国際性等、教員組織の編制方針に基づいて編制している。

教員の採用および昇任についても、規程・基準に基づき、人格、教育研究業績および大学運営における役割の遂行状況を踏まえ、学界や社会における活動実績等に配慮した上で厳正に審査しており、人事の公正性・透明性を確保している。

教員の教育能力の向上や教育課程、授業方法の開発・改善のためのFD活動については、FD・教員評価検討委員会が中心となり実施している取り組みと、各学部・学科および各研究科・専攻における固有の取り組みに分けられる。

一方、研究活動の活性化を図る取り組みにおいては、科研費の新規採択率が私立大学の中で2018年度は3位、2019年度と2020年度は1位となり、目に見える結果となって表れているため、継続して取り組む。

以上のとおり、本学は、理念・目的を実現するために適切な教員組織を編制しており、点検・評価とその改善を適切に行っていると評価しているが、今後は、教員の教育能力の向上や教育課程、授業方法の開発・改善のためのFDについて、質保証サイクルの一環に位置づけ、課題の抽出から企画・実施までを組織的・体系的に行うことで成果を高める必要がある。

第7章 学生支援

01 | 現状説明

点検・評価項目1

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

- ✓ 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、大学の理念“Do for Others(他者への貢献)”を実現するための人材養成を目的としており、この目的を達成するため、「学生支援に関する方針」を「修学支援」「生活支援」「進路支援」「課外活動支援」の4つに分けて定め、取り組みの種類ごとにその内容を明らかにしている(根拠資料7-1【ウェブ】)。また、方針を大学ウェブサイトに掲載することで、教職員への共有だけでなく、学生や学外に向けても、本学の学生支援に関する考え方や取り組みを広く周知している。

以上のとおり、本学は、学生支援に関する方針を適切に設定し、明示していると評価している。

点検・評価項目2

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。
また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点

- ✓ 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示
- ✓ 学生支援体制の適切な整備
- ✓ 学生の修学・生活・進路に関する適切な支援の実施
- ✓ 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施
- ✓ ボランティア支援の実施
- ✓ その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援体制の適切な整備

本学では、学生支援に関する各種委員会を設置し、それぞれの委員会において支援に関する審議を行っている。学部生の生活や正課外活動の支援については、「学生部委員会」を設置して学生生活に関する基本的事項について審議しており、学生部がその実務を担っている(根拠資料7-2)。

また、修学支援に関しては、「教務部委員会」を設置して教務に関連する事項について審議しており、教務部がその実務を担っている(根拠資料7-3)。

さらに、進路支援に関しては、「キャリア支援委員会」を設置して学部生および大学院学生のキャリア支援(キャリア教育・就職支援等)に関する事項について審議しており、キャリアセンターがその実務を担っている(根拠資料7-4)。

なお、大学院生については、いずれの活動においても、「大学院委員会」で支援について審議しており(根拠資料1-4〔第20条〕)、大学院事務室がその実務を担っている(根拠資料7-5〔第40条〕)。

そのほか、学生支援を行う組織として、総合支援室(根拠資料7-5〔第28条〕)、国際センター(根拠資料7-5〔第39条〕)およびボランティアセンター(根拠資料7-5〔第43条〕)を設置しており、これらの各組織が連携し、適切に学生支援を行っている。

■ 学生の修学に関する適切な支援の実施

修学支援については、各学部・学科、教務部委員会および、支援内容に応じて教務部を中心に関連する部局と連携して支援している。

学生の能力に応じた補習教育、補充教育

本学では、入学時に全ての学部生に英語学力テスト(「GTEC」等。学科により異なる。)を課し、その結果により能力別のクラス編制を行い、能力に応じた授業を実施している。また、学生の能力に応じた補習教育、補充教育に関する大学全体の取り組みとして、「ライティング支援」が行われている。2013年度に国際学部の教学改革支援制度プロジェクトとして出発し、2015年度からは、全ての学部生を対象とする「明治学院大学ライティング支援カウンター」として運用を開始した。現在は、教養教育センターが運用を管理し、レポート全般の作成(卒業論文を除く)に関する相談を受け付けている(根拠資料4-14【ウェブ】)。

学部・学科の取り組みとしては、各年度初めに行われる学科ガイダンス、学期中であればオフィスアワーの開設によって修学支援を行うほか(根拠資料4-36)、学部によってはティーチングアシスタントによる独自の修学支援を行っている(根拠資料7-6)。

正課外教育

正課外教育については、教養教育センターによるランゲージラウンジにおける語学学習相談、英語、スペイン語の個別学習サポート(根拠資料4-15【ウェブ】)や、社会学部による社会福祉士・精神保健福祉士、法学部による国家試験・公務員試験希望者への国家試験対策(根拠資料7-7【ウェブ】)などがある。

横浜図書館においては、ラーニングコモンズ環境を整備し、1～2年次の主体的な学びから、3～4年次の専門教育に無理なく移行できる力の涵養を目標として支援している。さらに、白金、横浜の両キャンパスの図書館において、学生の学習支援として、図書館を有効に使用するための図書館ガイダンス(新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下では、オンデマンド動画の配信)を実施しており、教員と連携して授業のテーマに沿った文献の探し方やデータベース利用方法についてガイダンスする授業内図書館サポートなども行っている(根拠資料7-8【ウェブ】)。

留学生等の多様な学生に対する修学支援

本学では、留学生と一般学生が互いにネットワークを築き、学修や学生生活をサポートし合うための仕組みづくりに取り組んでいる。本学の一般学生が留学生の「バディ」となり、日本での

学生生活をサポートするバディ制度を設けており、大学施設の使い方や日常生活の疑問点を一緒に解決したり、互いに語学を教え合ったりするなど、学生同士が交流を深めるきっかけとなっている。また、ホームステイプログラムのほか、留学生も一般学生も入居できる国際学生寮「MISH」においては、一般学生と留学生のキャンパスとは異なる国際交流の場も設けている。さらに、経済的に修学が困難な正規留学生向けの授業料減免制度や各種奨学金を用意するなど、留学生に対する多様な修学支援を行っている(根拠資料7-9【ウェブ】)。

また、2021年度秋出発の認定留学を希望する学生には、渡航までにワクチンを摂取できるよう斡旋し(根拠資料7-10)、留学を安全に遂行するために大学が定める渡航の条件を留学希望者に示したうえで、留学の送り出しを行った(根拠資料7-11)。

なお、これらは、国際センター、学生部(学部生)、大学院事務室(大学院生)が中心となって、各部局と連携して支援している。

障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生や支援を必要とする学生に対しては、2011年に開設した学生サポートセンターにおいて、コーディネーターを配置し、各部局と連携しながら、入学から卒業までの大学生生活の各ステージに応じた学修を支援(個別面談や修学環境調整等)している。障がいのある学生への修学支援は、教育理念“Do for Others(他者への貢献)”に基づき、3つの基本方針に従って行っている(根拠資料7-12【ウェブ】)。

入学前に本学の支援を理解してもらうため、オープンキャンパスで個別の支援内容を説明するほか、入学後と同様の情報保障として、ノートテイク・パソコンノートテイク等で支援している(根拠資料7-13【ウェブ】)。入学決定後は、個別面談とともに、各学部・学科、各研究科・専攻や関係部局等との調整、授業における情報保障(ノートテイク、パソコンノートテイク、テキストデータ化、点訳等)、学習支援機器の貸し出し、定期試験等における特別措置等の修学環境を調整することで、できるだけ円滑に大学生活が送れるよう合理的配慮に基づく修学支援を行っている(根拠資料7-14・7-15【ウェブ】・7-16【ウェブ】)。なお、これらの支援については、定期的な面談の中で振り返り、必要に応じて再調整している。さらに個々の状況により、卒業後に向けて様々な社会資源の開拓・連携など、社会(職業)移行支援も行っている(根拠資料7-17【ウェブ】)。

また、学生同士で支え合いながら共に成長していける環境づくりを目指しており、支援学生の育成・拡充のため、各種講座(ノートテイク、パソコンノートテイク、テキストのデータ化、点字、車椅子の押し方等)を実施している。

また、合理的配慮の考えに基づいて、障がいのある学生への支援を適切に実施し、支援を必要とする学生に適切な支援が行き届くよう、FD・SD研修やウェブサイトの充実、学内広報の活用等によって教職員の理解の深化を図っている(根拠資料7-18【ウェブ】)。

なお、これらの修学支援は「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)(第二次まとめ)」を踏まえて実施している。

成績不振の学生/留年者および休学者/退学希望者の状況把握と指導

教務部においては、4年次生以上の卒業判定を行う際に、毎年度、留年者、休学者などの状況を把握している(大学基礎データ表6)が、それ以外の入学年次生に関しても同様に、成績不振者や休学者の状況を把握し、教授会で確認のうえ、適宜、当該ゼミ教員または学科主任が直接指導している。なお、法学部においては、教養教育科目を中心に履修している1・2年次の年度末の成績状況に応じて、学科科目の履修制限を適用する制度を設けたり、著しく修得単位数が少ない学

生には退学を勧告したりするなど、各学生の修学状況に応じた細かな履修指導を行っている(根拠資料7-19)。また、全ての学部・学科において、各年度末のGPAと修得単位数から単位僅少者を特定、次年度授業開始前に学科主任面談を実施し、状況の把握と次年度に向けた履修指導を行っている(根拠資料7-20・7-21)。

大学院生については、大学院事務室において過年次生の状況把握に努めている。ただし、大学院生の場合、過年次生のほとんどが、修了要件単位は修得済みであり、学位論文(必修)の単位修得のみ残して留年しているケースが多い(大学基礎データ表6)。

奨学金その他の経済的支援の整備・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

経済的支援が必要な学生に対しては、学部生については学生部が、大学院生については大学院事務室が学外の公的な奨学金の出願等に関わる事務を担うほか、本学独自の様々な奨学金を設けている(大学基礎データ表7・根拠資料7-22【ウェブ】)。例えば、2015年度に「チャレンジ奨学金募金」を開始し、積極的に寄付を募って、海外への長期留学生を対象とする「認定留学(長期)奨学金」、首都圏以外の道府県出身者を対象とする「白金の丘奨学金」、大学院生向けの「大学院の奨学金」の3つの給付型奨学金制度の原資の一部としている(根拠資料5-6【ウェブ】)。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により遠隔授業を余儀なくされたこと、学生のアルバイト収入の悪化、また、保証人の家計急変等による生活困窮者のための奨学金として、2020年度から「新型コロナウイルス感染症対応給付奨学金」を設け、この募金の使途として追加した。さらに、寄付への理解の促進と寄付者への説明のため、定期的にチャレンジ奨学金募金に関する広報誌を発行し、奨学金給付状況に関するデータや奨学金受給者の声を掲載している(根拠資料7-23)。なお、前述の3つの給付型奨学金以外にも、学業・人物ともに優秀な学生を対象とした「学業優秀賞」や経済支援を必要とする学生向けの「ヘボン給付奨学金」などがあり、これらの内容については、大学ウェブサイト上で確認できるようにしている(根拠資料7-24【ウェブ】)ほか、ポータルサイト(Port Hepburn)でも対象学生に通知している。また、受験生に向けては大学案内、大学院案内および入試要項にも掲載し、周知している。

学生生活に関する適切な支援の実施

学生の相談に応じる体制の整備

学生の生活に関する相談体制としては、学部生は学生部、大学院生は大学院事務室がそれぞれ中心となって対応している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下は例外であるが、通常は多くの学部生、大学院生が学内に滞在している時刻(白金は5時限終了時刻、横浜は4時限終了時刻)まで窓口を開き、相談できる体制を組んでいる(根拠資料7-25 [p.6 窓口事務取扱時間])。

また、修学や学生生活などで困難な問題を抱えた学生が、総合的に支援を受けられるよう、総合支援室を設けている(根拠資料7-26【ウェブ】)。

学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮

総合支援室については、3つの専門部門(健康支援センター、学生相談センター、学生サポートセンター)にて構成している。健康支援センターには医師および保健師を、学生相談センターにはカウンセラー(臨床心理士、公認心理士)を、学生サポートセンターにはコーディネーターを配置し、専門家による支援が受けられる体制を整え、全ての学生が心身ともに充実した大学生活を送ることができるよう、様々な面から支援している。また、必要に応じて、本人の合意のもと、関連部局とも連携して大学全体でサポートする体制を整えており、大学ウェブサイトには詳細な

内容を掲載し、学生だけでなく、保証人などにも周知している(根拠資料7-27【ウェブ】・7-28【ウェブ】・7-29【ウェブ】)。

ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、パワー等)防止のための体制の整備

ハラスメントに関する学生・教職員の相談窓口として、専任教職員20名からなるハラスメント人権委員会の委員が相談を受け付けるほか、「明治学院大学ハラスメント相談支援センターに関する規則」に基づき、専門相談員2名(各キャンパス1名)を配置したハラスメント相談支援センターを設置している(根拠資料7-30【ウェブ】)。同センターの開室は、白金キャンパスは月、水、金、横浜キャンパスは月、火、金のそれぞれ10:00～17:00としている。電話や電子メールで相談予約のうえ、対面相談に応じる体制を整えており、相談の結果、相談者の希望により、ハラスメント人権委員会への調査や調停の申し立てができる。これらのハラスメント対策に係る情報は、大学ウェブサイト、MG DIARY(学生手帳)においては相談窓口を示し(根拠資料7-25〔p.5各種相談〕)、ポスター、リーフレット、インフォメーション・カード等で学生・教職員に周知している。

なお、本学では1998年に「セクシュアル・ハラスメント防止宣言」を定め、以後セクシュアル・ハラスメントの防止に努めてきた。その理念をさらに発展させ、2011年には「ハラスメント防止宣言」(根拠資料7-31【ウェブ】)を発し、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントを含むハラスメント全般に対処し、防止していく体制へと改組した。「ハラスメント防止宣言」に則り、本学では「明治学院大学ハラスメント人権委員会に関する規則」(根拠資料7-32)を定め、全学的な組織としてハラスメント人権委員会を設置している。この委員会は、ハラスメント問題への相談や、「明治学院大学ハラスメント調査委員会に関する規則」(根拠資料7-33)、「明治学院大学ハラスメント調停委員会に関する規則」(根拠資料7-34)に基づく申し立てへの対応はもとより、これらの問題を未然に防ぐための活動として、毎年、学生・教職員向けに研修等を実施している(根拠資料7-35【ウェブ】)。

学生の進路に関する適切な支援の実施

キャリア教育の実施

本学の教育目標の1つに「キャリアをデザインできる人間の育成」がある。学生の自立を支援するため、学生が自分自身と向き合うこと<自己理解>、および社会人となって働くことと向き合うこと<社会理解>への支援を重視し、大学での学びや課外活動の充実によって、社会人としての基礎的な力を伸ばすことに取り組んでいる。

そのための支援の軸となるのは、学生の自己理解や社会理解への接続を支援する教育プログラムと相談窓口の充実である。段階的なキャリア支援として、入学時から年次ごとにテーマを設けて段階的に構成された正課外のキャリアガイダンスを実施するほか、キャリア形成をねらいとする正課授業を実施している(根拠資料1-14【ウェブ】)。これらの正課授業は、学生の自己理解、キャリアデザイン、職業への接続に資する科目を体系的に提供することを目的としており、1年次から学べる「キャリア支援科目」(明治学院共通科目)として2013年度に設けた。受け身ではなく主体的な姿勢で学ぶ、社会との接点で体験を通して学ぶ、少人数での議論を通じて学ぶ科目で構成しており、授業科目「ライフデザイン」では、主体性と協調性、コミュニケーション能力、論理的思考と表現力、社会的課題の発見・解決能力および職業意識の育成を図っている。

2015年度には、経済界の各方面で活躍している現役の企業経営者やエキスパート有志で構成する卒業生の会「へボン経済人会」とキャリア教育での連携を開始し、企業経営者などの卒業生を講師とする授業科目「キャリアデザイン」を開講した。

学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備

キャリア支援を行うための体制として、「キャリア支援委員会」を設け(根拠資料7-4)、「キャリア教育に関する事項」「学生および大学院生の就職に関する事項」「その他キャリア支援に関する事項」について審議している。なお、本委員会に報告している毎年度の就職状況は、執行部会、学部長会および理事会でも報告し、大学ウェブサイトでも公表している(根拠資料7-36【ウェブ】)。

キャリア支援の実務を担うキャリアセンターには、学生相談の担当として、職員と専門的相談員を配置している。職員13名の内4名と専門的相談員はキャリアコンサルタントの資格を有しており、専門知識の下に業務を行っている。また、新卒応援ハローワークからの派遣相談等、公的機関とも連携している。

直接支援の環境整備として、既存の仕様の異なる複数のキャリア支援システムを統合して、2021年度に新キャリア形成支援システム「MG CAREER CLUE(通称: キャリクル)」を開発した。導入後は1つのシステム内で内定者の就職活動記録の閲覧や、大学が特に勧める求人の検索、個別相談の予約、進路報告等がWEB上で行えるようになり、学生の利便性が向上した。また、自身の卒業予定年度に応じた支援情報が届く仕様としているため、留学等で在籍期間が4年間を超える予定の学生が1つ下の学年向けの情報を得られるなど、学生個々に合わせた必要な情報を届けられるようになった。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前はキャリアセンターへの来室を前提とした支援であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降はガイダンスや学内企業説明会、学生相談のオンライン化や、掲示板、就職支援冊子のWEB化など、学生が時間や場所を選ばず情報提供や支援を受けられる体制を整えた。

進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

本学では進路選択に関わる様々な支援やガイダンスを行っている(根拠資料1-14【ウェブ】)。1・2年次生を対象とした学生生活の充実を促進し、基礎的な力を養成する学年別、あるいは進路別のキャリアガイダンス、3年次生以上になると、インターンシップやテーマ別の就職支援プログラム、元企業人事担当者などの経験を持つキャリアコンサルタントが講師を務める就活ステップアップ講座、MGキャリア講座(エアライン、広告・メディア、ホテルの3分野に就職を希望する学生のための就職支援講座、留学予定または帰国後に就職予定の学生を対象としたグローバルキャリア講座の4講座)や公務員セミナー、地方自治体との協定による就職支援などがある(根拠資料5-14)。また、4年次生以上は、集団型支援と個別型支援を用意し、進路未決定の学生を孤立させないことを支援のポイントとしている。2020年度から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2021年度においても個別相談はオンラインと対面を利用者が選択できるようにして、事前の予約制によって運用している(根拠資料7-37【ウェブ】)。

博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定または当該機会に関する情報提供

これまで、研究科、専攻または担当教員が個別に対応してきてはいたが、大学院全体としては、2019年度から大学ポータルサイト(Port Hepburn)を通じて、博士後期課程の学生を対象に、主体的な学びを促すための学生指導法や教材の作成・活用方法等に関するセミナー等、本学の大学院生が参加可能な外部のWEB講座の情報提供を行っている(根拠資料7-38)。

■ 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

本学には、多くの大学公認の学生団体(体育会や文化団体連合会等の所属グループに加盟して活動している団体、任意団体と呼ばれる独自の活動を行っている団体、学園祭等大掛かりな行事を催す実行委員会)が活動している(根拠資料7-39【ウェブ】)。2005年度からは「明学スポーツを強くするプロジェクト」を実施しているが、定期的に制度や対象団体を見直しており、第5期となる現在は10団体を対象とし、優れた指導者を招聘することで団体のレベルアップと、部員の人格形成に力を入れている。

加えて、これら、スポーツ、文化・芸術、ボランティア等の社会貢献活動の優秀な成績もしくは活動実績を顕彰し、今後の活躍を奨励することを目的とする「課外活動奨励賞」を設け、課外活動の活性化を図っている(根拠資料7-40・7-41【ウェブ】・7-42)。

他にも、2013年度には、多くの学生に「一人ひとりの人間性を豊かにし、学生生活をより充実させること。講座を通して共通の興味を持つ、学生同士の出会いのきっかけを作ること」を目的として『課外講座プロジェクト』を開始した(根拠資料7-43【ウェブ】)。様々な分野における学生にとって有益な講座を、毎月1～2回の割合で開講している。2020年度、2021年度ともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により感染状況を確認しながら小規模での実施となったが、オンライン等も活用し、工夫を凝らして実施した。

■ ボランティア支援の実施

本学では、教育理念である“Do for Others(他者への貢献)”を具現化する取り組みとして、ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を支援している。具体的には、ボランティア活動を通じた人間教育を行う場としてボランティアセンターを位置づけ、一人ひとりが社会課題と出会い、向き合い、共に考えるなかで、自分が変わり、誰もが生きやすい方へ社会を変えていくことを目指すとともに、学生の成長を支援する重要な取り組みを担うことを目的としている(根拠資料7-44【ウェブ】)。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大によって生じた社会課題に向きあうことがボランティアセンターの課題であった。未だ終息が見通せない中、学内外で多くの人びとが孤立や不安を抱えている一方、これまでの対面を中心として実施してきたボランティア活動は、感染拡大防止の観点から見直しを迫られている。このような状況のなかで、ボランティアセンターでは、必要かつ有効なアドバイスを行うべく、一日ボランティア体験プログラムとして11年目を迎える1 Day for Others(根拠資料7-45【ウェブ】)や、気になる社会課題に対して学生たちが集い話し合うボラカフェ(ボランティアカフェ)(根拠資料7-46【ウェブ】)をオンラインで実施した。その他にもオンライン授業をきっかけに地方の小中学校との交流を行い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって生まれた諸問題を考える企画も行っている。また、学びとボランティア実践の双方で優れた成果を挙げた活動を表彰するボランティア大賞もオンラインで公開し、これからボランティアを行おうとしている学生へ考える場を提供した(根拠資料7-47【ウェブ】)。

なお、本学では、“Do for Others(他者への貢献)”という教育理念の実践を体現した活動、ピアサポートがある(根拠資料7-48【ウェブ】)。これらの活動は、「横浜キャンパスプロジェクト」における「キャンパスコンシェルジュ」から広がった活動となるが「キャンパスコンシェルジュ」は、学生と教職員のパイプ役を担う学生メンバーで構成しており、大学生活に不安を抱える新入生支援、グループ学習などにおける施設利用のサポート、各種講習会や交流イベントの開催、事務部局への橋渡しなどを行っている。

■ その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、2014年度から毎年3月、4月に大学の全学部生を対象とした学生アンケートを実施しているが、そのうち在学生、卒業年次生に向けたアンケートでは、大学に対する改善要望を問う項目を設けている(根拠資料7-49)。2018年度のアンケート結果をもとに要望に対応するため、執行部を中心に、いくつかの項目について改善策を講じた。

そのうちのひとつとして、2018年度以前から、アンケート結果において課題とされてきた横浜キャンパスへの交通アクセスについての改善がある。それまで、下校時間帯のみ設定していた戸塚駅東口直通の急行バスを、2021年度からは戸塚駅東口に本学直通の急行バス専用レーンを設置し、その運用を開始した。学生利用の多い1、2限の時間帯に専用レーンから急行バスが運行されるため、運行ダイヤに合わせ、急行バスと各停バスを選んで乗車し、通学することが可能となった。

そのほか、アンケートでは、情報提供方法の改善に対する要望も多く見られた。教務部の窓口においてもスマートフォンアプリケーションの利用が増えている中で、学生から大学の授業に関するアプリケーションのニーズが高まっていたことから、教務システムと連携し、学生がリアルタイムに情報取得が可能なツールとして、大学公式の教務アプリを開発した。アプリケーションの導入により、それまで大学ポータルサイト(Port Hepburn)へログインしなければ得られなかった情報を手元のスマートフォンに最適化された画面で見られるようし、全学生に向けた共通情報だけではなく、各学生の履修登録に沿った個別情報の提供が可能となった。

また、本学における学生支援の特色の1つであるピアサポートは、学びやすく、安心して過ごすことができるキャンパスを目指して2013年度に発足した「横浜キャンパスプロジェクト」から始まっている。プロジェクトの1つである「キャンパスコンシェルジュ」の相談件数は年々増え、2018年度には年間約2700件の相談があったが、2019年度末から拡大した新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、2019年度は年間約2400件程度に減少した。オンライン授業中心となった2020年度はわずか400件にまで減少したが、SNS(Instagram、Twitter、YouTube)での情報提供や、オンラインコンシェルジュ(根拠資料7-50【ウェブ】)を開催するなどの形で、支援を継続している。

点検・評価項目3

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ✓ 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- ✓ 点検・評価結果に基づく改善・向上

全ての学部生対象の学生アンケートから浮き彫りとなった課題については、執行部会および学部長会に報告し、必要に応じて改善を図っているが、それ以外にも学生支援を行っている各局部では、支援内容に係る様々なアンケートを実施し、それらの結果に関して、当該委員会において点検・評価し、その結果をもとに改善・向上を図っている。

例えば、国際センターでは、副学長(国際交流担当)、国際センター長、国際センター長補佐、国際センター次長、国際交流課長を構成員とする国際センター管理職会議を月1回実施しており、既存の業務の検証や新規業務の対応などを協議し、協議内容を、必要に応じて国際センター委員会において報告または協議している。また、留学プログラム参加者や留学生に様々なアンケートを実施している。とくに、長期派遣留学については、留学計画ワークシートを用いた自己評価の収集(根拠資料7-51)、大学ウェブサイトでその結果を公表し、プログラム委託業者と事後の振り返り(根拠資料7-52)を行うなど、各アンケートの集計結果を分析、内容を検討し、改善・向上に努めている。

なお、学生支援を行っている各部局の個別の事案に関する点検・評価結果については、各部局が直接、執行部会に報告し、審議することが多い。しかし、全学的に実施する定期的な点検・評価の結果については、質保証統括委員会において学生支援に関する方針に基づく活動が適切に行われているか審議し、その結果について質保証統括委員会が執行部会に提言し、提言内容について執行部会において審議したうえで、必要に応じて該当する部局に学長から改善を指示する質保証サイクルが機能している。

02 | 長所・特色

「横浜キャンパスプロジェクト」から始まったピアサポートの1つである「キャンパスコンシェルジュ」は、他大学からも注目されており、2018年度から現在までに計6大学の見学を受け入れた。また、成城大学主催のピアサポ交流会にも毎年参加しており、2021年度はオンラインでの開催となったが、本学からは9名のキャンパスコンシェルジュが参加し、お互いの取組を共有している。

また、「横浜キャンパスプロジェクト」の1つである「ヤギ除草システム(通称：ヤギ部)」では、2014年からヤギによる「機械や除草剤を使わないエコな除草」に取り組んでいるが、この日常的なヤギの世話や学内外へ向けた広報も、学生が主体となり、職員と協働しながら実施している。2018年度には、第25回横浜環境活動賞にヤギ部の学生が応募・プレゼンテーションの結果、「児童・生徒・学生の部 実践賞」受賞に至った。学生によるキャンパスのエコ活動の輪は、学内だけでなく、学外にも波及している。

これらの「横浜キャンパスプロジェクト」における活動は、学生が教職員と協働している点が特徴である。教職員が、学生が直面する事象に対し、学生の視点や意見を反映し、実現させる、あるいは、学生が様々な経験を積み、成長していく場の提供を行う形での支援は、また、大学の教育理念“Do for Others(他者への貢献)”の実現にも繋がっている。

教育理念“Do for Others(他者への貢献)”の教職員の共有は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の迅速な支援活動の実現にも繋がっている。例えば、2020年4月からのオンライン授業開始に伴い、学生にはタブレット端末ではなくノートPCやタブレットPCの利用を推奨し、インターネット接続環境を整備してウイルス対策ソフトとMicrosoft Officeをインストールするよう伝えたが、それらの受講環境を整えるための緊急支援として、在学生全員に一人当たり一律5万円を一早く支給した(根拠資料7-53【ウェブ】)。

03 | 問題点

なし。

04 | 全体のまとめ

本学では、教育理念“Do for Others(他者への貢献)”を実現するための人材養成上の目的を達成すべく、学生が学習に専念し、安定した大学生活を送ることができるよう、「修学支援」「生活支援」「進路支援」「課外活動支援」の4つに分けて学生支援に関する方針を設定しており、この方針は、大学ウェブサイト上で広く公表している。

本方針に基づき、「修学支援」「生活支援」「進路支援」「課外活動支援」について、学生支援を担当する各種委員会と担当部局、また、各学部・学科、各研究科・専攻などの各組織が連携し、適切な支援を行っている。このような連携は学生にもおよび、現在は、ピアサポート活動が広がりをみせている。

以上のとおり、学生支援に関する方針に基づき、概ね適切に行っていると評価しているが、学生アンケートの検証を深めることで、学生ニーズを常に意識した学生支援への取り組みをさらに強化していきたい。

第8章 教育研究等環境

01 | 現状説明

点検・評価項目 1

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点

- ✓ 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、教育研究の推進と研究倫理の遵守について、キャンパスの施設設備の整備について、および図書館・学術情報サービスの提供についての考え方を明らかにした「教育研究等環境の整備に関する方針」(根拠資料8-1【ウェブ】)を設定し、大学ウェブサイトにおいて公表している。

教職員への共有だけでなく、学生や学外に向けても、教育研究等環境の整備に関する考え方や取り組みを広く周知していることから、本学は、教育研究等環境の整備に関する方針を適切に設定し、明示していると評価している。

点検・評価項目 2

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地および校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設および設備を整備しているか。

評価の視点

- ✓ 施設、設備等の整備および管理
 - 校地、校舎および運動場等の教育研究活動設備
 - ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備
 - 施設、設備等の維持および管理、安全および衛生の確保
 - バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
 - 学生の自主的な学習を促進するための環境整備
- ✓ 教職員および学生の情報倫理の確立に関する取り組み

校地、校舎および運動場等の教育研究活動設備

本学は、法人が所有する白金(高輪校舎、鶴の木クラブハウス、戸塚グラウンド等を含む)・横浜・東村山の3か所のうち白金・横浜キャンパスを使用する。これらの2つの校地面積の合計は282,443㎡で大学設置基準第37条の規定する必要校地面積118,000㎡を十分に満たしている。また、2キャンパスの校舎についても87,685㎡で大学設置基準第37条の2の規定する必要校舎面積48,292㎡を十分に満たしている(大学基礎データ表1)。

白金キャンパスは、明治期に購入した土地と、1952年に購入した隣接地(旧海軍墓地跡)を併せた敷地で、1988年に着手した白金再開発計画により歴史的文化財の継承も含めた本学の歴史を映すキャンパスの姿となっている。一方、横浜キャンパスは1980年から順次購入した山林を開発し、1985年に開校した自然豊かなキャンパスである。

なお、課外活動施設不足の解消に向けて、既存施設の有効活用の観点から、戸塚グラウンド黎明館の多目的グラウンドを人工芝化する計画について準備を進めている。

■ ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備

学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、本学ではe-Learningシステムを導入して教育に利用してきたが、2020年度に新たな学習管理システム「manaba」を導入し、正課授業を中心に授業の事前・事後の学習を支援している。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、対面での授業実施が困難となった状況においては、manabaをオンライン授業のポータルとして活用することで(根拠資料4-32〔p.22〕)、ZoomやTeamsを利用した遠隔授業への移行に迅速に対応することができた。

また、学生が利用できる設備として、パソコンの自由利用施設、貸出用パソコン(学内利用)、オンデマンドプリンターを整備しているほか、Microsoft365やウィルス対策ソフトを大学で包括契約しており、個人のパソコンやモバイル端末での利用が可能となっている。

教員の教育研究活動を促進するための環境整備として、全ての教室でパソコン投影が可能な環境を整備している。機器設備は定期的に更新を行っており、2020年度は白金校舎5教室、横浜校舎8教室、2021年度は白金校舎8教室、横浜校舎5教室の更新工事を行った。また、学外ネットワーク環境からの図書館契約データベース・電子ジャーナルの利用、学内外でのeduroamサービス(教育・研究機関用の国際無線LANローミング基盤)の利用といったサービスも提供している。

2020年度以降は、オンライン授業への対応の一環で、ハイブリッド授業と遠隔授業(オンデマンド/同時配信)を実施する環境整備として、以下を実施した。

- 1) 教室AVシステムのハウリング対策を白金校舎28教室、横浜校舎32教室に実施し、小教室では会議用集音マイク・スピーカーシステムを白金校舎26式、横浜校舎10式導入した。また、ほぼ全ての教室に書画カメラを設置し、パソコン内蔵カメラでは捉えづらい板書やスクリーンを含めた画角の授業映像を配信できるようにした。
- 2) 遠隔授業の同時配信やオンデマンド用動画教材制作に対応するため、スタジオ教室を白金校舎10教室、横浜校舎12教室に整備した。
- 3) 上記で発生する学内ネットワーク通信量の増大への対応として、白金校舎62台、横浜校舎41台の無線LANアクセスポイントを追加で設置した。このネットワークの増強により、校舎屋内全域でストレスフリーな無線接続が可能となった。
- 4) 一般教室やスタジオ教室での教員の遠隔授業(対面授業(同時配信併用を含む))配信の負担を軽減するため、業務委託スタッフと学生アルバイトを新規に採用し、サポート体制を構築した。また、新システムを含めた利用マニュアル整備や問い合わせ対応にも別途スタッフを増員し、利用者へのサポートを行った。
- 5) 簡便な動画の収録、編集、配信機能を有するシステム(Panopto)を導入することで、授業運営の負担軽減を図るとともに、動画配信におけるセキュリティの向上を図った。

施設、設備等の維持および管理、安全および衛生の確保

本学では、計画的に施設、設備および校舎を整備するため、管財部が中心となって作成した「既存施設維持管理中長期予算計画」を基に各年度の工事を計画的に実施している。なお、一部の計画では補助金制度を積極的に活用している。

また、安全および衛生の確保として、災害対策のための施設設備の更新および拡充を白金・横浜両キャンパスとも、継続して以下のように進めた。

- 1) 防災備蓄品の新規購入および更新を行った。また、エレベーターが停止した際に歩行困難な者を階下へ降ろすための非常用階段避難車(階段で人員を降ろす装置)の設置や、災害用無線機の(アナログ無線廃止に備えた)デジタル波への切替えおよび台数追加など、災害対策を定期的に見直している。
- 2) 地域貢献として、白金キャンパスでは、帰宅困難者・滞留者等の受入れ施設として機能するように準備を進めた。また、横浜キャンパスでは、横浜市戸塚区と本学が締結した「災害ボランティア活動拠点の設置に関する協定」について、内容の再確認を行った。
- 3) 非構造部材(天井材等)の落下防止対策工事を計画的に実施しており、2020年度および2021年度には白金校舎ではパレットゾーン白金の第1アリーナ、2号館1階の2教室、横浜キャンパスでは8号館1階のインターナショナルラウンジ、C館2階・3階の食堂、6号館1階・2階の3教室、7号館1階の2教室を施工した。
- 4) 2019年度に教務部が導入した「時間割アプリ」(学生向けスマートフォンアプリ)について、災害時の情報伝達ツールとしても利用できるよう、「プッシュ通知」機能を追加し、災害発生時の連絡手段のひとつとして備えている。

さらに、環境問題への取り組みとして、継続的にトイレ改修工事を行っており、2020年度および2021年度には白金校舎では本館地下1階、3階、6～9階、横浜校舎では1号館・2号館の全フロア、8号館2～5階に節水型器具を導入した。加えて、横浜キャンパスでは、自律(自立)エネルギー設備として設置した太陽光パネルで、2020年度の1年間で約107,701kwの発電量があり、また、雨水・井水を利用することで254 m³/年の節水となった。白金キャンパスにおいても、雨水の利用で3,215 m³/年の節水となるなど、自然エネルギー・資源の活用による、環境負荷低減や省エネルギーに配慮したキャンパス整備を進めている。

バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

本学では施設のバリアフリー対応の一環として、すべての教室へ車椅子でアクセスできるよう、バリアフリー化が完了しており、さらにサポートを必要とする学生の視点を取り込んだ学内施設のバリアフリー化に取り組んでいる。

快適に過ごせる環境として、ジェンダー平等やバリアフリー等への配慮を行い、多様性を確保したキャンパス環境整備を推進している。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学びの拠点の一つとして、横浜キャンパスの図書館の環境整備が挙げられる。図書館の1階は、ホワイトボードやモニタ、可動式のテーブルや椅子を活用し、相談しながら授業の課題に取り組むなど、グループワークを行うことが可能なアクティブ・コモンズを設置、主に1・2年生が入学

当初から主体的な学びを実践できるような環境を用意している。ワークショップエリアでは、ICT 機器を駆使した双方向の学習を実現する環境を整備しており、最大 90 名でのガイダンスやセミナーなどが実施可能である(根拠資料8-2)。ただし、現在は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、グループワークは一時中止している。また、ライティング支援カウンターを設置し、学部生を対象にレポート全般(卒業論文は除く)の作成に関する相談を受け付けているが、前述の理由により現在はオンラインで行っている。

■ 教職員および学生の情報倫理の確立に関する取り組み

情報倫理を「ネット社会での適正な考え方、ルールやマナーを守った適切な行動の規範」と定義し、遵守すべきインターネットに関する規約、ガイドライン、法律等について、教職員および学生に明示している(根拠資料8-3)。

本学におけるパソコンやネットワーク関連の規程等として、「明治学院大学情報ネットワーク規程」(根拠資料8-4)および「明治学院大学情報ネットワーク研究・教育利用細則」(根拠資料8-5)を定め、これらの遵守を前提に、大学ネットワーク環境の利用を認めている。また、ネットワーク利用をするにあたっては、「情報センターオリエンテーション(動画)」(根拠資料8-6【ウェブ】)および「明治学院大学コンピュータ・ネットワーク利用の手引き」(根拠資料8-7)を公開して、具体的な注意事項を周知している。

社会生活に利便性をもたらすソーシャルメディアについて、特に活動範囲の広がる学生の利用にあたっては、その効用と危険性を十分に理解することが不可欠である。このため、学生に向けて、「ソーシャルメディア利用について」と題し、「MG DIARY(学生手帳)」に記載し、注意を喚起している。また、「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン(勤務員・学生等)」「ソーシャルメディアアカウント利用要綱」、さらには学生自身で考えた「明学生が考えた5つの合言葉」を定め、学生自身でソーシャルメディアにどのように向き合うかを考える契機としている(根拠資料8-8【ウェブ】)。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地および校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設および設備を整備していると評価している。

点検・評価項目3

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点

- ✓ 図書資料の整備と図書利用環境の整備
 - 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
 - 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備および学術情報へのアクセスに関する対応
 - 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備
- ✓ 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学は、白金・横浜両キャンパスに図書館を設置しており、各キャンパスの教育、研究内容に即した資料を備えている。2021年5月1日現在の蔵書は、白金図書館が図書約81万冊、学術雑誌約9,100タイトル、横浜図書館が図書約39万冊、学術雑誌約2,500タイトルである。また、電子ジャーナル約105,000タイトルが利用可能である(大学基礎データ表1)。

図書館システムには、図書、学術雑誌等の目録情報を搭載するほか、電子ブック等の電子資料の目録情報も搭載しており、OPAC(蔵書検索)で検索し、所蔵情報の確認、電子データへのアクセスが可能である。また、2020年度からディスカバリーサービスを導入し、電子ジャーナル、データベース、機関リポジトリなどを一括して、論文レベルでの検索が可能となり、また契約しているもののみならずウェブサイト上でオープンとなっている学術論文も検索対象に含むため、網羅的な文献収集が可能となっている。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 および学術情報へのアクセスに関する対応

本学の蔵書の目録情報については、NII(国立情報学研究所)のNACSIS-CATと連携、書誌情報を活用するとともに本学の所在情報を公開している。学術情報へのアクセス手段として、OPACによる蔵書検索とともに、NIIのCiNii Books(他大学の所蔵)、CiNii Articles(国内の論文・記事)の検索も可能としている(根拠資料8-9【ウェブ】)。なお、CiNii Articlesは2022年4月から、科学研究費助成事業(以下、科研費)成果物、博士論文およびIRDB(学術機関リポジトリデータベース)などを合わせ、研究データやプロジェクト情報の検索も可能としたCiNii Researchへ統合され、本学でも4月から公開の予定である。

図書館のポータルサイト「My Library」では、図書の予約、他キャンパスからの取り寄せ、ILL(文献複写、現物貸借依頼)の申込みをオンラインで行うことができる。加えて、他大学・機関等の図書館との連携による学術資料の相互利用を推進している。

山手線沿線の私立大学8校による「山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム」は、2000年に協定を締結し、所属大学が発行する利用証を持参することで入館や貸出など相互に利用することができる。2021年4月に専修大学が加盟し、加盟校は9大学となったが、現在は新型コロナウイルス感染症拡大により相互利用を一時中止している。このほかにも、横浜市内大学図書館とのコン

ソーシアム連携により、学生はより多くの学術資料の利用が可能である(根拠資料8-10【ウェブ】)。

さらに、学術的成果物は、「明治学院大学機関リポジトリ」にて公開するとともに、国立情報学研究所のIRDB(学術機関リポジトリデータベース)に文献情報を搭載することで、より幅広い手段でアクセスできる環境を整えている。リポジトリへの2020年度の年間アクセス件数は約41万件であった。

■ 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

白金図書館は、大学本館(地上10階地下3階)のうち、地上7階地下2階の一部、延床面積7,033㎡を占め、座席数は661席である。研究者用個室13室、グループ学習室2室を備えている。横浜図書館は地上2階、地下2階の独立した建物で、総床面積3,875㎡、座席数は561席である(大学基礎データ表1)。アクティブ・ラーニング、グループ学習など能動的な学びが可能な学習環境の需要の高まりから、横浜図書館について従来の閲覧を中心とした図書館スペースを見直し、「アクティブ、サイレントのゾーニング」「ICTを活用した学習環境の整備」「学びの意欲を喚起する蔵書のレイアウト」等をコンセプトに改修を行い、2015年度にラーニングコモンズ機能を備えた図書館としてリニューアルした(根拠資料8-2)。改修にあたっては、用途に合わせたレイアウトに柔軟に対応できる設備にすることで、少人数から多人数、グループ学習や成果発表など多様な学習に対応ができる環境づくりを行った。これにより、図書館がキャンパスにおける自主的な学びの場として機能している。

また、開館および閉館時間は、各キャンパスの授業開始前、最終時限後でも利用が可能な時間に設定している。原則日曜祝日と夏期・冬期一斉休暇は閉館としているが、2021年度においては、白金は年間8日、横浜は年間7日の日曜日を開館日として、学生・教職員利用者の利便性向上を図っている。

2020年度は、白金図書館の年間入館者数が約3.2万人、年間貸出冊数が約44,000冊、横浜図書館の年間入館者数が約2万人、年間貸出冊数が約23,000冊であり、2019年度と比較し入館者数も貸出冊数も、新型コロナウイルス感染症拡大により大幅に減少している(根拠資料8-11)。このように、図書館への物理的なアクセスが制限される中で、自宅や学外から利用できる環境を整えた。具体例として、「図書の郵送貸出サービス」「文献複写の郵送サービス」および「図書館利用、情報検索のしかた各種動画の作成と公開」を実施し、オンラインでも図書館サービスを楽しむよう対応を行った(根拠資料8-12【ウェブ】)。

図書館内には白金、横浜ともに、蔵書検索用、情報検索用の端末を設置、ノートパソコンの貸出も行っている。また、館内全域で無線LANの利用が可能で、貸出用ノートパソコン、および持ち込みデバイスでも接続が可能となっている。これらの、ネットワークに接続された端末やモバイルデバイスから印刷ができるオンデマンドプリンターを設置している。

■ 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

適切な学術サービスを提供するため、各キャンパスの図書館には、司書資格を有するスタッフを配置し、専門的知識のもと、図書館業務のマネジメントとサービスを実施している(根拠資料8-11)。また、学生には、利用者教育として、図書館利用方法のガイダンス等を行っている。

以上のことから、図書館および学術情報サービスを提供するための体制を備え、それらは適切に機能していると評価している。

点検・評価項目4

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、
教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点

- ✓ 研究活動を促進させるための条件の整備
 - 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
 - 研究費の適切な支給
 - 外部資金獲得のための支援
 - 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
 - ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制

大学としての研究に対する基本的な考えの明示

研究活動および成果によって社会に貢献するという理念のもとに、「教育研究等環境の整備に関する方針」において、「教員および本学に所属する研究者が研究成果を挙げることができるよう、適切な研究時間の確保に留意し、研究助成制度や研究設備の充実を図るとともに、研究者の育成および外部研究資金の獲得について支援する」こと、また、「教員および本学に所属する研究者が学術研究の信頼性と公正性を確保し、高い倫理的規範とその良心に従って研究を遂行するために、研究倫理に係る教育・啓発活動を実施し、不正行為の防止に努める」ことを示している。

さらに、建学の精神と教育理念を踏まえ、教育研究の推進と研究倫理の遵守を目的として、本学において研究活動を行うすべての者およびこれを支援するすべての者が遵守すべき行動規範として2021年度に「明治学院大学研究活動行動規範」を定めた。本行動規範において研究者の基本的責任、倫理規範、法令遵守等を明示し、大学ウェブサイトで公表している(根拠資料8-13【ウェブ】)。

研究費の適切な支給

専任教員が個人で行う研究に直接必要な経費に対し、年間30万円を基本とし、教員研究費を支給している(大学基礎データ表8・根拠資料8-14)。また、学会、研究会、研修会および調査等に必要の旅費(研究旅費)については、学会等研究出張旅費として年間15万円、海外研究発表旅費として年間17万円を限度として支給している(根拠資料8-15)。なお、学会等研究出張旅費は、1年を限度として繰り越し可能である。さらに、学術振興基金補助金(出版助成)、学会開催補助制度も整備、研究支援を図っている(根拠資料8-16【ウェブ】)。

また、専任教員に対し、図書館に配架する研究用図書費を各学部予算から割り当て、研究に資する環境を充実させるとともに、大学附置研究所や各学部付属研究所の予算からプロジェクト研究を促している。

外部資金獲得のための支援

研究を支援する事務局として、2018年度に研究支援課を設置し、外部資金獲得とその適切な使用のための支援体制を整えている。

研究費全般に関する情報を集約した「研究レター」を毎月発行し、e-Rad(府省共通研究開発管理システム)に登録している研究者全員にメールで配信している。外部研究資金の応募情報や申請支援サービスなどは継続的に掲載し、科学研究費特別号では最近の動向や事前準備のステップなど詳細に周知している(根拠資料8-17)。

外部資金の申請にあたり、採択された教員の申請書類を閲覧できる制度や科研費獲得のための動画講座配信の導入などで応募支援を行い、研究計画調書は提出前に総務部研究支援課が事前確認を行う体制をとっている。

また、科研費の採択者へのインセンティブとしては個人研究費の増額制度(根拠資料8-18)を、不採択者への支援のための学内助成制度として「科研費申請奨励費」(根拠資料8-19)を設けるなど、外部資金獲得に向けた学内の環境整備および支援体制を有している。

研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

「大学設置基準」第36条第2項に基づき、専任教員には、個人研究室を割り当てている。研究室(個人研究室、共同研究室)におけるネットワーク環境の充実のため、有線LAN設備の他にタブレット型パソコンやモバイル機器に対応するための無線LAN設備を整備している。さらに、これらの多種多様なネットワーク機器に対応するため、情報センターではヘルプデスクを設置し、教員等研究者へのサービス充実を図っている。

専任教員の勤務時間については「学校法人明治学院就業規則」第5条第1項において、「大学教員にあっては、勤務時間は研究に必要な時間のほか、学部教授会または教養教育センター教授会の決定に基づく授業その他の業務に従事する時間とする。授業の担任時間は、授業時間1コマ90分を基準とし、1週5コマを原則とする。」と定めている。さらに教員役職者の担当するコマ数についてはp.49の表のとおり、責任コマ数の軽減措置をとっている。いずれも、教員が研究に専念する時間を確保する一助となっている。

また、専任教員の教育・研究能力の増進を目的として研究サバティカル制度を設けており、毎年安定した取得率を保持している(根拠資料8-20・8-21)。6年以上勤務した者は7年目ごとに「国内外において自らの研究に専念できる機会」を得ることができる。期間は原則として1学年度とし、在職中に通算最大4年間の研究期間の取得を認めており、期間中は授業と校務の一切を免除している。2020年度の本制度の見直し・再構築により、秋学期からの年度をまたぐ取得や1学期単位での取得も可能となった。現在の教員のキャリアの多様化やワークライフバランス、ライフプランの変化における問題に対応できるよう国外研究について柔軟性をもたせ、長期の国外研究適用時期の自由化や中期国外研究を2回まで拡大する等改善し、多様な研究活動の支援を可能とする研究専念期間制度としている。

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント等の教育研究活動を支援する体制

本学では、「明治学院大学ティーチング・アシスタント規程」(根拠資料8-22)および「明治学院大学特別ティーチング・アシスタント規程」(根拠資料8-23)を定め、学部教育にかかわる教育的補助業務に従事する者として、ティーチング・アシスタントおよび特別ティーチング・アシスタント

を必要に応じて置いている。なお、リサーチ・アシスタントについては、制度を設けていない。

ティーチング・アシスタントは、原則として本学大学院に在籍し、学業成績の優秀な学生を採用することとしている。また、特別ティーチング・アシスタントは本学大学院生に限定せず、修士の学位を有するか同等以上の能力を有することを条件としており、双方とも、学部の授業科目にかかわる教育的補助業務を担っている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると評価している。

点検・評価項目 5

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点

- ✓ 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み
 - 規程の整備
 - 教員および学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育および研究倫理教育の定期的な実施等)
 - 研究倫理に関する学内審査機関の整備

規程の整備

本学では、研究に関する各種の規程等を次のように整備している。

研究活動における行動規範を「明治学院大学研究活動行動規範」として定め、不正防止対策として「公的研究費使用における不正防止計画」「公的研究費の使用・管理の責任体系図」「公的研究費を受け入れる際のルール体系図」および「公的研究費の運営・管理に関する職務分掌表」を定めて、大学ウェブサイト上で明示している(根拠資料8-13【ウェブ】)。また、総務部研究支援課を不正防止計画推進部署とし、公的研究費等不正防止計画推進チーム(根拠資料8-26)と連携のうえ、不正防止計画の検討および改善提案を適切に実施している。

研究倫理については、「明治学院大学研究倫理基準」(根拠資料8-25)、公的研究費の管理については、「明治学院大学公的研究費等における不正行為に関する取扱規程」(根拠資料8-26)、「明治学院大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する規程」(根拠資料8-27)を定めている。また、研究活動の不正行為に関する申し立て(告発)窓口も設けている(根拠資料8-13【ウェブ】)。

なお、本学における研究活動上の不正防止に関する取り組みを向上させるため、規程の見直しを進めており、2022年度前半に関連規程の改正が完了する見込みである。

教員および学生における研究倫理確立のための機会等の提供

「明治学院大学研究倫理基準」(根拠資料8-27)に基づき、研究活動を行うすべての研究者と研究費の運営・管理に関わる者を対象に、研究倫理教育およびコンプライアンス教育の受講と誓約書の提出を義務づけている。受講に関する詳細は公正研究委員会で決定し、e-learning教材を用いて実施している。

すべての大学院生に対して、入学前教育としてe-learning教材「eL CoRE(大学院生向けコース)/日本学術振興会提供」の受講を義務づけており、毎年度新入生全員からの修了証書の提出を確認している。

研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理基準に定める研究倫理を保持するために、各学部等に研究倫理委員会(根拠資料8-28)を設置できる体制を整えている。なお、各学部等において研究倫理委員会を設置し得ない場合は、公正研究委員会がこの役割を代行し、学長を最高責任管理者として、研究に係る倫理の管理全体を統括するとともに最終的な責任を負うことと定めている(根拠資料8-27)。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると評価している。

点検・評価項目 6

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ✓ 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- ✓ 点検・評価結果に基づく改善・向上

適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

教育研究等環境の適切性については、関係する部局において、大学基準協会が示す大学基準および点検・評価項目を基に点検・評価を行っている。

点検・評価結果に基づく改善・向上

各部局における点検・評価結果について、質保証統括委員会において全学的観点から点検・評価し、その結果を執行部会へ報告および提言している。これを受けて学長は、必要に応じて改善を指示しており、改善指示のあった部局は期日までに改善状況を報告する。なお、教育研究等環境の改善・向上に関する課題については、執行部会において随時、議論しており、機動性を持って対応している。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていることと評価している。

02 | 長所・特色

2020年度科学研究費助成事業(科研費)における研究費の配分結果において、本学の新規採択率は46.4%となり、全国の研究機関において第4位、また私立大学においては第1位となった。また、科研費に採択(新規+継続分)された女性研究者の比率については、全国で25位(44.6%)となり、競争的研究資金の獲得において、着実な成果が見られることが長所として挙げられる。前述の通り、外部資金獲得のための支援をはじめとする様々な研究への支援策が成果につながったと評価している。

03 | 問題点

これまで本学では各学部等に研究倫理委員会を設置する体制を整えてはいるが、全学的な組織を持たなかった。そこで、広範にわたる分野の研究を迅速かつ適正に行うための支援として、全学的な研究倫理審査委員会を2022年度中に設置すべく、準備を進めている。これにより、研究倫理に関する学内審査組織を拡充し、研究活動のさらなる促進を図るために、規程や手順等の書式の作成を進めている。

04 | 全体のまとめ

本学の理念・目的を実現するため、教育研究等環境の整備に関する方針を定め、学生の学習環境および教員の教育・研究環境を整備している。特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンラインによる教育研究環境を整える必要が生じたため、学生と教員の双方に不具合が生じないよう、設備面での環境を整えた。社会環境および学習方法の変化に伴う教育環境について、今後も継続して各施策を推進したい。

また、図書館や学術情報サービス、および研究活動への支援体制を拡充し、科研費の新規採択率においては、2020年度には全国で4位、私立大学では全国1位となった。継続してこの水準を維持するとともに、より多くの申請へとつながる施策に取り組み、大学全体の研究の発展を図りたい。

以上のとおり、本学は、理念・目的を実現するために適切な教育研究環境を整備しており、点検・評価とその改善を適切に行っていると評価している。

第9章 社会連携・社会貢献

01 | 現状説明

点検・評価項目 1

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点

- ✓ 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、教育理念や人材養成上の目的を踏まえ、知的資源や教育研究の多様な成果を広く社会に向けて還元するため、「社会連携・社会貢献に関する方針」を「ボランティア活動」と「社会との連携・生涯学習」に分けて定め、その取り組みの範囲を明確にしている(根拠資料9-1【ウェブ】)。

また、方針を大学ウェブサイトに掲載することで、教職員への共有だけでなく、学生や学外に向けても、本学の学生支援に関する考え方や取り組みを広く周知している。

以上のとおり、本学は、社会連携・社会貢献に関する方針を適切に設定し、明示していると評価している。

点検・評価項目 2

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育・研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点

- ✓ 学外組織との適切な連携体制
- ✓ 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- ✓ 地域交流、国際交流事業への参加

学外組織との適切な連携体制

前述の社会貢献・社会連携に関する方針に基づく社会との連携・貢献は、本学の伝統であり、教育理念“Do for Others(他者への貢献)”を体現するものである。教育理念“Do for Others(他者への貢献)”に基づき定めている5つの教育目標のひとつに「共生社会の担い手となる人間の育成」を掲げ、立場や境遇、国籍や民族の相違を超え、隣人へのボランティアや福祉、国際社会における平和構築、自然環境の保存と共生に努力していくことができる人間を育むこととしている。

このような伝統と教育目標を持つ本学は、社会貢献の使命を果たすため、キャンパスが所在す

る東京都港区や横浜市戸塚区といった自治体や日本赤十字社、横浜市国際交流協会等の公的機関との協働・連携事業を推進している(根拠資料9-2【ウェブ】)。

明治学院第1期卒業生である島崎藤村との縁を通じて、2006年8月には、長野県小諸市と「協働連携に関する基本協定」を締結した(根拠資料9-3)。以来、文化・教育・学術等さまざまな分野での協働連携事業を推進し、交流を深めている(根拠資料9-4【ウェブ】)。

また、東日本大震災の直後から、ボランティアセンター内に復興支援プロジェクト「Do for Smile@東日本」を立ち上げ、定期的に活動を続けてきた。この活動は2021年に一旦終了をみることとなったが、2012年に岩手県大槌町と結んだボランティア活動に関する協定(根拠資料9-5)については3年間延長することで合意した。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

社会の要請に応え、社会貢献の使命を果たすため、地域社会や国際社会での諸問題に対し、公的機関や自治体、NPO、NGO、企業等と協力し、本学の教育研究成果や特性・強みを活かした解決策を導き出し、これを社会へ還元している。教員個人の活動や、学部・学科、研究所、図書館による活動など様々な形があり、いずれも本学の伝統や教育理念“Do for Others(他者への貢献)”を体現する活動となっている。

公開講座

白金・横浜の両キャンパスにおいて、本学が主催または共催する公開講座の円滑な運営を図るために設置された公開講座委員会(根拠資料9-6)のもと、学内の10研究所が持ち回りで企画する公開講座を開講している。白金キャンパスでは、「みなと区民大学」として、横浜キャンパスでは「明治学院大学公開講座」として、いずれも毎年秋学期に開講している(根拠資料9-7【ウェブ】・9-8【ウェブ】)。

また、港区との協働連携事業で、港区立中学校・小学校・幼稚園の教員等を対象に、豊かな人間性や社会性を育み、教育の専門家としての確かな資質と、指導の一層の向上を図るための研修である「港区教員研修大学講座」を行っている(根拠資料9-9【ウェブ】)。

2018年度からは、地域住民が広く参加できる講座として、総合企画室社会連携課が企画運営する「明治学院プラチナカレッジ」を開講している(根拠資料9-10【ウェブ】)。

公開事業、各種審議会委員への就任

公開講座に加え、学部や研究所主催の多彩な講演会や研究会、セミナー、チャペルでの音楽会の開催を通じて、地域社会に交流や学習の機会を提供している。それら学内の各部門で開催する一般向けの「公開セミナー・公開講座」等について、地域住民、関係者にメールでお知らせする「明治学院オープンアカデミー」というサービスを行っている(根拠資料9-11【ウェブ】)。また、政府および自治体からの教員に対する各種審議会等委員への就任要請が、2020年度は67件、2021年度は59件(2022年2月末現在)あった。

社会学部附属研究所

地域でのボランティアな活動や生活の課題についての支援・相談活動をソーシャルワーカーが行っている。また、地域の活動者・ボランティアやサービス利用の当事者から寄せられた声や意見をもとに企画する「市民講座/地域創り担い手学習会」、ソーシャルワーカーや社会福祉学・社会学の専門家による「社会福祉実践家のための臨床理論・技術研修会」を開催し、社会福祉の現

場で活躍する実践家の支援に取り組んでいる(根拠資料9-12【ウェブ】・運営体制は9-13参照)。

心理学部付属研究所・相談・研究部門(心理臨床センター)

心の問題や学校教育の問題、発達障害をめぐる問題など、地域社会が直面している諸問題を解決するため、心理学部の専門性を活かし、心理士による相談や支援プログラムの開発・実践などを通じて、地域社会に貢献している。また、うつ病や発達障害などの現代的問題から学校現場への支援や精神医学の最前線のトピックなど、第一線で活躍している専門家が解説するセミナーや公開講座を開催している(根拠資料9-14【ウェブ】・運営体制は9-15参照)。

国際平和研究所

平和教育の実践として「広島・長崎講座」の授業を公開している。2021年度は横浜キャンパスで春学期に「現代平和研究1」、秋学期に「現代平和研究2」を開講、白金キャンパスでは秋学期に「現代平和学研究3」を開講した。また、例年、国際シンポジウム・公開研究会を年間40回程主催している。ただし、2021年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、開催を中止、またはオンライン形式での開催に切り替えた(根拠資料3-4【ウェブ】・運営体制は9-16参照)。

歴史資料館

歴史資料館は、大学のみならず学院の設置するその他諸学校の歴史に関する資料や、その種の資料に関する情報を収集および管理し、研究・教育に活用されることを目的に、常設展示・企画展示を一般に広く公開している(根拠資料9-17【ウェブ】・運営体制は根拠資料9-18参照)。また、デジタルアーカイブの構築を進め、所蔵している歴史資料を目録データ化し、連携する国立国会図書館サーチおよびジャパンサーチにおける検索も可能とする。さらに画像を中心とするデジタルコンテンツを利活用者が直接利用できる仕組みを提供し、デジタル化社会の実現に貢献している。

図書館

図書館が保有する図書資料等の貴重な知的資源を広く社会に公開することで、社会貢献を果たしている(根拠資料9-19【ウェブ】・運営体制は9-20参照)。特に、学院の創設者へボンを中心とした日本初の和英辞書「和英語林集成」の編纂事業、聖書と訳等の活動に関連し、幕末から明治期の日本における英語辞書、英語学習、キリスト教教育に関する各種資料を所蔵している。また、主要な資料をデジタルアーカイブスとしてウェブサイト上に公開することで広く社会に提供している。2006年度に「和英語林集成」、2013年度には「聖書と訳」デジタルアーカイブスを公開した。公開したデジタル画像は32,000枚に上る。なお、2021年度現在、セキュリティの点検および強化のため、デジタルアーカイブスの提供を停止しており、2022年4月の再公開を予定している。

明治学院大学図書館付属遠山一行記念日本近代音楽館は、明治期以降の日本の洋楽に関する専門資料館として広く一般に公開し、音楽研究はもとより、演奏活動や出版・放送事業などの音楽活動を支援してきた(根拠資料9-21【ウェブ】・運営体制は9-22参照)。日本の近現代音楽を振興し理解を深めるため、レクチャーコンサートシリーズを2012年度から毎年開催している(根拠資料9-23)。2020年度、2021年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、オンデマンド配信とした。

地域交流への参加

東京都港区

2008年3月に「港区と明治学院大学との連携協力に関する基本協定」を締結し、東京都港区と協働連携の関係を深めている。港区が主催する「防災ボランティア養成講座」(※2020年度にて終了)や「区民参画タウンミーティング」などの数々の事業に、本学学生が積極的に参加している(根拠資料9-24)。

2007年に開設した「港区チャレンジコミュニティ大学(CC大学)」は、全ての学部の協力のもとで年間70コマ以上の連続講座を行っている。高齢化と孤立化(核家族の増加に伴う血縁、地縁の希薄化)という港区の課題を踏まえた、地域コミュニティーリーダーの養成を目的としており、60歳以上の港区民と民生委員・児童委員を対象としている。学習形態は、講義・体験学習・実地見学を基本としている(根拠資料9-25【ウェブ】)。

1年間の学びを終えた修了生は、修了生がつくる「チャレンジコミュニティ・クラブ」に参加し、港区内において様々なボランティア活動を行っている(根拠資料9-26【ウェブ】)。

横浜市戸塚区

横浜市戸塚区とは、2013年に「活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展および学術研究の発展」を目的として、地域と一体となって開催される大学祭「戸塚まつり」での連携や、生涯学習講座への講師派遣、防災分野での協力等の連携協力協定を締結した(根拠資料9-27・9-28)。また、横浜市(政策局大学調整課)が主催する市内大学学長・理事長と横浜市長の意見交換の場で、市内および隣接する29大学が参加している「大学・都市パートナーシップ協議会事務担当者会議」にも参加している。

1 Day for Others

ボランティアとしての社会貢献活動は、新入生を中心に社会貢献活動に興味を持ってもらうことや、社会の課題を理解することを目的とした「1 Day for Others」という本学独自のプログラムがある(根拠資料9-29【ウェブ】・運営体制は根拠資料9-30・9-31参照)。

これはボランティアやインターンシップをきっかけに、継続性のある社会活動、さらには卒業後の社会貢献活動につながることを目指すものである。人とのつながりを実感する(地域・福祉・教育)、地球規模で社会課題に取り組む(国際協力、自然、環境)、ビジネスで社会課題に挑戦する(社会起業家)、企業の社会的責任について知る(企業CSR)という4つのジャンルにおいて、地域や企業、NPO・NGOと連携している。2011年度に始まったこのプログラムには、毎年700人を超える学生が参加し、「1日ボランティア」や「1日社会貢献活動」を体験している。2020年度春学期は、これらの活動を新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により自粛することとなったが、秋学期はオンライン形式で開催した。それまでの体験を伴う通常社会貢献活動とは異なり、座学やグループディスカッションのプログラムが多かったが、オンライン形式で開催することにより、1 day という制約の中では実現できなかった1都3県以外の地域とのプログラムの実現という成果があった(根拠資料9-32)。

2021年度春学期も継続してオンライン形式でのプログラム開催とし、秋学期は対面での活動を検討していたが、オンライン形式での開催が多く、対面で実施できたプログラムはわずかである。2022年度からは、対面での開催に向けた検討を行っているが、状況に応じてオンライン形式での開催を続けることも想定し、準備を進めている。

国際交流事業への参加

社会貢献活動を目的とした国際交流事業としては、国際連合サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の趣旨に則って、世界各地で国際貢献に携わる国際機関、NPO、NGOなどにおいてインターンシップ(就業体験)を行う国際貢献インターンシップ(長期留学プログラム)や、アジア圏のキリスト教系の大学間が相互協力と発展のために結成した国際コンソーシアムACUCA(アジアキリスト教大学協会)への参加などがある(根拠資料9-33【ウェブ】)。いずれも、多くの学生が参加し、教育実践の場としての機会を得ている。また、2017年に、難民を対象とする入学試験制度「UNHCR難民高等教育プログラム」に関する協定を、本学、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)および国連UNHCR協会との3機関で締結した(根拠資料9-34【ウェブ】)。2018年から毎年1名の難民学生を本学が受け入れており、入学金・学費を全学免除し、毎月の修学助成金を支給することで学業生活を支援している(根拠資料9-35)。

内なる国際化プロジェクト

本学では、「内なる国際化」プロジェクトを実施している(根拠資料9-36【ウェブ】)。在留外国人や外国につながる人びとの増加に伴い、日本社会の構成員が多様化する「内なる国際化」を理解し、文化や宗教、民族といった従来の枠組みを超えた多様な価値観を理解できる学生の育成を図ることを目的としている。

このプロジェクトは、「教育プログラム」「啓発・教育活動」「支援実践活動」「広報活動」の4分野の取り組みから構成している。そのうちの「支援実践活動」として、社会福祉法人さぼうと21と一般財団法人ファーストリテイリング財団との共催で、難民の子どもたちなどを対象として、学習支援教室を夏季・春季休暇中に白金キャンパスにおいて実施している(根拠資料9-37)。2020年度の活動は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止となったが、2021年度は一部対面、一部オンラインで実施した。12月には1日学習支援室を対面で実施し、一部の学生がオンラインで参加した。

パヤオプロジェクト

タイ北部の町パヤオには、人権が守られず保護された北部山岳地域出身の子どもたちが暮らす「バンコクYMCAパヤオセンター」があり、その子どもたちを支援する「パヤオプロジェクト」を実施している。キリスト教教育の一環として生まれた「明治学院教育ビジョン」として、大学の学生だけでなく、明治学院高等学校、明治学院東村山高等学校、明治学院中学校と明治学院の学生、生徒、教職員で取り組んでいる。貧困、人身売買などの子供をめぐる社会課題について共に学び、パヤオセンターの子どもたちと交流する中で、自分たちにできることを考え、力を合わせて行動することを実践している。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、2020年度、2021年度は現地には行くことが叶わなかったが、パヤオセンターとのオンライン交流、タイに造詣の深い本学教員を講師に招いてのオンライン学習、学食でタイ料理を提供するなど、次年度につなげる国内活動を行っている(根拠資料9-38【ウェブ】)。

カンボジアで日本語を学ぶ子どもたちへのオンライン学習支援

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で海外渡航が制限される中、本学ではオンラインを活用した新しい国際交流・貢献の形を提供している。

開発途上国での福祉的支援のあり方の研究に取り組む本学社会学部社会福祉学科生が、2019

年度の授業「福祉開発フィールドワーク」で出会った「ひろしまハウス」の子どもたちに、「演習1」において国際社会福祉の学修成果を基盤にオンラインでの学習支援を開発し、2020年10月中旬から実践している。貧困家庭の子どもたちに無償で学習支援を行っている「ひろしまハウス」は、広島市民が中心となり、カンボジアの首都、プノンペンのウナローム寺院内に建設された交流施設である。現在、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、カンボジアでは休校が多い状況にも関わらず、オンライン学習がほとんど普及せず、教育の機会が制限されている。この状況を知った「演習1」の履修学生たちが「ひろしまハウス」の子どもたちを支援することを発想したことから始まり、「ひろしまハウス」による現地調整のもと、日本語教育を中心に学習支援を行っている(根拠資料9-39【ウェブ】)。

▶ ボランティア活動による教育の推進

ボランティア活動と教育との連携強化の具体的な活動としては、「ボランティアサティフィケート」と「ボランティア大賞」がある。「ボランティアサティフィケート」は、ボランティア実践と大学の授業をつなぐプログラムで、共生社会の担い手となる力の育成を目指している。135時間以上のボランティア実践と全4回のインテグレーション講座の受講、ボランティア実践と結び付けた3科目以上の大学の授業を履修し、単位を取得するという3つの要件を満たすことで、サティフィケートの申請が可能となる。認証を受けた学生に対しては、プログラムの修了証を授与している(根拠資料1-13【ウェブ】・9-40)。また、「ボランティア大賞」は、社会課題に向き合ってボランティア活動を行い、学びと実践の双方で優れた成果を上げた活動を表彰する取り組みである(根拠資料9-41【ウェブ】)。

いずれも、学生が教育理念“Do for Others(他者への貢献)”を具現化するための理解と実践を深め、共生社会の実現に資する力を身につけるための支援であり、社会連携・社会貢献の方針に即した活動である。

▶ 社会連携・社会貢献に関する取り組みの適切性

本学は、社会連携・社会貢献に関する方針のもと、教育研究活動で培った成果を、自治体・企業等との連携や公開講座の開講、図書・資料等の公開、ボランティア等といった形で社会に還元している。また、これらの活動の中には、学生が中心に携わるものもあり、それが正課外教育の場としても機能し、得られた経験や成果が教育目標の達成に大きく貢献している。

以上のとおり、本学の社会連携・社会貢献に関する取り組みは、適切であると評価している。

点検・評価項目3

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ✓ 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- ✓ 点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の定期的な点検・評価については、各種委員会において活動内容の振り返りや見直しを行い、改善・向上への取り組みを行っている。他にも、自己点検・評価活動において各部局が点検・評価した結果を質保証統括委員会に報告することで、全学的にも社会連携・社会貢献の状況を点検・評価している。

また、長野県小諸市や岩手県大槌町との「協働連携に関する基本協定」は、3年ごとに双方の評価内容を確認し、協定締結の更新を協議している(根拠資料9-42【ウェブ】・9-43【ウェブ】)。

02 | 長所・特色

港区との協働連携事業である「港区チャレンジコミュニティ大学(CC大学)」は2007年の開講から、2021年度で15年目(2020年度は開講を中止したため、2021年度が14期生)を迎えた。毎年、60名の定員に対し、100名前後の応募があり、課題作文による選考を行っている。高齢化と孤立化が課題である港区において、この連携は、地域活性化や地域コミュニティの強靱化を図るために地域で積極的に活躍するリーダーを養成し、「地域共生社会」をつくることを目的としている。

既に、第1期から第13期までの修了生約760名が、各方面において地域コミュニティ活性化のリーダーとして活躍している。例えば、システム系の企業にいた修了生が学童保育でプログラミングを教えたり、元美容師が高齢者向け美容塾を立ち上げたりしている。このように、居場所作りとしての多くのサロン活動、コミュニティカフェなどが生まれるなど、個人の生きがいと同時に地域づくりに貢献する施策として、学内外から高い評価を得ている。今後は、港区内の各地域で活躍する修了生に本学学生向けのボランティアプログラムを提供してもらうことにより、社会貢献活動が学生への教育機会の提供と有機的に結びつくように展開していくことを計画している。

また、「内なる国際化」プロジェクトは、本学の教育理念“Do for Others(他者への貢献)”に深く根ざした教育実践である。このプロジェクトの特色は、英語教育や海外留学の促進によってグローバル人材を育成する方向とは逆向きの人材育成にある。そのねらいは、日本国内に暮らす外国につながる多様な人たちの現実とその支援について学ぶ機会を提供し、国際化した日本国内で活躍できる人材を養成することにある。社会学部と教養教育センターの共同プロジェクトとして始まったこの取り組みは、その成果が学内において高い評価を得たことから、2018年度に学長プロジェクトとなった。「支援実践活動」の取り組みである「学習支援教室」には、毎回、20名前後の学生が参加しているが、社会学部の学生だけでなく、他学部の学生の参加も増えており、2022年度以降は全学部の学生が参加できるようになった。「学習支援教室」は、学問領域を超えた「ボランティア実践指導」の場となっている。

このプロジェクトは、「内なる国際化」を理解し、文化や宗教、民族といった従来の枠組みを超えた多様な価値観を理解できる学生の育成を図ること、また、共生社会の担い手として、移民問題やこれに付随する人権問題に対しても鋭い洞察力をもった学生の育成を図ることを目的としている。これらの取り組みは、国際化した日本国内で活躍できる人材を養成するものであり、真の意味での日本のグローバル化への貢献となる。日本国内における多文化共生社会に資する内なるグローバル人材の育成は、本学の教育理念“Do for Others(他者への貢献)”に深く根ざした教育実践であり、今後もより発展的な活動を期待するものである。

03 | 問題点

なし。

04 | 全体のまとめ

本学は、教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を定め、大学ウェブサイトで公表している。

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、東京都港区、横浜市戸塚区、長野県小諸市、岩手県大槌町といった自治体や日本赤十字社、横浜国際交流協会等との公的機関との協働、連携事業も推進し、学外組織とも適切に連携している。

また、本学では、多様な社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動を推進している。各研究所が持ち回りで担当している白金・横浜両キャンパスにおける公開講座をはじめ、総合企画室社会連携課が企画する「明治学院プラチナカレッジ」、学部、研究所主催の多彩な講演会や研究会、セミナー、チャペルでの音楽会の開催など、地域社会に交流や学習の機会を提供している。これらの情報提供に関しては、メールで地域住民や関係者にお知らせする「明治学院大学オープンアカデミー」というサービスを行っている。

社会貢献を目的とした国際交流事業としては、国際機関やNPO、NGOなどにおいてインターンシップ(就業体験)を行う国際貢献インターンシップ(長期留学プログラム)や、ACUCA(アジアキリスト教大学協会)に参加している。他にも、「内なる国際化」プロジェクトによる難民の子どもたちを対象とした学習支援教室やタイの「バンコクYMCAパヤオセンター」の子ども達との交流を通じたボランティア実践プログラム、カンボジアの「ひろしまハウス」の子どもたちへのオンライン学習支援などがある。

ボランティアとしての社会貢献活動は、「1 day for Others」の4つのジャンルからなる地域や企業、NPO・NGOとの連携活動がある。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりオンラインでの開催を余儀なくされたが、一方で、オンラインというメリットを活かし、1 day という制約の中ではなし得なかった1都3県以外の地域とのプログラムを実現するといった成果があった。

以上のとおり、本学は、社会連携・社会貢献に関する活動をその方針に基づき、適切に行っていると評価している。

第10章 大学運営・財務

(1) 大学運営

01 | 現状説明

点検・評価項目 1

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

- ✓ 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
- ✓ 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学運営に関する方針

本学では、大学の運営に関する方針を設定し、大学ウェブサイトにおいて公表している(根拠資料10-1-1【ウェブ】)。

本学は、学長のリーダーシップのもと、全学的事項は大学評議会および連合教授会において、学部固有の事項は各学部教授会において審議することとし、それぞれ対象とする事項を学則に定めている。また、大学評議会および連合教授会の審議事項となっていない全学的事項については、学長を中心とする執行部において、執行部会を定例に開催し、協議および報告を行っている。これらをすべて規程に明記することで、規程に基づいた権限の執行と責任の遂行が果たされるよう図っている。

大学運営に関する方針の適切性

大学運営に関する方針については、大学ウェブサイトに掲載することで、学内での共有は当然のこと、学外に向けてもその姿勢を明らかにしている。

また、その方針の内容については、大学の公共性を示すものとして、学長のリーダーシップを基本としながら、各学部教授会や大学評議会等による審議を踏まえること、権限や責任を明確にすること、それらを規程として整備することで、独善的な運営がなされないことを企図している。

さらに、学校法人の収入については、学納金、寄付金および補助金が多くを占めるため、予算の執行には透明性が強く求められることから、財務と監査に関する基本的な考え方を明確にしている。

以上のとおり、本学は、大学運営に関する方針を適切に設定し、周知していると評価している。

点検・評価項目2

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点

- ✓ 適切な大学運営のための組織の整備
 - 学長および役職者の選任方法と権限の明示
 - 学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備
 - 教授会の役割の明確化
 - 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
 - 教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
 - 学生、教職員からの意見への対応
- ✓ 適切な危機管理対策の実施

適切な大学運営のための組織の整備

学長の選任方法と権限の明示

学長については、「明治学院大学学長候補者選挙規則」(根拠資料10-1-2)および「明治学院大学学長候補者選挙規則施行細則」(根拠資料10-1-3)ならびに「学校法人明治学院寄附行為施行細則第19条第1号」(根拠資料10-1-4)に基づき、有権者5名以上の推薦を得た者を被選挙者とし、学長候補者選挙会において選出する。その後、連合教授会において理事長への推薦を決し、理事長の推薦のもと、理事会の同意を得て選任する。

学長の権限については、「明治学院大学学則第54条第2項」(根拠資料1-2)に「学長は、本学全般の事項を掌り所属職員を統督する」と規定している。

また、学長は、「学校法人明治学院寄附行為第7条第2項および第19条第4項」(根拠資料1-1)のとおり、理事会および常務理事会の構成員となり、大学のみならず学校法人の運営に関しても重要な役割を果たしている。

役職者の選任方法と権限の明示

副学長

副学長については、「学校法人明治学院寄附行為施行細則第19条第2号」(根拠資料10-1-4)に基づき、学長が指名し、理事長の推薦のもと、理事会の同意を得て選任する。

副学長の権限については、「明治学院大学副学長職務規程」(根拠資料10-1-5)に「副学長は大学の運営全般に関して学長を補佐し、必要な特命事項を代行する」と規定している。また、「明治学院大学執行部会議に関する内規」(根拠資料2-2)のとおり、本学の運営の常務を円滑に執行するために設置する執行部会の構成員となり、本学の運営の基本方針に関する事項、本学の管理運営に関する事項および本学の教育研究の環境整備に関する事項について協議する。

また、「学校法人明治学院寄附行為第7条第2項および第19条第4項」(根拠資料1-1)のとおり、副学長のうち、学長が推薦する者で理事会において選任したものの2名が理事会の構成員となり、そのうち1名は常務理事会の構成員となることで、副学長もまた大学のみならず学校法人の運営

に関しても重要な役割を果たしている。

学部長・教養教育センター長

学部長・教養教育センター長については、「明治学院大学学部長候補者等選挙規則」（根拠資料10-1-6）および「学校法人明治学院寄附行為施行細則第19条第6号および第7号」（根拠資料10-1-4）のとおり、学部教授会、教養教育センター教授会および大学評議会の議に基づき、学長が推薦するものについて、理事会の同意を得て選任する。

学部長の権限については、「明治学院大学学則第55条」（根拠資料1-2）に「学部(含む教養教育センター)長は、学長の監督の下にその学部(含む教養教育センター)の事項をつかさどる」と規定し、また、「明治学院大学学則第66条および67条」（根拠資料1-2）には「学部長(教養教育センター長)は、教授会を招集し、その議長となる」と規定している。また、「明治学院大学学部長会議に関する内規」（根拠資料10-1-7）のとおり、学長が大学運営に関する意思決定を行うにあたり、学部長(含む教養教育センター長)の意見を聴き、調整を図ることを目的として設置する学部長会の構成員となり、教学に関する重要事項や各学部(含む教養教育センター)に共通する事項について協議する。

また、「学校法人明治学院寄附行為第7条第2項」（根拠資料1-1）のとおり、学部長および教養教育センター長のうちから互選された者2名が理事会の構成員となる。

学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備

本学では、執行部会(根拠資料2-2)、学部長会(根拠資料10-1-7)および大学評議会(明治学院大学学則第68条および第69条(根拠資料1-2)および根拠資料10-1-8)を設置し、各会議における審議結果を尊重しながら、学長が教学に関する事項を意思決定し、権限を執行している。

教授会の役割の明確化

教授会の役割については、「明治学院大学学則第66条」（根拠資料1-2）に規定することで明確にしている。また、教授会のほかに連合教授会(明治学院大学学則第70条および第71条(根拠資料1-2)および根拠資料1-19)を置いている。

学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

2015年4月1日施行の学校教育法の一部改正を踏まえ、明治学院大学学則第54条第2項を「学長は、本学全般の事項を掌り所属職員を統督する」、明治学院大学学則第66条第3項を「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする」、明治学院大学学則第66条第4項を「学長は、教授会の意見、決議を参考にすることができる」、明治学院大学学則第69条第2項を「学長は、前項各号の決定を行うにあたり、大学評議会の審議結果を尊重する」と改正し、学長が意思決定者であり、教授会は意見を述べる関係であることを明確にした。

教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

理事会の構成については「学校法人明治学院寄附行為第7条」（根拠資料1-1）により22名以上24名以内(根拠資料10-1-9)とし、そのうち教学組織(大学)からは学長、副学長2名および学部長(教養教育センター長を含む)2名の計5名がその構成員となっている。また、「学校法人明治学院寄附行為第19条」(根拠資料1-1)により学長および副学長うち1名の計2名は常務理事会(全11名)の構成員となっている。これにより教学と経営の緊密な連携のもとに学校法人の意思を決定している。

また、理事長の権限と責任については、「学校法人明治学院寄附行為第9条第3項」(根拠資料10-1)に「理事長は、この法人を総理し、法人を代表するとともに、理事会の議に基づく業務執行の責任を負う。」としており、その権限と責任を明確にしている。

学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見については、授業評価アンケートおよび学生アンケートによって収集し、その結果を執行部会、学部長会および各学部における教授会に、必要な事項については適切な部局に報告し、対応を検討する。

教職員からの意見については、教員にあっては各学部(教養教育センターを含む)の教授会において、職員にあっては各部局において、意見を集約したり、施策を企画・立案したりしている。その結果については、執行部会や学部長会に報告し、適切な部局において対応を検討する。

学生からの意見を取り入れた例として、横浜キャンパスへの交通アクセスの問題がある。学生アンケートでは、かねてから横浜キャンパスへの交通アクセスの改善に関する要望が多く寄せられていた。長年の課題であり、行政やバス運行会社との交渉が暗礁に乗り上げることが何度もあったが、粘り強く交渉を重ねた結果、双方の協力を得ることができ、2021年4月26日に戸塚駅から横浜キャンパスへの急行バスの運行を開始することができた。

適切な危機管理対策の実施

防災・減災について、本学では火災、地震等により学校法人明治学院のいずれかの学校に緊急かつ重大な事態が発生したときは、「学校法人明治学院防災管理規程」(根拠資料10-1-10)に基づき、理事長を総本部長とする学校法人明治学院災害対策総本部を設置する。また、火災、地震等により大学に緊急かつ重大な事態が発生したときは、「明治学院大学災害対策本部規程」(根拠資料10-1-11)に基づき、学長を本部長とする明治学院大学災害対策本部を設置する。有事の際、学外とのライフラインが絶たれた場合の防災備蓄品の整備について、白金キャンパスでは4,500名、横浜キャンパスでは4,000名が3日間学内に滞在できるよう非常用トイレ、毛布、救急用品等を配備し、保存食については賞味期限管理のもとに毎年ローリングストックを行っている。

防災訓練については、防災管理者を中心として、白金キャンパスでは毎年高輪消防署等と連携し年1回教職員を中心に訓練を行っている。横浜キャンパスでは神奈川県くらし防災安全局の提唱に基づく職員を中心とした「かながわシェイクアウト(一斉防災行動訓練)」や戸塚消防署の指導のもと、無線機を用いた実践的な訓練を実施している。さらに学生・教職員ともに安否確認システムを運用し、定期的に電子メールによる安否確認訓練を行っており、災害発生時に迅速に学生・教職員の安否を確認できるよう基盤を整備している。

その他の近隣組織との連携について、港区を中心に運営している「白金高輪駅周辺滞留者対策推進協議会」に参加し、災害時の際の対応について定期的に検討することで近隣企業・教育組織との連携を図っている。

情報セキュリティに関する危機管理体制として「学校法人明治学院情報セキュリティ基本方針」(根拠資料10-1-12)を定め、理事長を情報セキュリティにおける最高責任者とし、大学においては、学長を情報セキュリティにおける管理責任者として置き、情報セキュリティ対策を講じている。

そのほか、ハラスメント防止のために、ハラスメント人権委員会(根拠資料7-32)およびハラスメント相談センターを設置し、教職員および学生に向けて講演会や研修等を行うことで、ハラスメントに関する正しい知識を持たせ、共通認識の醸成を図っている。

大学運営の適切性

本学は、規程により役職者の権限と責任を明確化し、また、規程に則った意思決定プロセスを踏まえ、慎重に議論を積み重ねていることから、大学の運営に関する方針に基づいて適切に運営していると評価している。

点検・評価項目3

予算編成および予算執行を適切に行っているか。

評価の視点

✓ 予算執行プロセスの明確性および透明性

予算編成プロセス

本学の予算については、理事会で承認した法人予算編成方針および大学評議会で承認した大学予算編成方針を基に編成する。編成作業については「学校法人明治学院経理規程第44条」(根拠資料10-1-13)および「学校法人明治学院予算管理規程第2条」(根拠資料10-1-14)で定めた予算事務局が中心となって実施し、各部局は予算事務局に対して次年度計画の予算を要求する。予算事務局の下には所管課を置き、総務課、人事課、管財課および経理課がこれにあたる。予算事務局(所管課)は、中長期財政計画、収入予算および基本金組入額等を勘案した支出上限を設定した上で、各部局の要求と既存計画の検証結果と効果を確認しながら予算を調整する。各部局の予算要求額については、積算した根拠を明確に示すことによってその内容の透明性を確保している。

このようにして編成した予算案は、理事会および評議員会の承認をもって決定する。

予算執行プロセス

予算執行の権限については、「学校法人明治学院予算執行に伴う決裁の取扱いに関する内規第4条」(根拠資料10-1-15)に規定している。

予算執行にあたっては、所管課ごとに担当する勘定科目を割り振っている。所管課は担当の勘定科目について執行の適切性を確認し、さらに経理課がそれらの集約と出納を担当するという二重構造を持つことで、適切かつ効率的・効果的な予算の執行と所管課と経理課との二重チェック体制を可能にしている。例えば、人事課では人件費、委託派遣費および委託常勤費を所管している。人員にかかる勘定科目が人事課に集約されることで、雇用形態別の勤務状況とその支出額を俯瞰できるため、効率的・効果的な人員配置を図ることができる。また、支出先との契約が必要な案件は、その契約にかかる稟議手続きを経たものであることと同時に契約が締結されていることをもって、正式な手続きを経た予算の執行であることを確認している。

このようにして、まず所管課で適切性を確認した支出伝票について、経理課においても再度適切性を確認することで、透明性のある予算執行を担保している。

また、予算事務局では、予算執行に当たっての詳細なルールを記載した「支払処理の仕組み」というマニュアルを作成している。「支払処理の仕組み」については、半年ごとに内容の見直しと更新を行っており、教職員に対し、予算執行に関係する最新のルールを提供できる体制を整えることで正確な予算執行に努めている。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

全ての予算計画については、予算編成の際に当年度の執行実績等を見ながら翌年度も同規模の予算要求が適当であるかのチェックを行っているが、特に、新規で取り組みたい案件、予算規模の大きな案件(1千万円以上)、大学として重点的に実施したい案件については、より詳細な事業内容の提出を求めている。そして、年度が終了した際には、それらの報告を求めている。報告については経理課がとりまとめ、内容によって執行部会、部次長会または課長会で審査する。審査結果については担当部局へフィードバックするとともに、財務委員会(理事長が委員長)のもとに財務理事をリーダーとして設置している「予算のPDCA推進のためのプロジェクトチーム」に諮り、最終結果を財務委員会に報告する仕組みとなっている。

予算編成・予算執行の適切性

本学は、予算編成時および予算執行時の両時点において、その計画の効果を確認するとともに、透明性のあるプロセスを確保していることから、適切に予算編成および予算執行を行っているとして評価している。

点検・評価項目 4

法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、
 その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。
 また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点

- ✓ 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置
 - 職員の採用および昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
 - 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
 - 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
 - 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務組織体制

本学の事務組織(根拠資料10-1-16)における組織体制および事務分掌については、「学校法人明治学院事務局職制」(根拠資料10-1-17)および「明治学院大学事務局職制」(根拠資料7-5)に規定している。各組織については、専任職員、特別契約職員(定年後再雇用)、特別嘱託職員(一般職として採用)のほか、専門職によって構成している(根拠資料10-1-18)。また、必要に応じて派遣職員やアルバイトを置き、補助的な業務にあたっている。

職員の採用および昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

専任職員の採用にあたっては、「職員採用に関する取扱い内規」(根拠資料10-1-19)を定めている。この内規に基づき、採用委員会において採用人数、募集対象や採用方法等を決定し、適切に採用活動を実施している。

また、専任職員の昇格にあたっては、「学校法人明治学院職員昇格審査委員会規程」(根拠資料10-1-20)、「学校法人明治学院職員人事考課規程」(根拠資料10-1-21)および「学校法人明治学院職員職能資格規程」(根拠資料10-1-22)を定めており、昇格審査委員会が、「学校法人明治学院職員職能資格規程」に定めた昇格基準を満たした職員に対し、「学校法人明治学院職員人事考課規程」に基づいた人事考課結果を活用し、審査している。参与および参事への昇格は、昇格審査委員会の議に基づき、その適格者について理事会の同意を得るものとし、主事、主事補および書記への昇格は、昇格審査委員会の議に基づき決定している。

■ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

本学では、業務の多様化・専門化に対応するため、専門職として、主任カウンセラー、専任保健師、障がい学生支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター、宗教部主任職員、宗教部常勤職員、学院牧師および音楽主任者を置いている。これらの任用にあたっては、任用規程を設け、それぞれの職種において規程に則った任用を行っている。

また、総合職として採用した専任職員においては、ジョブローテーションにより広い視野の中にも深い知識・技能を身につけ、大学人として総合的な判断力を培うことで、一部、専門職として採用した専任職員も含めて、専門職と総合職の融合によって多様化・専門化への対応を図っている。

■ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)

本学ではかねてより教学事務局(教務部、学生部、キャリアセンター、国際センター、情報センター、図書館、総合支援室、ボランティアセンター、宗教部および入試センター)に教員部長を配置し、それぞれの部局には各学部から選出の教員による委員会を設置することにより、教員と職員とが緊密に連携し、業務の執行にあたっている。

また、大学事務局長および大学事務局次長が執行部会の構成員となり、大学の運営の基本方針、管理運営および教育研究の環境整備について、学長、副学長および学長室長とともに協議しており、教職員が一体となって大学の運営を担っている。ほかにも、教学改革を推進するための基本方針を策定する機関として設置している教学改革推進会議は、教員役職者である学長、副学長、学部長、教務部長、学長室長、国際センター長および総合企画室長とともに職員役職者である大学事務局長、教務部次長、国際センター次長および総合企画室次長がその構成員となっており、教職員が一体となって教学改革の推進を担っている。

■ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

人事考課については、「学校法人明治学院職員人事考課規程」に基づき、専任職員に対して実施している。考課については、職務能力、業務成績および勤務態度の三面から実施し、それぞれを評価基準に照らして5段階で評価し、それらをもって総合評価を5段階で行う。

人事考課については、考課者(管理職者)と被考課者(職員)が目標を共有することにより、その結果を前述の昇格審査に用いるほか、「学校法人明治学院職員役職位任免規程」(根拠資料10-1-23)に基づき、役職位の任免に用いている。

事務組織の適切性

本学では、必要な規程を整備し、それを適切に運用することで、公正・公平な採用、昇格および任用を行っている。また、必要に応じて専門職を配置することで、従来のジョブローテーションでは十分に対応しきれなかった継続性のある教育研究活動の支援を可能にしている。さらに、教職協働の取り組みによって、教員と職員が互いに大学運営に対する理解を深めることができていることから、適切な事務組織を備えていると評価している。

点検・評価項目5

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員および教員の意欲および資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点

- ✓ 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

SDの組織的な実施

専任職員に対する研修については、「学校法人明治学院職員研修制度規程」(根拠資料10-1-24)および「学校法人明治学院職員研修制度実施要領」(根拠資料10-1-25)により、職能資格別研修、役職位別実務研修、共通研修および部署別研修に大別し、実施している(根拠資料10-1-26)。

また、2017年4月には、「SD実施に関する指針」(根拠資料10-1-27)を策定し、教員と職員が協働して大学運営を行っていきけるように、必要な知識や能力の向上を目的とした研修を行っている(根拠資料10-1-28)。

職能資格別研修

職能資格別研修については、職能資格によって備えておくべき知識の修得を目的として実施し、日本私立大学連盟が主催する研修への参加と学内で実施する研修で構成している。これらの研修への参加実績を昇格審査における評価の参考としている。

また、入職1年目に参加する新入職員研修およびキリスト教学校教育同盟主催の事務職員夏期学校や、主に1~3年目の職員が参加する芝浦工業大学との合同研修等、学内での職務経験に応じた研修を用意している。

さらに、10年未満の職員(書記)を対象として、特に国際化へ対応しうる力を養成するため、2013年度から海外実務研修を実施しており、本学の海外協定校であるアメリカのホープカレッジへ2週間程度、職員を派遣している。語学習得と業務研修を行うことで本学の課題とその解決策を見出すことを研修の目的としており、2021年度と2020年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により派遣できなかったが、2019年度は1名、2018年度は2名を派遣した。

役職位別実務研修

役職位別実務研修については、主に管理職者を対象として、管理職者として備えておくべき知識の習得を目的として実施している。特に、管理職者任用時には、就業規則や関連する法令に基づく適切な労務管理のための研修と公平・公正な人事考課を実施するための考課者研修を実施している。

共通研修

共通研修では、全職員を対象に年に1回実施する全体研修や学院の建学の精神を再確認するための勤務員キリスト教セミナー等を用意している。

部署別研修

上述の研修のほか、部署別研修として、部署固有の業務に対する研修を実施している。

資質向上を図る取り組みの適切性

上述の取り組みにおいて、職員は各種研修において新たな知見を得たり、専門性を高めたりすることで、大学運営において重要な役割と責任を果たしている。また、教員と職員が大学運営に共通して必要な知識や能力について学び、あるいは会議の場で意見を交換することで、相互理解のもとで幅広い視点からの大学運営ができています。

以上のとおり、本学は大学運営を適切かつ効果的に行うために、組織的に体系的な資質向上を図る方策を講じていると評価している。

点検・評価項目 6

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ✓ 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- ✓ 監査プロセスの適切性
- ✓ 点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価を行う組織と点検・評価の観点

大学運営の適切性については、執行部会および関係する各部局において、大学基準協会が示す大学基準、点検・評価項目および評価の視点に基づき、点検・評価を行っている。

監査プロセスの適切性

本学の監査については、監査法人による監査、監事による監査および監査室による監査の三様監査の体制を整備している。三者それぞれ定められた固有の監査事項やその結果、また把握しているリスクを共有するための意見交換や協議を定期的に行いながら、多角的、効率的かつ効果的な監査を実施している。

監査法人による監査については、「私立学校振興助成法第14条第3項」に基づき実施するもので、学校法人会計基準に準拠し、財務状況および経営の実績が適正に表示されているかを監査している。監査法人による監査の結果については、理事会および評議員会に報告するとともに、監査法人監査報告書として学校法人明治学院のウェブサイトにおいて公開している。

監事による監査については、「私立学校法第37条第3項」に基づき実施するもので、「学校法人明治学院寄附行為第23条」(根拠資料1-1)にその職務を規定している。さらに「学校法人明治学

院監事監査規程」(根拠資料10-1-29)に具体的な対象やプロセスを規定しており、監事は全ての常務理事会、理事会、評議員会に陪席し意見を述べるほか、監事監査実施計画を策定し、業務監査、財産の状況についての監査および理事の業務執行状況についての監査を実施している。監事による監査の結果については、監事監査報告書として理事会および評議員会に報告するとともに、学校法人明治学院のウェブサイトにおいて公開している。理事長は、監事からの報告に基づき、被監査部門に監事監査の結果を通知し、必要な措置を指示している。

監査室は、理事会直轄の組織として、理事のうち1名を監査室長とし、「学校法人明治学院内部監査規程」(根拠資料10-1-30)に基づき、業務監査および会計監査を実施している。監査室による内部監査にあたっては、理事長の定める内部監査実施方針に基づき、内部監査実施計画を策定し、監査を実施しており、内部監査終了後は、内部監査報告書を作成し、理事長および理事会に報告している。理事長は、報告に基づき、被監査部門に内部監査の結果を通知し、必要な措置を指示している。

改善・向上を図るプロセス

点検・評価の結果や執行部会による客観評価を踏まえ、学長から各部局の長へ改善指示書をもって改善を指示している(根拠資料2-10)。各部局の長は、期日までに改善し、学長へ報告することにより、改善を確実にものとしている。

改善・向上の実例

2019年度に実施した点検・評価の結果、学則に規定されていた大学評議会および連合教授会に関する内容が不十分であったため、2020年度に規程化を審議し、2021年度に運用規程として整備が完了した。

02 | 長所・特色

なし。

03 | 問題点

なし。

04 | 全体のまとめ

本学では、教育理念および人材養成上の目的に基づき、大学運営に関する方針を適切に設定し、大学ウェブサイトにおいて公表している。

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を規程において明示しており、それに基づき、大学運営を行っている。

予算の編成および執行については、透明性のあるプロセスのもと、適正に行っている。

法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けている。職員の人事については、規程に則って採用し、人事考課による業務評価を基に、規程に則って、昇格審査や役職位の任免等の処遇を行っている。

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員および教員の意欲および資質の向上を図る方策として、組織的に体系的なSDを実施している。

大学運営の適切性については、関係部局によって定期的に点検・評価を行っている。また、監査法人による監査、監事による監査および監査室による監査の三様監査の体制を整備し、各部局による点検・評価とは別の視点での点検も行っており、これらを基に改善・向上に向けて取り組んでいる。

以上のとおり、本学は、教育理念および人材養成上の目的に基づいた大学運営を行っているものと評価している。

(2) 財務

01 | 現状説明

点検・評価項目 1

教育研究活動を安定して遂行するため、
中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点

- ✓ 大学の将来を見据えた中期の計画等に則した中期の財政計画の策定
- ✓ 大学の財務関係比率に関する指標または目標の設定

中期財政計画の策定

本学の財政については、各年度の事業活動収入と事業活動支出の均衡を図りつつ、基本金組入前当年度収支差額(=正味財産)を増加させ、財務基盤の強化を図ることが基本的な方針である。

この方針のもと、毎年度5ヵ年の財政予測を作成し(根拠資料10-2-1)、方針に則った財政計画となるように見直している。この財政予測・財政計画には、当然、系列校も含めた法人全体の中期計画(2020-2024)(根拠資料1-15)を加味している。大学に関しては、2020年度末に借入金の返済が完了したことで、これまで返済に充てていた資金を今後は教育研究に関わる支出へより注力することが可能となった。また、現有キャンパスの有効活用と施設整備を推進するため、特に開校35年を迎えた横浜キャンパスについては「エコキャンパス」としての教育環境整備を目指して、第2号基本金の計画的な組み入れを継続している。

財務関係比率に関する指標の設定

本学では法人全体として、財務関係比率に関する指標を次のように設定している。

- ① 経常収支差額比率10%以上
- ② 事業活動収入に占める当年度収支差額比率1%以上
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団が設定した「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」における「A2」以上の維持

直近3ヵ年の状況(法人全体)をみると、以下のようになっている。2018～2019年度は3項目ともに設定水準を達成できたが、2020年度は設定水準を満たすことができなかった。この要因は大学において予算に計上していない新型コロナウイルス感染症に伴う全学生への緊急支援金給付やコロナ対応給付奨学金を実施したこと、および系列の高等学校の新校舎建設に伴う支出増加にある。なお、高等学校の新校舎建設に伴う支出増加による影響は今後も続くが、工事完了後、2024年度以降は引き続きこの設定水準を維持できると見込んでいる。

	設定水準	2018	2019	2020
経常収入に占める経常収支差額比率	10.0%以上	15.2%	13.1%	8.1%
事業活動収入に占める当年度収支差額比率	1.0%以上	1.8%	2.4%	-0.1%
経営判断指標	A2 以上	A2	A2	A3

財政計画の適切性

本学は、財政に対する基本的方針の下、安定した教育研究活動を遂行するための財政基盤を確保するため、財務関係比率に関する指標と水準を設定している。また、その水準の充足を前提とした中期計画を策定していることから、中期財政計画を適切に策定していると評価している。

点検・評価項目2

教育研究活動を安定して遂行するために
必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点

- ✓ 大学の理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(または予算配分)
- ✓ 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
- ✓ 外部資金の獲得状況、資産運用等

大学の理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するための財政基盤

本学は、理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するため、先述の指標を設定し、毎年度の決算において設定水準を満たしているかを検証することにより、財政基盤の安定化を図っている。また、財政基盤をより堅固に安定させるため、計画的な第2号基本金および第3号基本金の組み入れならびに特定資産の引き当てを実施している。

その結果として、2020年度決算における特定資産として、604億円(2016年度比98億円増)を確保することができている(根拠資料10-2-2)。なお、2020年度末の借入金の残高について、大学の借入金は2020年度に完済しているが、系列の高等学校の新校舎建設に伴う借入金が3.5億円となっており(根拠資料10-2-3)、2022年度に7.5億円の追加の借入を予定している。

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

文系学部のみで構成する本学は、理系学部を有する大学に比べて教育研究経費支出額が少ない傾向にあるが、それでもなお教育研究経費比率を重要な比率と位置づけ、30%を目標水準として設定している。2020年度は、新型コロナウイルス感染症に対応するための全学生への緊急支援金一律5万円の給付や、コロナ対応給付奨学金の実施により、教育研究経費比率が30%を超えて34.2%となった。それ以前の過去5ヵ年をみると年度を追うごとに目標に近づくものの30%を超えることができなかったが、2019年度から2年連続で目標を超え、教育研究活動のために必要な支出を行うことができた。

教育研究経費比率の目標の達成と同時に、財政基盤を確保するために、予算の効果的・効率的な執行により支出総額の抑制に努めるほか、後述のとおり安全かつ効率的な運用によってもたらされる資産運用収入の増加を図っている。経常収入に占める教育活動外収入の比率も、以下の表のとおり直近の3年間で毎年増加している。

	2018	2019	2020
経常収入に占める教育活動外収入の比率	5.5%	5.8%	6.0%
教育活動外収入計	1,080,550,334円	1,122,664,542円	1,172,528,667円

このような財務基盤が確保されていたことが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う奨学金をはじめとした様々な支出に迅速に対応することを可能にした。

外部資金の獲得状況、資産運用等の状況

学生生徒等納付金以外の収入として、白金キャンパスの好立地を活かした施設貸出が一つの収入源となっていたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンパスへの入構禁止が続き貸出件数が減ることとなったため、この収入については前年度の4割程度の減収となった。

寄付金としては、大学において、奨学金の原資とするべくチャレンジ奨学金募金を実施している。多くの方々のご理解とご協力により、直近5ヵ年の寄付金収入は、毎年、1億円前後で推移している。2020年度にはチャレンジ奨学金に第4の目的として「新型コロナウイルス感染症対応給付奨学金のため」を追加し、募集期間を2024年3月末までに延長、目標額を6億円とした(2021年3月末までの募金額：348百万円で目標額450百万円に対して進捗率77.4%)。しかし、経常寄付金比率(法人全体)は例年0.6~0.7%程度であり、他の大学法人と比較しても相当低い(『今日の私学財政』令和元年度の集計によると、学生数10,000人以上の大学法人の平均が1.5%、医歯系法人を除く平均が1.4%、文系複数学部の大学法人の平均が1.3%であり、いずれと比較しても半分程度の割合にとどまっている)、本学の教育をより深く理解いただけるような施策を引き続き行うことが重要と考えている。

資産運用については、先述のとおり、毎年10億円を超える収入を堅調に確保できている。現在のマイナス金利政策下においては、安全な投資資産への配分ではさらなる増収は見込めないものの、「学校法人明治学院資産運用要領」(根拠資料10-2-4)に基づき、引き続き株式による運用等、元本毀損リスクのある運用は行わないこととしている。

財務基盤の適切性

本学は、計画的な基本金の組み入れおよび特定資産の引き当てを行い、それらを基に安定した資産運用収入を確保している。特定資産を計画的に引き当てる中でも、教育研究経費比率は2年連続で目標水準に達しており、適切な財政基盤が確立されていると評価している。

02 | 長所・特色

2019年度までは基本金組入前当年度収支差額(=正味財産)が順調に増加してきたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症に対応するために、予算計上していない支出(奨学金、無線LAN関連の環境整備、Web会議システムの契約、遠隔授業サポートの委託、非常勤講師への遠隔授業対応手当等)が約11億円必要となった。これらの支出は、本学が今まで安定した財政基盤を確保してきたことで、緊急・迅速な対応が可能となり、特に全学生への一律の緊急支援金については、本学が全国の大学の先駆的な事例となった。

03 | 問題点

なし。

04 | 全体のまとめ

本学は、各年度の事業活動収入と事業活動支出の均衡を図りつつ、基本金組入前当年度収支差額を増加させ財務基盤の強化を図るという基本的な方針のもとに、毎年度、5ヵ年の財政予測を作成し、方針に則った財政計画となるように見直している。また、理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するため、財務関係比率に関する指標とその水準を設定し、毎年度の決算数値でその達成度合いを検証し、単年度のみならず中・長期的な財政基盤の安定化に役立てている。

実際にこのような取り組みの結果、計画的な第2号基本金および第3号基本金の組み入れならびに特定資産の引き当てを実施し、また一方で、借入金を計画的に返済してきたことで、実質的な運用資産額の増額(運用財産2020年度末652億円)を実現できており、それらがもたらす果実が教育活動外収入の大きな柱となっている。

以上のとおり、本学は、適切な財政計画に基づいて、安定的な学校運営に必要な財政基盤を確保していると評価している。

終章

本報告書に記したように、全編を通して、本学の内部質保証は概ね適切であると評価した。しかしこれで満足しているわけではない。各章における全体のまとめや問題点に記したとおり、少なからぬ課題が残っており、実質的な内部質保証システムを運用する取り組みを不断に進めている。

まず、学内における個々の取り組みについて、内部質保証システムへの連結がまだ不十分であるという問題がある。これまで、質保証を担う各部局や会議体は、改善や向上につながる取り組みを進めてきたが、必ずしも質保証サイクルを意識し、その位置づけを明確にすることができていなかった。教育の質保証に関しては、教育効果を測定したデータはそろえたものの、これを十分に活用するための分析体制の強化および手法の確立が不十分であった。これを踏まえ、現在、計画・実行の段階から、点検・評価の基準や指標を明確にしていくことに取り組んでいる。

質保証の取り組みを推進していくにあたっては、学内構成員それぞれが質保証を担う一員であるという自覚を持ち、質保証に対する理解を深めることが重要である。この報告書を執筆するにあたり明らかになった問題点を改善するとともに、学内構成員の意識向上にも努めていきたい。

横浜開港と同時に来日したアメリカ人宣教師J.C.ヘボンが、1863年に妻クララと共に開設した「ヘボン塾」を淵源とする本学は、建学の精神「キリスト教による人格教育」のもとに、“Do for Others(他者への貢献)”を教育理念に掲げ、6学部16学科および7研究科12専攻を擁する文系総合大学に発展してきた。

2023年に建学160周年を迎える本学では現在、理系教育を拡充することを考えている。ひとつは、文系の学生へのデータサイエンス教育を充実させることである。もうひとつは、新たな試みとして、2024年度に理系学部「情報数理学部」の設立を計画している。こうした教学改革は「研究・教育の幅を広げる」「社会からの要請に応える」「明治学院の中高大一貫教育を充実させる」ことを目的としている。文系理系の枠を超えた多様性をもつことは非常に有益であり、本学にとって理系学部の開設は、重要な一歩になると確信している。

併せてこれらの計画を実施していくにあたり、最初から質保証サイクルの中に組み込んで、点検・評価の基準や指標を設定し、目的を十分に達成していく所存である。

2024年度に新たな総合大学としての歩みが始まる。“Do for Others(他者への貢献)”という教育理念のもと、世界に貢献する大学として発展し続けるために、今後も不断の努力を積み重ねていきたい。

点検・評価報告書 2021

2022年3月発行

発行

明治学院大学

〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37

内容に関するお問い合わせ先

明治学院大学 自己点検推進室

jikoten@mguad.meijigakuin.ac.jp